

東京女子体育短期大学 自己点検・評価報告書

平成 25 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書.....	1
1. 自己点検・評価の基礎資料.....	2
2. 自己点検・評価報告書の概要.....	15
3. 自己点検・評価の組織と活動.....	18
4. 提出資料・備付資料一覧.....	20
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	27
基準Ⅰ-A 建学の精神	30
基準Ⅰ-B 教育の効果	33
基準Ⅰ-C 自己点検・評価.....	35
◇ 基準Ⅰについての特記事項.....	37
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	38
基準Ⅱ-A 教育課程.....	39
基準Ⅱ-B 学生支援.....	49
◇ 基準Ⅱについての特記事項.....	61
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	62
基準Ⅲ-A 人的資源.....	63
基準Ⅲ-B 物的資源.....	70
基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	74
基準Ⅲ-D 財的資源.....	75
◇ 基準Ⅲについての特記事項.....	78
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	79
基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ	80
基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ	83
基準Ⅳ-C ガバナンス	85
◇ 基準Ⅳについての特記事項.....	88
【選択的評価基準 1. 教養教育の取り組みについて】	89
【選択的評価基準 2. 職業教育の取り組みについて】	91
【選択的評価基準 3. 地域貢献の取り組みについて】	94

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の第三者評価を受けるために、東京女子体育短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

平成25年6月21日

理事長

高井和伸

学長

加茂佳子

ALO

田中洋一

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

本学は、明治 35 (1902) 年 5 月、日本初の女子体育教師養成学校を目指して、私立東京女子体操学校として創設され、同年 11 月、私立東京女子体操音楽学校と改称されている。昭和 19 (1944) 年に東京女子体育専門学校に昇格。同 25 (1950) 年に東京女子体育短期大学に発展するとともに、同 37 (1962) 年に我が国初の女子体育大学として東京女子体育大学が設立され、今日に至っている。

明治 35 年	日本初の女子体育教師養成学校として山崎周信が「私立東京女子体操学校」を小石川区上富坂町に設立
同 年	「私立東京女子体操音楽学校」に改称
明治 41 年	藤村トヨが学校設立者に加わり校長となる
大正 10 年	北多摩郡武蔵野村吉祥寺に新校舎起工移転
昭和 19 年	専門学校令に基づき東京女子体育専門学校（修業年限 3 年）に昇格
昭和 25 年	学制改革に伴い東京女子体育短期大学（修業年限 2 年）となる 藤村トヨ初代学長就任
昭和 26 年	学校法人藤村学園設立、初代理事長藤村トヨ就任
昭和 36 年	北多摩郡国立町に校舎新築移転
昭和 37 年	東京女子体育大学（修業年限 4 年）を創設、伊澤エイ学長就任、短大学長を兼ねる。
昭和 43 年	短期大学に幼児教育科を新設
昭和 48 年	短期大学に児童教育学科を新設、保健体育科を保健体育学科に改称
昭和 50 年	新 6 号館（学生食堂）竣工
昭和 51 年	陸上競技場、オールウェザーに改修し公認競技場となる
昭和 53 年	第 1 体育館竣工
昭和 57 年	創立 80 周年、第 1 号館竣工
昭和 62 年	第 9 号館竣工
平成 5 年	藤村総合教育センター竣工、創立 90 周年記念式典挙行
平成 14 年	第 7 体育館竣工、創立 100 周年記念式典挙行
平成 15 年	第 10 号館（図書館、第 6 体育館）竣工
平成 19 年	(財)短期大学基準協会から短期大学として適格認定
平成 20 年	(財)日本高等教育評価機構から大学として適格認定
平成 23 年	第 4 号館竣工
平成 24 年	創立 110 周年記念式典挙行、12 号館竣工、110 周年記念藤村学園資料室設置

(2)学校法人の概要

学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数

平成 25 年 5 月 1 日現在

(単位：人)

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
東京女子体育大学	東京都国立市富士見台四丁目 30 番地の 1 号	300	1,280	1,474
東京女子体育短期大学	同上	160	320	281

(3)学校法人・短期大学の組織図

専任教員数、非常勤教員数、教員以外の専任職員数、教員以外の非常勤職員数

①教員数 (平成 25 年 5 月 1 日現在)

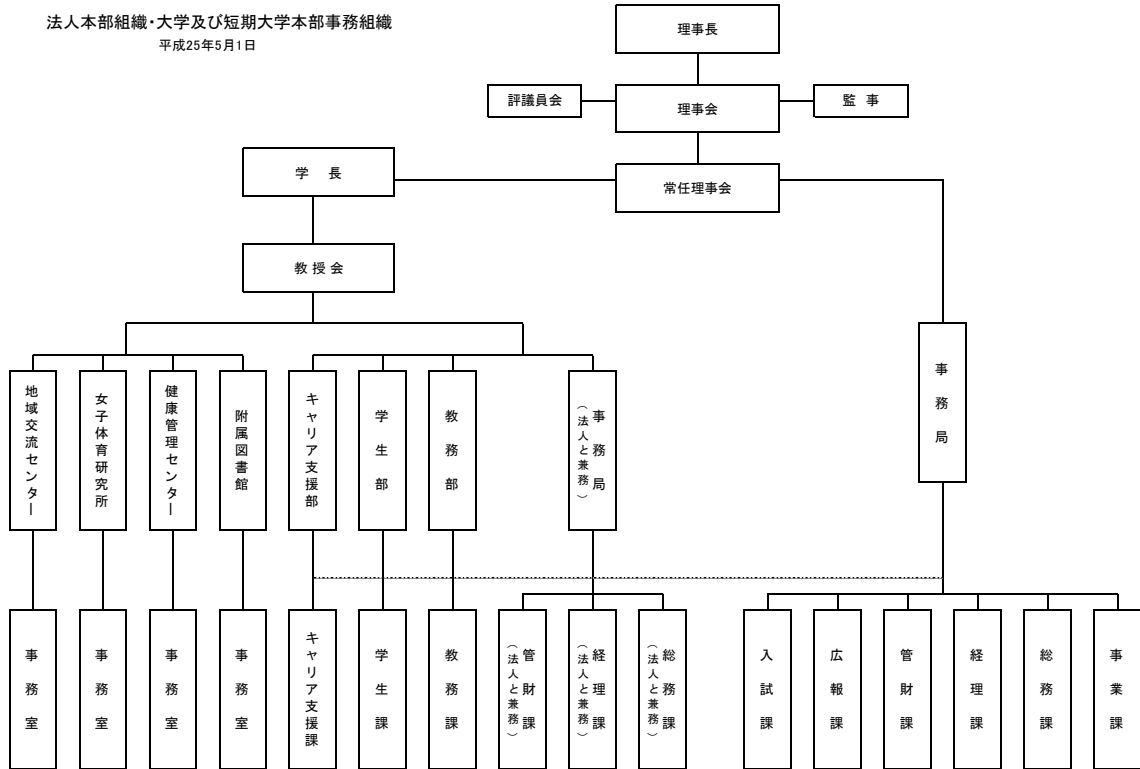
(単位：人)

学科名	専 任				非常勤 教 員
	教 授	准教授	講 師	計	
保健体育学科	6	0	2	8	39
児童教育学科	5	5	2	12	28
計	11	5	4	20	67

②事務職員数 (平成 25 年 5 月 1 日現在) (単位：人)

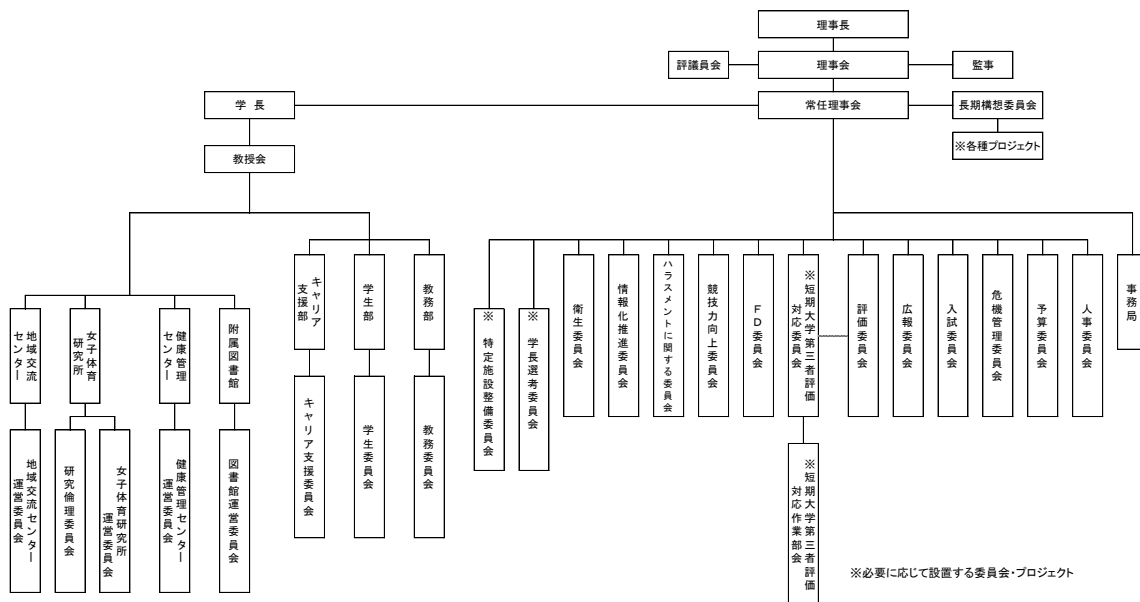
区 分	専 任	非常勤
男	5	16
女	10	39
計	15	55

組織図



法人委員会及び教学委員会組織建関図

平成25年5月1日



(4)立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

・立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学が所在する東京都国立市の人口は約73,000人であり、ここ数年間で微増はあるが、大きな変化はない。

同市には大学・高校の数も多く、東京都から文教地区の指定を受けている学園都市である。本学の周辺は自然に恵まれた閑静な住宅街である。

・学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
北海道	1	0.5	0	0	0	0	1	0.8	4	3.4
東北	15	7.4	11	8.9	10	7.8	13	10.5	7	6.0
関東	156	77.2	90	73.3	104	80.6	91	73.4	84	71.8
甲信越 北陸	24	11.9	11	8.9	9	7.0	9	7.3	12	10.3
中部	2	1.0	5	4.1	2	1.5	4	3.2	3	2.6
近畿	3	1.5	2	1.6	0	0	1	0.8	2	1.7
中国	0	0	1	0.8	1	0.8	0	0	1	0.8
四国	1	0.5	0	0	1	0.8	2	1.6	2	1.7
九州	0	0	2	1.6	2	1.5	3	2.4	2	1.7
沖縄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	1	0.8	0	0	0	0	0	0
計	202	100.0	123	100.0	129	100.0	124	100.0	117	100.0

・地域社会のニーズ

スポーツを通して培った「ルールを遵守する」「相手をおもんばかる」「礼儀正しく」のフェアプレーの精神を自分の信条にして、体育・スポーツ分野での指導者を目指している本学学生の潜在能力とその可能性は、社会や企業が求めているものである。

また、本学学生の多くは教育職員を第一の希望として勉学に励んでおり、地域社会や多くの企業が求める人材も本学の「建学の精神」と相通じるものである。

・地域社会の産業の状況

国立市の産業構造の特性は、従業員数で見ると第二次産業が約2割、第三次産業が約8割を占めている。業種別では、卸売業・小売業が26%、教育・学習支援業が16%、飲食店・宿泊業が11%とこの3つだけで国立市全体の半数を占めており、比較的規模の小さい事業所が大勢を占めている状況にある。

- ・短期大学所在の市区町村の全体図



(5)課題等に対する向上・充実の状況

- ① 前回の第三者評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（領域別評価票における指摘への対応は任意）

改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対策	成果
<p>評価領域Ⅰ 教育目標は、学科ごとに特色をいかすように整理しなおす検討が望まれる。</p>	<p>○教育目標は、下記のとおり学科ごとの特色をいかして定め、充実を図っている。</p> <p>《保健体育学科教育目標》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高度な専門性を培い、保健体育に関する知識・技能を習得し、理論・実技を通して各種スポーツの指導ができる能力を身につける。 2. スポーツ文化の継承と社会に貢献できる態度を身につける。 <p>《児童教育学科教育目標》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 幼児・児童教育の専門知 	<p>○各学科の教育目標については、ホームページ等において公開し、学生募集活動などに成果を上げている。</p> <p>○平成23・24年度本学研究フォーラムにおいて、教科内で作成した学生の学習内容の分類分析を報告し、学生の質の向上に努めている。</p>

	<p>識・技能を培い、習得する。</p> <p>2. 教職課程を修得し、幼児・児童に教育・指導できる能力を身につける。</p>	
<p>評価領域Ⅲ 課題としては、学生数に対してコンピュータの設置数が少ないこと、バリアフリー化の検討、プライバシー保護の観点からのオフィス・アワー時間の活用方法の検討が望まれる。</p>	<p>○平成 23 年度にマルチメディアルームを設け、92 台のパソコンを設置した。また、同時にスタディールームを設け、15 台のパソコンを設置し、学生の常時使用を可能とした。</p> <p>○平成 21 年度に図書館にパソコン 15 台を増設し、併せて 25 台とした。</p> <p>○バリアフリー化については、新 4 号館にエレベーターを設置したほか、スロープを設けた。また、1、6 号館入口にもスロープを設置するなど改善に努めている。</p> <p>○教員全員が週 1 回オフィス・アワーを設定しており、曜日・時間・場所については、ポスター掲示及びチラシの配布により学生に周知している。また、新 4 号館の完成により平成 23 年度から研究室が一人一室となり、プライバシー保護は改善された。</p>	<p>○学生が常時使用できるパソコンが設置されたことから、待ち時間等がなく学生の作業効率があがった。</p> <p>○以前は試験・卒研期間中にも順番待ちがあったが、十分に緩和された。</p>
<p>評価領域Ⅳ 成績評価の「不可」が多い授業科目が見受けられるが、履修登録と履修取り消しの関係を明確にして、成績評価の時までに実質的な受講生の把握に努めるための検討が望まれる。</p>	<p>○履修登録は前期・後期と別々に行っており、その都度確認行為を学生に義務付け、履修の取り消し、追加を行っているが、何らかの事情により履修登録・取り消しが教務データに反映されていない場合は、個々に対応し、実質的な受講生の把握に努めている。</p>	<p>○個々に対応することで、本人の不安が解消され、その後の授業参加に支障をきたすことなく、受講している。</p>

<p>評価領域Ⅴ 今後の課題としては、障がい者スポーツの普及や生涯学習の観点から、障がい者や社会人に対する受け入れに関する検討と長期履修制度の導入の検討、スポーツ系クラブの充実に比べて文化系クラブが少ないことについての検討、卒業生の就職先定着率の状況把握とその結果の就職支援への活用などである。</p>	<p>○本学の特性から、受け入れ学生の障がい種別が限られているため、聴覚に障がいのある学生を受け入れている。 ○長期履修制度の導入予定はない。 ○平成18年度の第三者評価以降、芸術系・文化系クラブについては、演劇、音楽、初等教育研究会が発足し、学園祭への参加や発表会の開催など多彩な活動をしている。 ○平成17年の個人情報保護法の施行によって、企業から卒業生の情報を得ることが極めて難しくなり、現在は企業の人事担当者とのパイプを通して非公式に卒業生の動向を把握することに努めている。</p>	<p>○障害者スポーツ指導員(初級)の資格取得認定校に平成22年度から指定され、障がい者のスポーツ振興と競技力向上に当たる指導者の育成に努め、成果を上げている。 《資格取得学生》 平成23年度 21名 平成24年度 13名 ○平成23年11月1日現在で、芸術・文化系クラブは8クラブとなっている。(ダンス、美術、写真、手話、ボランティア、演劇、音楽、初等教育研究会)</p>
<p>評価領域Ⅵ 研究室を原則的に二人で一室を使用していることは、研究活動には利便性があるが、学生との個人的な相談への対応や守秘義務という観点から対策を検討することが望まれる。</p>	<p>○学生との対応場所である研究室は、新4号館の完成により平成23年度から一人一室となった。 また、各研究室のドアには大きめのガラスをはめ込み、学生との面談等に際しては、密室化を防ぐよう配慮した。</p>	<p>○学生の個人的な相談に関するプライバシー保護は改善され、かつ透明性も確保した。</p>
<p>評価領域Ⅶ ボランティア活動の単位を修得する学生が徐々に増加してはいるが、さらに増加する方策の検討と同時に、「理論」と「実習」の単位を学年指定していることが学生の単位修得の障害になっていることについての検討が望まれる。例えば「理論」を前期に開講し、「実習」を後期に開講するなどの</p>	<p>○1年次でボランティア講座を受講した学生には、受講後積極的に社会奉仕体験活動を行うよう奨励している。また、この2つの単位を2年次で同時に履修することも可能である。</p>	<p>○在籍聴覚障がい学生を支援するノートテーカーの育成を図ることに繋がっている。</p>

検討である。		
--------	--	--

② 上記以外で、改善を図った事項について

改善を要する事項	対策	成果
○定員管理 短期大学への入学志願者が減少しており、平成 20 年度以降は収容定員を大きく下回り、収容定員と在籍学生数との乖離が生じていた。	○募集定員の見直しを行い、児童教育学科については平成 21 年度から 150 名を 80 名に、保健体育学科は平成 24 年度から 100 名を 80 名に引き下げた。 加えて、ホームページのリニューアル、オープンキャンパスの充実など学生募集の強化を図った。	○実情に合わせた定員を設定し、学生募集の強化を図ったことにより、収容定員と在籍学生数との乖離幅が減少した。さらに平成 25 年度については、保健体育学科及び児童教育学科ともに入学定員を充足することができた。

- ③ 過去 7 年間に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において留意事項が付された短期大学は、留意事項及びその履行状況を記述する。
該当なし。

(6)学生データ

① 入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

学科等の名称	事 項	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	備 考
保健体育学科	入学定員	100	100	100	80	80	
	入学者数	75	56	40	52	82	
	入学定員充足率 (%)	75	56	40	65	102	
	収容定員	200	200	200	180	160	
	在籍者数	180	128	93	96	133	
	収容定員充足率 (%)	90	64	46	53	83	
児童教育学科	入学定員	80	80	80	80	80	
	入学者数	48	73	84	66	82	
	入学定員充足率 (%)	60	91	105	82	102	
	収容定員	230	160	160	160	160	
	在籍者数	139	119	157	152	145	
	収容定員充足率 (%)	60	74	98	95	90	

② 卒業者数 (人)

区分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
保健体育学科	122	93	64	45	40
児童教育学科	89	78	36	63	77

③ 退学者数 (人)

区分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
保健体育学科	10	15	12	5	5
児童教育学科	11	15	9	8	13

④ 休学者数 (人)

区分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
保健体育学科	3	2	2	2	4
児童教育学科	3	6	3	0	2

⑤ 就職者数 (人)

区分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
保健体育学科	52	52	55	29	22
児童教育学科	67	68	31	48	59

⑥ 進学者数（人）

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
保健体育学科	50	39	8	10	14
児童教育学科	13	7	5	13	11

(7)短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要（平成25年5月1日現在）

① 教員組織の概要（人）

学科等名	専任教員数					設置基準 で定める 教員数 〔イ〕	短期大学全体の 入学定員に 応じて 定める専任教 員数〔ロ〕	設置基準 で定める 教授数	助手	非常勤 教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
保健体育学科	6		2	0	8	8		3	0	39	体 育
児童教育学科	5	5	2	0	12	8		3	0	28	教 育
(小計)	11	5	4	0	20	16		6	0		
〔その他の組織等〕											
短期大学全体の入学 定員に応じて定める 専任教員数〔ロ〕							4	2			
(合計)	11	5	4	0	20	20		8	0	67	

〔注〕

- 1 上表の「設置基準で定める教員数〔イ〕」には、短期大学設置基準第22条別表第1のイに定める学科の種類に応じて定める教員数（昼間又は夜間において授業を行う学科が通信教育をあわせ行う場合には、短期大学通信教育設置基準第9条第2項に定める教員数を含む。）を、また、通信教育学科のみを置く短期大学の場合は短期大学通信教育設置基準第9条第1項別表第1に定める教員数を、学科ごとに記入し、その小計を①に記入する。
- 2 上表の「短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕」②には、短期大学設置基準第22条別表第1のロに定める短期大学全体の入学定員に応じて定める教員数を記入する。なお、昼間又は夜間において授業を行う学科が通信教育をあわせ行う場合には、短期大学通信教育設置基準第9条第2項に定める教員数を加算する。
- 3 上表の「設置基準で定める教授数」には、短期大学設置基準第22条別表第1のイの備考1に定める教授数（通信教育学科のみを置く短期大学の場合は、短期大学通信教育設置基準第9条第1項別表第1備考2に定める教授数）を学科ごとに記入し、その小計を③に記入する。さらに、〔ロ〕の専任教員数に対する教授数を④に記入する。
- 4 上表の〔その他の組織等〕には、設置する学科に所属しない教員（例えば、一般教育科目等を担当する教員や募集停止を行った学科所属の教員等）数を記入するととも

に、〔その他の組織等〕欄に組織名等（募集停止の場合はその年度も含む。）を記入する。該当する教員がない場合、この欄には斜線を引く。

5 上表の「助手」とは、助手として発令されている教職員をいう。

6 備考欄には、当該学科の種類（短期大学設置基準第22条別表第1のイにいう「学科の属する分野の区分」）を必ず記載する。

② 教員以外の職員の概要（人）

	専任	兼任	計
事務職員	14	37	51
技術職員	0	0	0
図書館等の専門事務職員	1	2	3
その他の職員	0	0	0
計	15	39	54

③ 校地等（㎡）

校地等	区分	専用（㎡）	共用（㎡）	共用する他の学校等の専用（㎡）	計（㎡）	基準面積（㎡） [注]	在籍学生一人当たりの面積（㎡）	備考（共有の状況等）
	校舎敷地	0	23,453	0	23,453	3,200	28	大学と共有
運動場用地	0	24,204	0	24,204	大学と共有			
小計	0	47,657	0	47,657	大学と共有			
その他	0	0	0	0				
合計	0	47,657	0	47,657	大学と共有			

[注] 短期大学設置基準上必要な面積

④ 校舎（㎡）

区分	専用（㎡）	共用（㎡）	共用する他の学校等の専用（㎡）	計（㎡）	基準面積（㎡） [注]	備考（共有の状況等）
校舎	0	33,832	0	33,832	4,050	大学と共有

[注] 短期大学設置基準上必要な面積

⑤ 教室等（室）

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
18	0	5	1	0

⑥ 専任教員研究室（室）

専任教員研究室
20

⑦ 図書・設備

学科・専攻課程	図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕(種)		視聴覚資料 (点)	機械・器具 (点)	標本 (点)
	(冊)	電子ジャーナル 〔うち外国書〕				
保健体育学科	184,332 〔12,447〕	806 〔88〕	948 〔830〕	1,977	25	0
児童教育学科						
〔併設大学と共用〕						

図書館	面積 (㎡)	閲覧席数	収納可能冊数
		2,277	254
体育館	面積 (㎡)	体育館以外のスポーツ施設の概要	
	9,997	武道場、テニスコート、ソフトボール場	

※併設大学と共用

(8)短期大学の情報の公表について

①教育情報の公表について

	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	本学ホームページにて公開 「学園紹介」→「情報公開」 →「学修と教授の概要」
2	教育研究上の基本組織に関すること	本学ホームページにて公開 「学園紹介」→「学園組織図」
3	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	本学ホームページにて公開 「学園紹介」→「情報公開」 「学園紹介」→「教員情報」
4	入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	本学ホームページにて公開 「学園紹介」→「情報公開」 →「学修と教授の概要」 →「事業報告」
5	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	本学ホームページにて公開 「学園紹介」→「情報公開」 →「カリキュラム」
6	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	本学ホームページにて公開 「学園紹介」→「情報公開」 →「学修と教授の概要」
7	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	本学ホームページにて公開 「学園紹介」→「施設紹介」
8	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	本学ホームページにて公開 「ホーム」→「入試情報」
9	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の	本学ホームページにて公開

健康等に係る支援に関すること	「ホーム」→「在学生の方へ」 「就職・資格について」 「キャンパスライフ」
----------------	---

②学校法人の財務情報の公開について

事項	公開方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	本学ホームページにて公開 「学園紹介」→「情報公開」

(9)各学科・専攻課程ごとの学習成果について

本学では、保健体育学科、児童教育学科ともに教育目的・目標の中に学習成果について明確に示しておらず、今後の課題として考えていく必要がある。

しかし、保健体育学科、児童教育学科の各授業では、平成 21 年度よりシラバスに「授業の到達目標及びテーマ」を明記するようになっており、具体的な到達すべき成果を示している。それらが建学の精神と教育理念を反映した学習成果となっている。

また、保健体育学科は、高度な専門を培い、保健体育に関する知識・技能を習得し、理論・実技を通して各種スポーツの指導ができる能力の獲得に向け、実技と講義のバランスのとれた科目の修得と、免許・資格の取得ができる。児童教育学科は、体育大学に併設の特徴を生かした幼児・児童教育の専門知識と教育・指導の能力の修得と、免許・資格の取得ができる。

これらは、学内へは「学生便覧」、「シラバス」等を配付し、学外へは主にホームページなどを通じ、広く公表されている。また、定期的な点検も行っている。

(10)オフキャンパス、遠隔教育、通信教育のその他の教育プログラム

該当なし

(11)公的資金の適正管理の状況

本学においては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の趣旨に基づき、公的研究費の運用及び管理体制の在り方について検討を行い、以下の方針に基づき公的研究費を適正に管理・運営していくとともに、不正行為等の防止に努めている。

①機関内の責任体制

学長を最高管理責任者とした不正行為の防止等のための管理体制を構築している。

②適正な運営・管理体制の基盤となる環境整備

「東京女子体育短期大学における研究行動規範」及び「学校法人藤村学園における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程」を定め、教員の研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用を防止するとともに、不正行為が行われ、又はその恐れがある場合に厳正かつ適切に対応している。

③不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を踏まえ、

公的研究費の不正使用を防止するため、「不正行為防止計画」を作成し、研究費の適正かつ効率的な運営及び監視体制に万全を期している。

④研究費の適正な運営・管理活動

「旅費申請・支払業務体制」及び「発注・納品・検収体制」を設け、研究費の適正な運営・管理活動に厳正かつ適切に対応している。

(12)その他

該当なし

2. 自己点検・評価報告書の概要

基準Ⅰ 建学の精神と教育効果

本学は、建学の精神、教育理念、教育目標、学習の成果を互いに関連させて、印刷物や公式ホームページを通し、学内外に明確に示している。そして、教職員及び学生にはこれを理解・認識し理想へと志向するよう努めている。自己点検・評価には教職員が率先して関わり、全学的な体制で実施している。

自己点検・評価のための規程及び組織を整備し、毎年度組織的な自己点検・評価を行っており、その結果を報告書としてまとめ、本学ホームページに掲載し、公表している。

また、自己点検・評価の一環で行っている学生による授業評価（アンケート調査）は全ての授業を対象としており、専任教員全員が実施している。授業評価結果を各授業担当者に配付し、授業担当者は、結果を分析し、見解及び今後の授業展開について報告している。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

学位授与の方針は、建学の精神と教育理念を反映した具体的な到達すべき学習成果に対応しており、卒業の要件については、「履修の手引き」の配付、フレッシュウィークにおける説明及び後期授業開始直前のオリエンテーションなどにおいて周知している。

教育課程編成・実施の方針は、有能な女子体育指導者、及び幼稚園・小学校の指導者を養成するとともに健全なよき社会人を育成するという目的に対応したものとなっており、本学学則に具体的に示している。

入学者受け入れの方針は、入試委員会が「原案」を策定し、教授会に諮り決定しており、アドミッション・ポリシーとして学習成果に対応した、本学の求める学生像として、学科ごとにそれぞれ明示している。

また、本学では、平成 17 年度から、全教員・全科目で学生へのアンケート形式による授業評価の調査を実施しており、学習成果の査定（アセスメント）及び授業改善のため有効に機能している。

学生支援では、数年にわたりキャリア支援に注力している。本学の学生は、将来の進路について目的意識を持って入学しているので、キャリア支援課では、体験を通じてより明確な目的意識を育てるためのボランティアへの支援や就職に向かう準備段階としてのプログラムを充実させ支援を行っており、進路選択の基盤づくりから丁寧に指導して、カリキュラムとの整合も十分に図られている。

学習支援では、教職員ごとに手法は異なるが、学内の各所管、各専門領域、各研究室を

越えて情報共有が可能であり、学生が抱える問題が見いだしやすくなっている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

専任教員は、短期大学設置基準の規定する必要専任教員数を充足しており、著書、論文の発表・学会活動・学内個人研究及び共同研究等の研究活動を、本学の教育課程編成・実施の方針に基づいて進めている。

物的資源としては、東京女子体育短期大学は、併設の東京女子体育大学と校地・校舎とも共有しているが、校地・校舎面積及びその他の施設・設備関係も短期大学設置基準を上回っており、授業、クラブ活動等に有効に活用されている。

講義室、演習室、実験・実習室及び授業用の機器・備品も、教育課程編成・実施の方針に基づいて十分なものである。

施設・設備や物品については、学校法人藤村学園経理規程、学校法人藤村学園固定資産及び物品管理規程、学校法人藤村学園固定資産及び物品調達規程に基づき適切に維持管理している。

技術的資源をはじめとするその他の教育資源は、学科の教育課程編成・実施の方針に基づき、整備・充実に努めている。

財務状況は、学生数の減少により平成 21 年度以降、学納金収入のみでは教職員の人件費をまかなえない状況となっている。

大学と短期大学の経営は学校法人全体で行っていることから、短期大学の赤字分を大学の黒字分と過去の累積黒字分で補填する形となっているが、現時点では、教育研究経費など必要経費については十分に措置しており、財政的な問題は生じていない。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、理事会を通じて本学の業務執行に対してリーダーシップを発揮し、本学の経営及び運営に尽力している。理事長は本学の卒業生であり、永年にわたり本学教員として勤め、建学の精神及び教育理念・目的を十分理解している。

理事会は、理事長のリーダーシップのもと、関係諸法令を遵守し適切に運営している。

さらに法人の経営及び管理運営を円滑に進めるために、平成 24 年 4 月に常任理事会を設置し、毎月 3 回程度会議を開催している。

平成 22 年 4 月に就任した現学長は、理事長を兼務しており、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けてリーダーシップを発揮している。

本学の教育研究活動全般についての諸事項の決定は、教授会に諮り議決を得る。教授会は学長が招集し、その議長となり重要事項を審議する。

監事は、業務及び財産の状況について監査を行い、監査報告書を作成して、理事会及び評議員会に提出しており寄附行為の規定に基づいて適切に業務を遂行している。

評議員会は、寄附行為の規定に基づいて開催し、予算、事業計画、寄附行為の変更等重要事項の決定にあたって理事長及び理事会からの諮問に答えており、理事会の諮問機関として適切に機能している。

事業計画及び予算については、中長期財務計画に基づき、毎年 9 月に翌年度の予算編成方針を決定しており、この方針に沿って適切に事業計画の立案及び予算申請を行っている。

提出された事業計画及び予算申請書については、経理責任者によるヒアリング、及び予算会議の査定を経て、2月に予算原案を取りまとめ、3月上旬に評議員会の意見を聞いた上で、3月中旬の理事会で審議・決定している。

予算の執行及び財産の管理については、各部署において、予算執行の控え簿等により管理するほか、経理課において会計システムを活用し日常の出納業務を管理している。

また、資産及び資金の管理は、経理規程、固定資産及び物品管理規程、資金運用に関する規程に基づき適正に記録・管理している。

資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表等の計算書類については、学校法人会計基準に基づき作成し、ホームページ等を用いて情報公開している。

3. 自己点検・評価の組織と活動

・自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

組 織：第三者評価対応委員会

構成員：委員長 企画構想部長

委 員 運営統括部長、事務局長、教務部長、学生部長、キャリア支援部長、
図書館長、健康管理センター所長、女子体育研究所所長、地域交流セ
ンター所長、広報委員長、入試委員長、総務課長、経理課長、入試広
報課長、教務課長、学生課長、キャリア支援課長、教員 10 名

平成 25 年度（組織改正による委員会組織再編成）

組 織：評価委員会

構成員：委員長 常任理事

委 員 教務部長・学生部長・キャリア支援部長・事務局長

組 織：短期大学第三者評価対応委員会

構成員：委員長 学長

委 員 学長補佐（2名）、評価委員長、ALO、事務局長、教務部長、
学生部長、キャリア支援部長、保健体育学科主任、児童教育学科主任、
図書館長、健康管理センター所長、女子体育研究所長、地域交流セン
ター所長、広報委員長、入試委員長

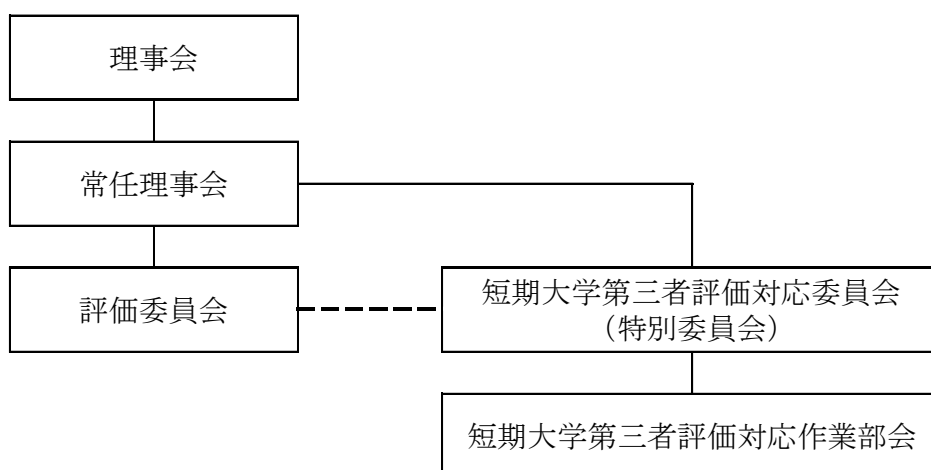
組 織：短期大学第三者評価対応作業部会

構成員：部会長 ALO

職指定 総務課長、経理課長、管財課長、入試課長、広報課長、教務課長、
学生課長、キャリア支援課長、図書館課長代理、長期構想担当課長、
総務課員（1名）

教 員 6名

・自己点検・評価の組織図



・組織が機能していることの記述

本学では、企画構想部長を委員長とし、学外理事 2 名・運営統括部長・事務局長・総務課長の委員で構成する本学独自の「自己点検評価運営委員会」を設置し、毎年、教育・研

究活動等の状況について自己点検及び評価を行っている。

また、本学独自の自己点検及び評価を円滑に実施するため「自己点検評価実施検討部会(委員 16 名)」を設け、自己点検及び評価の実施に関する具体的な事項について審議を行っている。

これらの毎年実施している独自の自己点検及び評価を踏まえ、本学の「第三者評価対応委員会」は、平成 23 年 7 月から委員を委嘱し、第三者評価を受けるに当たって、準備等適正な対応を図っている。

なお、平成 25 年度からは組織改正により運営統括部及び企画構想部は廃止され、本学独自の自己点検及び評価並びに第三者評価への対応は、委員会組織再編成により、評価委員会で行うこととした。

また、短期大学の第三者評価に対応するため、短期大学第三者評価対応委員会・同作業部会を新設した。

・自己点検・評価報告書完成までの活動記録

平成 23 年 7 月 1 日	第三者評価対応委員会委員委嘱
平成 23 年 7 月 13 日	第三者評価対応委員会開催
平成 23 年 7 月 27 日	〃 作業説明会
平成 24 年 3 月 14 日	第三者評価対応委員会開催
平成 24 年 9 月 26 日	第三者評価対応委員会委員委嘱(追加) 第三者評価対応委員会 作業部会開催
平成 25 年 2 月 20 日	短期大学第三者評価「自己点検・評価報告書」作成部会
平成 25 年 4 月 17 日	短期大学第三者評価対応委員会委員委嘱(再編成)
平成 25 年 5 月 1 日	短期大学第三者評価対応委員会
平成 25 年 5 月 29 日	短期大学第三者評価対応委員会及び同作業部会 合同会議開催
平成 25 年 6 月 14 日	評価委員会開催

4. 提出資料・備付資料一覧

<提出資料一覧>

報告書作成マニュアル記載の提出資料	資料番号・資料名	
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果		
A 建学の精神		
建学の精神・教育理念についての印刷物	1 2 3 4-1	藤村学園創立 110 周年記念 東京女子体育大学・東京女子体育短期大学この 10 年のあゆみ 2002-2012 平成 24 年度履修の手引き 2012 学生便覧 公式ホームページ該当ページ写し
B 教育の効果		
教育目的・目標についての印刷物	2 3 4-2	平成 24 年度履修の手引き 2012 学生便覧 公式ホームページ該当ページ写し
学生が獲得すべき学習成果についての印刷物	2 3 4-3 5	平成 24 年度履修の手引き 2012 学生便覧 公式ホームページ該当ページ写し 2012 シラバス
C 自己点検・評価		
自己点検・評価を実施するための規程	6 7 8 9	自己点検評価運営委員会規程 自己点検評価実施検討部会規程 第三者評価対応委員会規程 評価委員会規程 (H25. 4. 1 施行)
基準Ⅱ：教育課程と学生支援		
A 教育課程		
学位授与の方針に関する印刷物	2 3 4-4	平成 24 年度履修の手引き 2012 学生便覧 公式ホームページ該当ページ写し
教育課程編成・実施の方針に関する印刷物	2 3	平成 24 年度履修の手引き 2012 学生便覧
入学者受け入れ方針に関する印刷物	10	平成 25 年度学生募集要項
カリキュラムに対応した授業科目担当者一覧 ■ 教員名、担当授業科目、専門研究分野	11	平成 24 年度授業時間割表
シラバス	5	2012 シラバス
卒業後調査	12	平成 23 年度卒業生に対する「学生満足度調査」報告
B 学生支援		

報告書作成マニュアル記載の提出資料	資料番号・資料名	
学生便覧等（学則を含む）、学習支援のために配付している印刷物	2 3 5	平成 24 年度履修の手引き 2012 学生便覧 2012 シラバス
短期大学案内・募集要項・入学願書 ■ 第三者評価実施年度の平成 25 年度及び平成 24 年度の 2 年分	13 14 10 15	2013 大学要覧 2014 大学要覧 平成 25 年度学生募集要項 (出願書類一式を含む) 平成 26 年度学生募集要項 (出願書類一式を含む)
基準Ⅲ：教育資源と財的資源		
D 財的資源		
「資金収支計算書・消費収支計算書の概要（過去 3 年）」[書式 1]、「貸借対照表の概要（過去 3 年）」[書式 2]、「財務状況調べ」[書式 3] 及び「キャッシュフロー計算書」[書式 4]	16	「資金収支計算書・消費収支計算書の概要(過去 3 年)」 [書式 1] 「貸借対照表の概要(過去 3 年)」 [書式 2] 「財務状況調べ」 [書式 3] 「キャッシュフロー計算書」 [書式 4]
資金収支計算書・消費収支計算書 ■ 過去 3 年間（平成 24 年度～平成 22 年度）	17 18 19	資金収支計算書・消費収支計算書(写し) 平成 22 年度 平成 23 年度 平成 24 年度
貸借対照表 ■ 過去 3 年間（平成 24 年度～平成 22 年度）	17 18 19	貸借対照表(写し) 平成 22 年度 平成 23 年度 平成 24 年度
中・長期の財務計画	20	中長期財務計画
事業報告書 ■ 過去 1 年分（平成 24 年度）	21	平成 24 年度事業報告書
事業計画書／予算書 ■ 第三者評価実施年度の平成 25 年度	22 23	平成 25 年度事業計画書 平成 25 年度予算書
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス		
A 理事長のリーダーシップ		
寄附行為	24	学校法人藤村学園寄附行為

<備付資料一覧>

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名	
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果		
A 建学の精神		
創立記念、周年誌等	1	藤村学園 100 年のあゆみ
	2	藤村学園創立 110 周年記念 東京女子体育大学・東京女子体育短期大学この 10 年のあゆみ 2002-2012
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	3	平成 24 年度入学式学長式辞 (公式ホームページ該当ページ写し)
	4	学内広報誌
B 教育の効果		
C 自己点検・評価		
過去 3 年間に行った自己点検・評価に係る報告書等	5	平成 21・22 年度点検・評価年報
	6	平成 23 年度点検報告
第三者評価以外の外部評価についての印刷物	該当なし	
基準Ⅱ：教育課程と学生支援		
A 教育課程		
単位認定の状況表	7	卒業生台帳 (平成 24 年 3 月卒業生)
学習成果を表す量的・質的データに関する印刷物	8	成績通知表
	7	卒業生台帳
	9	授業評価報告
	10	教職実践演習 (幼稚園) の成果物
	11	授業「人間関係」の学習内容と教育実習への応用
	12	2 年生から 1 年生へ
B 学生支援		
学生支援の満足度についての調査結果	13	平成 23 年度卒業生に対する「学生満足度調査」報告
就職先からの卒業生に対する評価結果	14	就職先からの卒業生に対する評価のまとめ
卒業生アンケートの調査結果	13	平成 23 年度学生満足度調査報告書
入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物等	15	平成 25 年度学生募集要領
入学手続き者に対する入学までの学習支援のための印刷物等	16	入学手続き後に発送している課題やカリキュラム表
学生の履修指導 (ガイダンス、オリエンテーシ	17	平成 24 年度履修の手引き

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名	
ョン) 等に関する資料		
学生支援のための学生の個人情報記録する様式	18	学籍簿記入シート
	19	学生生活に関する基本調査
進路一覧表等の実績についての印刷物 ■ 過去3年間(平成24年度～平成22年度)	20	卒業生進路状況 (平成22年度～平成24年度)
GPA等成績分布	21	GPA等成績分布
学生による授業評価票及びその評価結果	22	平成24年度授業評価調査用紙
	23	平成24年度前期授業評価の集計結果
	24	平成24年度後期授業評価の集計結果
社会人受け入れについての印刷物等	15	平成25年度学生募集要項
海外留学希望者に向けた印刷物等		該当なし
FD活動の記録	25	FD活動記録
SD活動の記録	26	SD活動による研修会参加一覧
基準Ⅲ：教育資源と財的資源		
A 人的資源		
教員の個人調書 専任教員：教員履歴書、過去5年間の業績調書 非常勤教員：過去5年間の業績調書(担当授業科目に関する主な業績) ■ 「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」を参照	27	教員個人調書
教員の研究活動について公開している印刷物等(平成24年度～平成22年度)	28	東京女子体育大学 東京女子体育短期大学紀要(第46号～第48号)
	29	東京女子体育大学 女子体育研究所 所報(第5号～第7号)
専任教員等の年齢構成表 ■ 第三者評価実施年度の平成25年5月1日現在	30	専任教員年齢構成表
科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表(平成24年度～平成22年度)	31	科研費における補助金分等、外部研究資金の獲得状況一覧表
研究紀要・論文集(平成24年度～平成22年度)	28	東京女子体育大学 東京女子体育短期大学紀要(第46号～第48号)
	29	東京女子体育大学 女子体育研究所 所報(第5号～第7号)
教員以外の専任職員の一覧表(氏名、職名) ■ 第三者評価実施年度の平成25年5月1日現在	32	平成25年度事務職員名表

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名	
B 物的資源		
校地、校舎に関する図面 ■ 全体図、校舎等の位置を示す配置図、用途（室名）を示した各階の図面、校地間の距離、校地間の交通手段等	33	校地、校舎に関する図面
図書館の概要 ■ 平面図、蔵書数、学術雑誌数、AV資料数、座席数等	34	館内案内資料、 図書館年次報告 平成 23 年度、 図書館行事報告書 平成 24 年度、 リーヴル(図書館だより)No. 16, 17
C 技術的資源		
学内 LAN の敷設状況	35	学内 LAN の敷設状況
マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図	36	マルチメディアルームの配置図
D 財的資源		
寄附金・学校債の募集についての印刷物等		該当なし
財産目録及び計算書類 ■ 過去 3 年間（平成 24 年度～平成 22 年度）	37	財産目録及び計算書類 （平成 22 年度～平成 24 年度）
教育研究経費の表 ■ 過去 3 年間（平成 24 年度～平成 22 年度）	38	教育研究経費(過去 3 年分)の表
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス		
A 理事長のリーダーシップ		
理事長の履歴書	39	理事長履歴書
現在の理事・監事・評議員名簿（外部役員の場合は職業・役職等を記載）	40	役員名簿
理事会議事録 ■ 過去 3 年間（平成 24 年度～平成 22 年度）	41	理事会議事録 （平成 22 年度～平成 24 年度）
諸規程集 組織・総務関係 組織規程、事務分掌規程、稟議規程、文書取扱い（授受、保管）規程、公印取扱規程、個人情報保護に関する規程、情報公開に関する規程、公益通報に関する規程、情報セキュリティポリシー、防災管理規程、自己点検・評価に関する規程、SDに関する規程、図書館規程、各種委員会規程 人事・給与関係 就業規則、教職員任免規程、定年規程、役員報酬規程、教職員給与規程、役員退職金支給規程、教職員退職金支給規程、旅費規程、育	42	学校法人藤村学園運営規約集

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名	
<p>児・介護休職規程、懲罰規程、教員選考基準</p> <p>財務関係 会計・経理規程、固定資産管理規程、物品管理規程、資産運用に関する規程、監査基準、研究費（研究旅費を含む）等の支給規程、消耗品及び貯蔵品管理に関する規程</p> <p>教学関係 学則、学長候補者選考規程、学部（学科）長候補者選考規程、教員選考規程、教授会規程、入学者選抜規程、奨学金給付・貸与規程、研究倫理規程、ハラスメント防止規程、紀要投稿規程、学位規程、研究活動不正行為の取扱規程、公的研究費補助金取扱に関する規程、公的研究費補助金の不正取扱防止規程、教員の研究活動に関する規程、FDに関する規程</p>		
B 学長のリーダーシップ		
学長の履歴書・業績調書	43	学長個人調書、教育研究業績書
教授会議事録 ■ 過去3年間（平成24年度～平成22年度）	44	教授会議事録 （平成22年度～平成24年度）
委員会等の議事録 ■ 過去3年間（平成24年度～平成22年度）	45 46 47 48	教務委員会議事録 （平成22年度～平成24年度） 学生委員会議事録 （平成22年度～平成24年度） 就職対策委員会（平成22年度） キャリア支援委員会議事録 （平成23年度～平成24年度）
C ガバナンス		
監事の監査状況 ■ 過去3年間（平成24年度～平成22年度）	49	監事の監査状況 （平成22年度～平成24年度）
評議員会議事録 ■ 過去3年間（平成24年度～平成22年度）	50	評議員会議事録 （平成22年度～平成24年度）
選択的評価基準		

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名	
1. 教養教育の取り組みについて	51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66	キャリア支援委員会の主な活動〔報告書〕 キャリア支援部（就職対策部）参考資料綴り 就職オリエンテーションの実施計画 就職GUIDE『なりたい』の実現を目指して 就職対策講座 実施要項 「Let's study」の実施計画 就職対策基礎講座の実施要項 日赤救急法救急員・水上安全法救急員講習会要項 秘書検定講座 実施要項 日本語検定講座 実施要項 キャリアデザインⅠ キャリアデザインⅠ〔指導教本〕 キャリアデザインⅡ キャリアデザインⅡ〔指導教本〕 キャリアデザインノート(No. 1～3) 社会人基礎力編
3. 地域貢献の取り組みについて	67 2 68	公開講座実施報告書 （平成 24 年度） 藤村学園創立 110 周年記念 東京女子体育大学・東京女子体育短期大学この 10 年のあゆみ 2002-2012 公開講座リーフレット

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

(a)基準Ⅰの自己点検・評価の要約

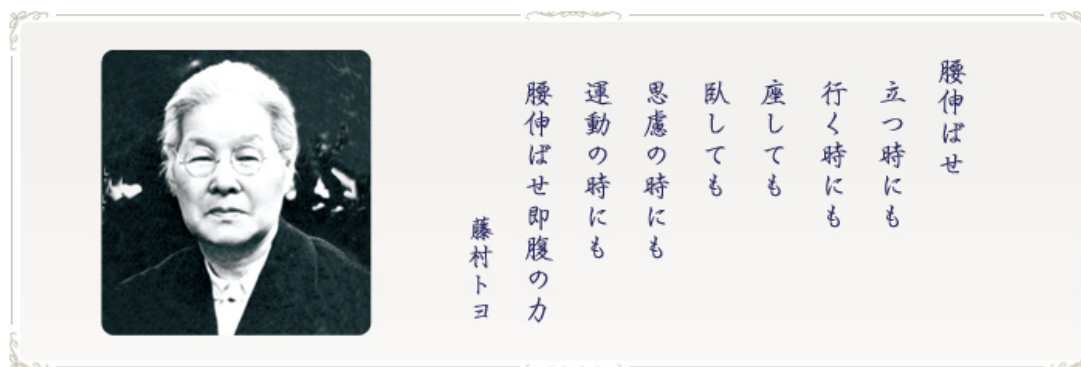
本学は、「心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成」という藤村トヨの教育理念を建学の精神としている。藤村トヨは本学の実質的な創設者である。本学では建学の精神を旨とし、時代の流れのなかで現状に即した教育の展開が考慮されなければならないということを、常に自己点検・評価における課題の焦点としてきた。本学の建学の精神は本学刊行の印刷物や公式ホームページに掲載し学内外に表明している。

建学の精神(こころ)

一世紀のあゆみを支えてきた“腰伸ばせ”の精神

本学園は、日本初の女子体育教師養成学校として創設され、創設時から音楽を応用した体操遊戯を取り入れ、一世紀以上にわたって社会に貢献してきました。

建学の精神は、「心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成」です。これは、藤村トヨの女性観、教育観により確立したもので、現在でも本学園では「女性の感性を生かした体育の実践」を重視しています。「多弁」と「巧言令色」を嫌い「不言実行」を大義に、思慮深くて高潔な人格形成を目指した藤村トヨは、学生と寝食を共にしながら全人教育を実践してきました。今日でも、この全人教育は本学園の教育信条として学生指導の大きな指針となっています。また、健康の秘訣として藤村トヨが提唱した「腰伸ばせ即腹の力」の教えは、事における精神的構えとして現在でも本学園を象徴する教訓として生きています。



本学では、一世紀以上にわたり伝統と建学の精神を継承し、時代に即した短期大学としての教育方針を明確にするために、3つの教育理念を掲げ、この教育の理念を踏まえた8つの教育目標を定めている（学生便覧1頁参照）「資料 No.3」。以下に示す。

- ①本学は、これまで培ってきた「女性の特性に配慮し、女性の感性を生かした指導・学習理論」を基盤に、きめ細かな教育指導を行い、高い専門性を身に付けた実践力のある人材を育成します。
 - ②本学は、時代の要請に応えることのできる、創造性豊かで、社会のあらゆる場で活躍できる有能な人材を育成する。特に次代を担う子どもたちの教育に携わる人材を育成し、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教員を幅広く養成する大学としての使命を果たします。
 - ③本学は、人間教育に力を入れ、知識・技能のみに偏しない、社会性や深い教養を身に付けた、人間性豊かな、知・徳・体のバランスのとれた人材を育成します。
- 教育目標については、先の教育理念を踏まえ、次の8つの目標を設定している。

- ①学生にとって分かりやすく、かつ質の高い授業を目指す
- ②個に応じた教育指導を目指す
- ③より資質の高い教員の養成を目指す
- ④社会の様々な場で活躍できる人材の育成を目指す
- ⑤体育・スポーツ・芸術を通しての人間的陶冶を目指す
- ⑥グローバル時代に対応できる人材の育成を目指す
- ⑦地域社会に貢献できる開かれた大学を目指す
- ⑧自己点検・自己評価を行い、本学の教育水準の向上を目指す

教育の効果は、明確な教育理念・目標のもと測定可能な学習成果を基準とし、教育の質を保証することによって判定されるものであるが、本学では前述の教育理念と目標のもと、保健体育学科及び児童教育学科の学科ごとに明確な教育研究上の目的を定め、それぞれの特色を表明している。(本学ホームページ「学修と教授の概要」)「資料 No.4-4」

【保健体育学科教育研究上の目的】

1. 保健体育学科は、学科設立時に保健体育に関する研究・教授を行い、有能な女子体育指導者を育成するとともに、健全な良き社会人の育成を目的とした。
2. その後の社会の変化に対応し、社会体育の振興と生涯スポーツの普及に伴う、社会体育指導者の期待に応えるとともに、現在では一般企業で活躍できる人材教育も視野に入れている。
3. 各種スポーツ指導者としての公的資格への道を講じ、多様な進路に対応できることを目指している。

【児童教育学科教育研究上の目的】

1. 児童教育学科は、幼児・児童に関する研究・教授を行い、幼稚園及び小学校の有能な指導者を育成するとともに、健全な社会人を育成することを目的としている。
2. 教員養成を目的として、動きづくり、音づくり、ものづくりなど、実践力を持つ指導者の育成を目指している。
3. さらに具体的な学校教育・社会教育・家庭教育を含む生涯教育を背負って立つことのできる、健全な信頼される女子教育者の育成を目指している。

学習成果については、現在のところ学習成果の評価の透明化、及び学外への明確な表明はしていないが、各授業担当者は授業ごとに、建学の精神と理念また教育目標と目的に沿った、具体的な到達すべき成果を示している。また学生による授業評価(アンケート調査)は全ての授業を対象として、専任教員全員が実施している。また授業評価結果を各授業担当者に配付し、授業担当者は、結果を分析し、見解及び今後の授業展開について報告している。

教育の効果を中心とする査定(アセスメント)の手法は、期間レベル及び学科・教育課程レベルでは、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に基づいた点検・評価を定期的に行っている。科目レベルでは、各教員の成績評価、授業評価アンケート、学力保障への様々な取り組みによって教育の質を保証している。教育の効果は教育理念・目標から学習成果へと反映され、各授業のシラバス、授業実施へと階層的に構築される仕組みになっている。また、それぞれPDCAサイクルが機能している。

本学では、平成5年に自己点検・評価のための規程及び組織を整備して以来、2年毎に

報告書を作成している。自己点検・評価には理事長・学長が率先して関わり、全学的な体制を構築し、評価組織と各部署や各委員会との連携を持ちながら、評価や改善ができる体制をもって積極的に取り組んでいる。

(b)基準Ⅰの自己点検・評価に基づく行動計画

建学の精神に基づき教育的効果を高めていくための行動計画として、本学では10年毎に記念行事を設け、その当該年の行事や事業においては、従来にも増して建学の精神を通年的に表明し、一層の周知と啓発を図っている。平成24年度は創立110周年に当たり、記念ロゴマークを創り、年間を通して様々な記念行事や事業が行われた。なかでも平成24年11月開催の『藤村学園創立110周年記念式典』は、多くの来賓（文部科学省・体育大学学長・各研究機関関係者ほか）や本学関係者を迎え、式典が執り行われた。ここにおける学長告示やシンポジウムは、建学の精神と現代に生きるその教育的効果、及び本学の学習成果について表明するものであった。またそれらは映像化され、短期大学関係者にも広く配付されている。併せて、本学創立110周年を記念して刊行された『藤村学園創立110周年記念 東京女子体育大学・東京女子体育短期大学この10年のあゆみ 2002-2012』には、この10年における本学の教育・学習の成果（教育改革・自己点検と認証評価・教育課程の変遷・入試の変遷・課外活動・キャンパスライフ・進路就職の状況・教員研究状況等）が報告されている。本誌は、本学教職員・内外の関係者・現役短大生に配付されている。また『創立110周年記念藤村学園資料室』における資料展示は、実質的な創設者、藤村トヨの教育理念・教育実践を学内全体へ周知させるために常設されている。今後、このような創立周年記念の取り組みは、経年的に増幅されることが予測される。

建学の精神の学生における共有度については、卒業式前に卒業生全員に対して行った「学生満足度調査」（平成25年3月実施・報告）によって、ある程度把握することができる。このアンケート調査の設問No.4「授業内容の満足度：建学の精神や藤村トヨの教育をどの程度知っていますか」の回答結果がそれに当たる。

その他の教育効果の行動計画として、1年生全員に対する導入教育「藤村トヨの教育」や短期大学必修の学外実習（保健体育学科：海浜実習、児童教育学科：野外実習）が挙げられる。これらの授業・実習は、建学の精神を現代の教育に適した実践として学ぶ機会であり、建学の精神の教育的効果が期待できるもの、また本学の教育理念・目標の達成に不可欠な教育活動でもある。これらの授業は全学生による授業評価（アンケート調査）を受け、担当者は評価結果を分析・考察し、以降の授業展開にフィードバックしている。またその見解及び今後の授業展開について報告している。

この他にも本学では、建学の精神と教育の効果に関する表明や行動・実践を、様々な機会（入学式・卒業式・学園祭など）や媒体（本学ホームページなど）を通して行っている。しかし一方で、それらを絶えず点検し、時代に適した短期大学の教育活動として機能しているかが問われるところである。この点については、保健体育学科・児童教育学科ともに、学習成果の評価の透明化と明確な学外への表明に関して、現状の仕組みでは十分であるとは言い難い。これは今後の課題として取り組む必要がある。「日常的な自己点検・評価」、「自己点検・評価活動における全教職員の関与」、「自己点検・評価の成果の活用」などを適宜見直し、改善を要する事項については、評価委員会及びFD委員会等の関連する組織で検討し、なお一層の改善を図ることが必要である。

【テーマ】

基準 I-A 建学の精神

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約

建学の精神は、「心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成」であり、本学の実質的な創設者、藤村トヨの教育理念を建学の精神としている。

本学では、一世紀以上にわたり伝統と建学の精神を継承し、それを教育理念・教育目標及び研究教育上の目的に生かし続けてきた。

本学における建学の精神の行動計画は、先ず本学に関心のある高校生や中学生に、オープンキャンパスや各種入試説明会などにおいて具体的に説明している。新入生は入学式における学長式辞によって建学の精神を知り、その後のフレッシュウィーク（新学期オリエンテーション）での講話や配付物によって認識を深める。そして更に導入教育・学外実習における講義及び実技を通して学び、理解していくこととなる。

全学的には、藤村トヨの座像や『腰伸ばせ 立つ時にも 行く時にも 座しても 臥しても 思慮の時にも 運動の時にも 腰伸ばせ即腹の力』と刻まれた石碑。大会議室に掛けられている、曹洞宗の貫主新井石禅老師による建学の精神を謳った扁額、また『創立 110 周年記念藤村学園資料室』の常設などによって、学内において日常的に建学の精神に触れることができるようになってきている。その他、卒業式や学園祭なども建学の精神が強く打ち出される行事である。本学では、学内環境において建学の精神を共有できる有形・無形の機会があり、本学の学生・教職員にはこの建学の精神が普く浸透している。

学外への表明は、本学ホームページの「建学の精神」のページや大学要覧、オープンキャンパスや各種入試説明会などにおいて積極的に行っている。今後もこれらの機会に表明する努力を継続し強化していく。また建学の精神が現役学生にどの程度共有されているかを、卒業時のアンケート「学生満足度調査」によって調査し、本学の取り組みが、建学の精神の共有化に有効であることを表明していく。

また導入教育の授業や学外実習に関しては、ともに建学の精神と理念に沿った授業内容・学習内容と具体的な到達を示し、成績評価をする。また学生による授業評価（アンケート調査）を実施し、授業担当者は結果を分析・考察し、見解及び今後の授業展開について報告する。このように本学では、成績評価・授業評価アンケート、学力保障への取り組み、授業展開についての報告などによって、各授業のシラバスから授業実施へと階層的に構築される仕組みが成立している。本学の建学の精神における質保障は、PDCA 査定サイクルが機能し、根拠に基づくものを示すことができる。今後も、学習成果の向上・充実のためにこの査定を継続していく。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画

建学の精神は、本学の学生・教職員には様々な全学的な場面や、学内環境、及び日常的な機会をとらえて共有・確認し、基準 I-A(a)に示したように浸透している。しかし、建学の精神の外部への表明については、いろいろな機会や媒体を通して行われているが、発信する一方であり、その反応を知ること、また共有することについての行動は現在のところ積極的に行われているとは言い難い。本学の建学の精神を、地域とともに共有し、理解を深めることが必要である。本学は地域に開かれた短期大学として地域住民のニーズに応え

るとともに、本学の建学の精神や藤村トヨの教育実践について紹介し、活動・体験を共有していく場を設けることも必要である。

学外への表明については、今後の課題としてさらに充実を図りたい。

【区分】

基準 I -A-1 建学の精神が確立している。

(a)現状

1.短期大学の教育理念・理想

建学の精神は、「心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成」であり、これは本学の実質的な創設者であり、我が国の女子体育の先駆者である藤村トヨの教育理念である。藤村トヨは当時、「多弁」と「巧言令色」を嫌い「不言実行」を大義に、思慮深く高潔な人格形成を目指し、学生の指導・教育を行った。また、禅の心を教育に取り入れるとともに、学生と寝食を共にしながら全人教育を実践していた。藤村トヨは、女性が教育の現場で体育を教えるということの意義を痛感するも、当時の社会情勢や厳しい女性の立場を考慮に入れ、「巧言令色」を廃し、質素・誠実で礼儀正しい、実力の伴う女性指導者の育成を目指していたのである。

現在では、この建学の精神を踏まえ、時代に即した教育の展開、女子体育指導者及び人材の育成が、今日における教育理念の基本となるところである。本学では、この建学の精神を踏まえ、一世紀を超える伝統と建学の精神を引き継ぎ、それに新しい知見を加えた3つの教育理念を掲げている。ここに理想として目指されていることは、女性の感性を生かした指導・学習理論を基盤にした、きめ細かな教育指導によって、高い専門性を身に付けた実践力のある人材を育成すること。

また、社会のあらゆる場で活躍できる有能な人材を育成すること、特に子ども達の教育に携わる人材を育成する。そして、社会性や深い教養を身に付けた、人間性豊かな、知・徳・体のバランスのとれた人材を育成するということを掲げている。

2.建学の精神の学内外への表明

建学の精神は、大学要覧、学生便覧等に掲載するとともに、本学ホームページの「建学の精神」のページに掲載し、学内での共有を図るとともに学外にも表明している。

平成 24 年度入学式式典で本学学長は、その式辞において建学の精神に触れ、新入生及びその保護者に向けて以下のように述べている。

「本学の建学の精神は、心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者を育成することであります。そして、本学の実質的な創立者として、その基礎を築いたのが、藤村トヨ先生です。先生の石像がこの式場の外にありますから、後でご覧になってください。そこにこう刻まれています。

『腰伸ばせ 立つ時にも 行く時にも 座しても 臥しても 思慮の時にも 運動の時にも
腰伸ばせ即腹の力』

あなた方が毎日石像の前を通るとき、トヨ先生はあなた方に語りかけているはずですよ。立っていても座っていても、いつどんなときでも、背筋をすっと伸ばして美しい姿勢を保ちなさい、と。美しい姿勢は気力の表れです。姿勢の美しい女性をみると、私たちはその女性に凛とした精神的な気高さを感じるものですが、藤村トヨ先生の教えもそこにあります。」

このように学長は、建学の精神について具体的に新入生に語りかけている。学長式辞の内容は本学ホームページの学長コラムのページに掲載し、学外にも表明している。また、本学ホームページには理事長・学長のページを設け、その中でも建学の精神に触れている。

平成 24 年度より東京女子体育短期大学カリキュラムに新入生対象の導入教育「藤村トヨの教育」の科目を新設した。「藤村トヨの教育」は、1 年生全員を対象とした導入教育であり、本学の建学の精神を、現在の学校教育や体育・スポーツの現状に適合させ、生かされるような内容で構成されている。以下に平成 24 年度「藤村トヨの教育」授業の達成目標とテーマの概要を示す。

授業の達成目標は、本学の歴史や伝統、藤村トヨの教育観や教育実践を学ぶことによって、建学の精神や大学の基本理念・使命・目的を理解すること。また、本学の学生としての本分を自覚し、将来に向けて広い視野と可能性を拓く、有意義で実りある学生生活に資することを目指している。また授業のテーマは、「心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成」を基柢（きてい）に据え、創造力豊かで高い専門性と実践力ある女性指導者を目指すということの意義と責任を理解し、その展望をもつことである。授業は、藤村トヨの全人教育・教育実践を知り、それを現在の学校教育や体育・スポーツの現状に投影し、その意味を理解する講義と、体験や実践を通して学ぶ実技で構成されている。ここにおける講義は、「学園概史と本学の使命」「建学の精神と本学の教育理念及び教育目標」「藤村トヨの健康観」「藤村トヨの姿勢教育」「学長講話」。実技として、「校歌歌唱法」「坐禅」「本学伝統のダンス」「薙刀」「危機管理・安全教育と集団行動」が組み立てられている。

3. 建学の精神の学内における共有

本学中庭に建立されている藤村トヨの座像と石碑は、本学の建学の精神を象徴し、形而下に示したものの筆頭に挙げられる。石碑には『腰伸ばせ 立つ時にも 行く時にも 座しても 臥しても 思慮の時にも 運動の時にも 腰伸ばせ即腹の力』という藤村トヨの健康と教育の教えが刻まれ、座像は坐禅を組んだ藤村トヨの姿である。学内の全学生及び全教職員はこれを共有し、日常的に啓発されている。また、全教職員が会議を行う大会議室には、曹洞宗の貫主新井石禅老師の手による扁額が掲げられ、そこにも建学の精神の内容が謳われている。また平成 24 年 11 月に創立 110 周年を記念して設置した『創立 110 周年記念藤村学園資料室』には、建学の精神に関わる資料を展示して、学内外の閲覧者に供している。併せて、本学ホームページには理事長・学長のページを設け、その中でも建学の精神に触れている。

1 年生必修の導入教育「藤村トヨの教育」や短期大学生必修の学外実習（保健体育学科：海浜実習、児童教育学科：野外実習）は、建学の精神を現代の教育に適した実践として学ぶ機会である。日常的に建学の精神を共有する有形・無形の機会があり、行事や式典において建学の精神を再認識している。この様なことを通して、本学の学生・教職員は、建学の精神を共通に理解している。

4. 建学の精神の確認

建学の精神の確認については、卒業式前に行う「学生満足度調査」（アンケート調査の設問 No. 4「授業内容の満足度：建学の精神や藤村トヨの教育をどの程度知っていますか」）

の結果によって、その共有度をみることができる。

また導入教育の授業や学外実習に関しては、ともに建学の精神と理念に沿った授業内容・学習内容と具体的な到達を示し、成績評価している。また学生による授業評価（アンケート調査）を実施し、授業担当者は評価結果を分析・考察し、見解及び今後の授業展開について報告している。このように、成績評価・授業評価アンケート、学力保障への取り組み、授業展開についての報告などによって教育の質を保証し、各授業のシラバス、授業実施へと階層的に構築される仕組みになっている。本学の教育の質保証において建学の精神は、PDCA査定サイクルが機能しており、併せて定期的に点検を行っている。

(b)課題

建学の精神は、本学の教育理念・理想を明確に示しており、本学では建学の精神をさまざまな機会を捉えて学内外に表明し説明しているが、本学の建学の精神に関する学生の理解と、それに伴う実践及び学習成果について、その詳細を点検する必要がある。

藤村トヨの建学の精神を踏まえた現在の教育理念・理想は、高い専門性を身に付けた実践力のある人材を育成すること。また、社会のあらゆる場で活躍できる有能な人材を育成すること、特に子ども達の教育に携わる人材を育成すること。そして、社会性や深い教養を身に付けた、人間性豊かな、知・徳・体のバランスのとれた人材を育成することにある。

藤村トヨの時代と社会情勢は異なるが、教育の理念・理想に向かう姿勢は変わらず引き継がれ、実践を通して、学習の成果として示されることが望ましい。この点については、現状の詳細を把握することからはじめ、原因を探り、改善に向けての対策を講じることが必要である。

また、全教職員が改めて建学の精神を尊ぶよう、意識づけていく。

【テーマ】

基準 I・B 教育の効果

(a)テーマ全体の自己点検・評価の要約

教育の効果は、教育目的・目標をしっかりと見据え、測定可能な学習成果を基準とし、教育の質を保証することによって判定される。

教育目的・目標は、保健体育学科、児童教育学科の学科ごとに定められ、それぞれの特色を明確にしたものとなっている。そして、学習成果については明確な記述はないものの、授業ごとに具体的な到達すべき成果を示し、それら一つ一つが建学の精神と教育理念に結びついている。

教育の効果を焦点とする査定（アセスメント）の手法は、期間レベル、学科・教育課程レベルではディプロマ・ポリシーに基づいた点検・評価を定期的に行い、科目レベルでは、各教員の成績評価によっていて、授業評価アンケート、学力保障への様々な取り組みによって教育の質を保証している。

教育の効果は教育目的・目標から学習成果へと反映され、各授業のシラバス、授業実施へと階層的に構築され表わされている。また、それぞれにPDCAサイクルが機能している。

(b)自己点検・評価に基づく改善計画

保健体育学科、児童教育学科ともに教育目的・目標の対策に取り組んでいるが、今後は、

学生の学習の充実、指導者としての資質や専門性の習得、実践的指導力の向上を具体的目標とし、自己点検・評価を学生と共に共有し教育の効果の一層の向上に繋げていく。

〔区分〕

基準 I-B-1 教育目的・目標が確立している。

(a)現状

保健体育学科は、保健体育に関する研究・教授を行い、有能な女子体育指導者を養成するとともに、健全なよき社会人を育成することを目的としている。その後の変化等に対応し、社会体育の振興と生涯スポーツの普及に伴う社会体育指導者の期待にも応えとともに、現在は一般企業で活躍できる人材育成も視野に入れている。さらに、各種スポーツ指導者としての公的資格への道を講じ、多様な進路に対応できることを目指している。

児童教育学科は、幼児・児童に関する研究・教授を行い、幼稚園及び小学校の有能な指導者を養成するとともに、健全な社会人を育成することを目的としている。

また、教員養成を目的として、動きづくり、音づくり、ものづくりなど、実践力を持つ指導者の育成を目指している。さらに、具体的に学校教育・社会教育・家庭教育を含む生涯教育を背負って立つことのできる健全な信頼される女子教育者の育成を目指している。

(b)課題

教育目的・目標の確立に関する課題は、前回の第三者評価で指摘された「向上・充実のための課題」の対応策に伴い、教育効果の工夫を試みている。例えば、児童教育学科においては、平成 22 年度より将来の教員としての資質・専門性の向上を目指したプロジェクト学習による学習の充実を図るなどして、学生のディスカッション、プレゼンテーション等の指導者としての実践的指導力の向上を目指している。今後は、学生の学習成果が発表できる「学生教育フォーラム」等の教育企画実施を課題としたい。

基準 I-B-2 学習成果を定めている。

(a)現状

保健体育学科、児童教育学科の各授業では、平成 21 年度よりシラバスに「授業の到達目標及びテーマ」を明記するようになっており、具体的な到達すべき成果を示している。それらが建学の精神と教育理念を反映した学習成果となっている。

また、保健体育学科は、高度な専門を培い、保健体育に関する知識・技能を習得し、理論・実技を通して各種スポーツの指導ができる能力の獲得に向け、実技と講義のバランスのとれた科目の修得と、免許・資格の取得ができる。

児童教育学科は、体育短期大学としての特徴を生かした幼児・児童教育の専門知識と教育・指導の能力の修得と、免許・資格の取得ができる。

これらは、学内へは「学生便覧」、「シラバス」等を配付し、学外へは主にホームページなどを通じ、広く公表されている。また、定期的な点検も行っている。

(b)課題

保健体育学科、児童教育学科ともに教育目的・目標の対策に取り組んでいるが、今後は、学生の学習の充実、指導者としての資質や専門性の習得、実践的指導力の向上を具体的目標とし、自己点検・評価を学生と共に共有し教育の効果の一層の向上に繋げていくことが

課題である。

基準 I-B-3 教育の質を保証している。

(a)現状

学校教育法、短期大学設置基準等の法令の変更を適宜確認し、教授会を通じて対応している。

学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法は、期間レベル、学科・教育課程レベルではディプロマ・ポリシーに基づいた点検・評価を定期的に行い、科目レベルでは、各教員の成績評価によっていて、授業評価アンケート、学力保障への様々な取り組みによって教育の質を保証している。

教育の向上・充実のためのPDCAサイクルでは、教員の不断の取り組みのほか、シラバス（P）、授業実施（D）、授業評価アンケート（C）、評価報告書の公表（A）によって行っている。

(b)課題

授業評価を生かして、より一層授業改善に努めることを今後の課題とする。

[テーマ]

基準 I-C 自己点検・評価

(a)テーマ全体の自己点検・評価の要約

自己点検・評価のための規程及び組織を整備し、毎年度組織的な自己点検・評価を行っており、その結果を報告書としてまとめ、本学ホームページに掲載し、公表している。

また、自己点検・評価の一環で行っている学生による授業評価（アンケート調査）は全ての授業を対象としており、専任教員全員が実施している。授業評価結果を各授業担当者に配付している。授業担当者は、結果を分析し、見解及び今後の授業展開について報告している。

(b)自己点検・評価に基づく改善計画

改善を要する事項については、今後、評価委員会及びFD委員会等関連する組織で検討していく。

[区分]

基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に向けて努力している。

(a)現状

1.自己点検・評価のための規程及び組織

教育・研究活動等の状況について自己点検及び評価を行うため、自己点検評価運営委員会規程を定め、企画構想部長を委員長とする自己点検評価運営委員会を設置している。

自己点検・評価を円滑に進めるため、自己点検評価実施検討部会規程に基づき、自己点検評価実施検討部会を設置している。

なお、平成25年度からは本学独自の自己点検・評価への対応は、組織改編による委員会組織再編成により、評価委員会で行うこととした。

2. 日常的な自己点検・評価

毎年度、組織的な自己点検・評価を行っている。

3. 定期的な自己点検・評価報告書等の公表

毎年度、組織的に自己点検・評価を行い、その結果を報告書としてまとめ、本学ホームページに掲載し、公表している。報告書は2年ごとにまとめ、冊子を作成し、図書館等でも閲覧できるようにしている。

平成 21・22 年度点検・評価年報（冊子作成・ホームページに掲載）

平成 23 年度点検報告（ホームページに掲載）

4. 自己点検・評価活動における全教職員の関与

毎年度行う自己点検・評価は、委員会を中心に組織的に実施している。検討部会は、教務部長をはじめ各部館所長及び課長で構成されており、点検・評価に当たっては、各部署で対応している。

平成 17 年度から自己点検・評価の一環で学生による授業評価（アンケート調査）を全ての授業で実施している。平成 21 年度には調査項目、集計方法を見直し、現在に至っており、すべての授業を対象として専任教員全員が実施している。

学生による授業評価実施状況

《 実施のながれ 》

前期授業		前期集中・夏季学外授業		後期・通年・後期集中・冬季学外授業	
6月下旬 ～ 7月下旬	実施	7月中旬 ～ 9月中旬	実施	11月下旬 ～ 3月上旬	実施
委託業者へ送付		委託業者へ送付			
8月下旬	集計結果納品	3月中旬	集計結果納品		
9月中旬	各教員へ、集計結果の配布とコメント依頼	3月下旬	各教員へ、集計結果の配布とコメント依頼		



コメント（授業評価報告）



冊子「授業評価報告」作成



図書館等で閲覧

平成24年度学生による授業評価実施状況

	科目数	授業数	履修者数
保健体育学科	78	78	2,262
児童教育学科	69	97	3,254
計	147	175	5,516

5.自己点検・評価の成果の活用

自己点検・評価結果に対する改善については、各部署に任せている。

自己点検・評価の一環で行っている学生による授業評価結果を各授業担当者に配付している。授業担当者は、結果を分析し、見解及び今後の授業展開について報告している。

(b)課題

1.日常的な自己点検・評価

日常的な自己点検・評価は各部署が責任をもって行っている。

今後は各部署内の連携をさらに充実させていく。

2.自己点検・評価活動における全教職員の関与

全授業の評価を実施するなど、教職員を挙げて評価作業を行っているが、今後は、その内容を一層充実させていく。

3.自己点検・評価の成果の活用

自己点検・評価の実施は組織的になされているが、成果の活用について現段階では各部署による自主的な改善に留まっており、組織的な対応はされていない。

学生による授業評価を全学的に取り組み、その評価結果を各授業担当者は今後の授業展開等に活用している。

今後は、より一層の活用のため、FD委員会等で評価方法や内容について検討していく。

◇ 基準Ⅰについての特記事項

(1)以上の基準以外に建学の精神と教育の効果について努力している事項。

該当なし。

(2)特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

該当なし。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

(a)基準Ⅱの自己点検・評価の要約

学位授与の方針は、建学の精神と教育理念を反映した具体的な到達すべき学習成果に対応している。

卒業の要件については、「履修の手引き」の配付、フレッシュウィークにおける説明及び後期授業開始直前のオリエンテーションなどにおいて周知している。

また、学外に対しては、オープンキャンパス、進学説明会、及び高校訪問等において説明し、受験生に対しては大学要覧やホームページに掲載して学位授与の方針を公表している。

教育課程編成・実施の方針は、有能な女子体育指導者、及び幼稚園・小学校の指導者を養成するとともに健全なよき社会人を育成するという目的に対応したものとなっている。また、本学の教育課程は、教員の専門性を基にした配置となっており、定期的に見直している。

入学者受け入れについては、入試委員会規程により、入試委員会が「原案」を策定し、教授会に諮り決定しており、大学要覧、学生募集要項、ホームページにおいて示すとともに、オープンキャンパス、進学説明会、及び高校訪問等において説明している。

また、本学では、平成 17 年度から、全教員・全科目でアンケート形式による授業評価の調査を実施している。全ての授業実施後は、学生による授業評価アンケートの結果を受けて、各授業担当者が授業改善報告書を提出している。

本学は、入学生から在学生、卒業生、教職員、一体となって個人の課題と向き合える大学であり、今後もそうあるべきであると考え定期的に確認がされている。課題はあるものの学生支援の全体を見た場合、キャリア支援に関しては数年にわたり注力している。

本学の学生は、将来の進路について目的意識を持って入学しているので、キャリア支援課では、体験を通じてより明確な目的意識を育てるためのボランティアへの支援や就職に向かう準備段階としてのプログラムを充実させ支援を行っている。

進路選択の基盤づくりから丁寧に指導して、カリキュラムとの整合も十分に図られている。

学習支援では、教職員ごとに手法は異なるが、学内の各所管、各専門領域、各研究室を越えて情報共有が可能であり、学生が抱える問題を見いだしやすくなっている。

また、この連携は、自己点検においても活用することができ、課題を見いだす機会となっている。

(b)基準Ⅱの自己点検・評価に基づく行動計画

学位授与方針の周知活動は十分に行っており特に問題はない。

しかし、教育課程編成・実施の方針に関する課題として、追再試験の運用及び基礎学力養成講座などについて、成績評価の厳格な適用の観点から、一層の検討を行う必要がある。

学習成果の査定（アセスメント）については、学生のアンケートによる授業評価は有効な手段として機能しているが、回数を重ねると、とかくマンネリ化し調査そのものの妥当性や信頼性が低下してくることから、授業アンケートの設問や実施方法を常に検討していく。

学生支援の基盤に関しては特に大きな改善を要する箇所は見当たらない。しかしながら、

その細部には常に課題があるので、重要度に応じ適宜具体的な改善策を検討しなければならないと考える。

アドミッション・ポリシーを基軸とした、短期大学の社会的責任を今後どのように考え、組織的に発展させるのか、過去の成果との比較だけではなく、現況の自己点検を踏まえて新たな価値を教育・研究において創出していく。

[テーマ]

基準Ⅱ-A 教育課程

(a)テーマ全体の自己点検・評価の要約

学位授与の方針は、基準Ⅰ-B-2 で述べた通り、建学の精神と教育理念を反映した具体的な到達すべき学習成果に対応している。

また、卒業の要件については、「履修の手引き」の配付、入学直後のフレッシュウィークにおける説明、1年生後期授業開始直前のオリエンテーション、2年生前期授業開始前のフレッシュウィーク、後期授業開始直前のオリエンテーションにおいて、成績通知表を配付して、その都度確認をしている。

これらに加え、学外への学位授与の方針の公表については、オープンキャンパス、進学説明会、及び高校訪問等において説明し、受験生に対しては大学要覧やホームページに掲載している。

成績評価の方法について、学則第23条（単位の授与）において規定している。

教育課程編成・実施の方針は、有能な女子体育指導者、及び幼稚園・小学校の指導者を養成するとともに健全なよき社会人を育成するという目的に対応したものとなっている。

また、本学の教育課程は、教員の専門性を基にした配置となっており、定期的に見直している。

入学者受け入れの方針は、学則第11条に基づき設置されている入試委員会規程により、入試委員会が「原案」を策定し、教授会に諮り決定している。入学者受け入れの方針は、大学要覧、学生募集要項、ホームページにおいて示すとともに、オープンキャンパス、進学説明会、及び高校訪問等において説明している。

本学では、平成17年度から学習成果の査定（アセスメント）、授業改善の成果を一層確実なものにすること、及び学生から改善意見を聴取することを目的として、全教員・全科目で授業アンケートによる授業評価の調査を実施している。

また、全ての授業実施後は「シラバスに基づく授業展開実施報告書」を各授業担当者が提出して、学生による授業評価アンケートの結果を受けての授業改善方策を報告している。

卒業生に対するアンケート等の卒業後の評価として、『平成23年度卒業生に対する「学生満足度調査」報告書』を刊行している。

また、毎年実施している幼稚園長を招いての幼稚園懇談会で、卒業生の勤務状況等に関して現場からの評価やフィードバックをいただいている。

これに加え、同窓会の年次懇親会での情報交換を通じて、卒業生の近年の動向を把握するように努めている。しかしながら、卒業生の進路先に対して直接的に学習成果を調査するアンケート等の量的な調査は、まだ行っていないのが現状である。

(b)自己点検・評価に基づく改善計画

教育課程編成・実施の方針に関する課題として、追再試験の運用及び基礎学力養成講座などについて、成績評価の厳格な適用の観点から一層の検討を行う必要がある。

学習成果の査定（アセスメント）については、学生のアンケートによる授業評価は有効に機能しているが、回数を重ねると、とかくマンネリ化し調査そのものの妥当性や信頼性が低下してくることから、授業アンケートの設問や実施方法を常に検討していく。

学生の卒業後評価への取り組みに関しては、毎年実施している幼稚園懇談会では、卒業生の勤務状況等に関して現場からの評価やフィードバックをいただいているが、卒業生の進路先からの直接的な評価の聴取は行っていないので、今後の課題としていく。

〔区分〕

基準Ⅱ-A-1 学位授与の方針を明確に示している。

(a)現状

1.学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

<保健体育学科>

保健体育学科における卒業要件は、東京女子体育短期大学・学則第 26 条において「保健体育学科にあつては、2 年以上在学し第 19 条所定の授業科目を履修し、62 単位以上を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。」と規定されている。

ここで学則第 19 条において示された所定の授業科目の履修とは、以下の通りである。

- ① 教養科目は、3つの履修区分から最低修得単位数 14 単位を修得する。
- ② 専門に関する科目は、(ア)「基礎実技」、「選択実技」、「基礎理論」の3つの履修区分から最低修得単位数の 26 単位を修得する。(イ)「専門選択」、「共通選択」は最低履修単位 22 単位以上修得する。なお、単位数の積算は、「基礎実技」、「選択実技」、「基礎理論」及び「専門以外の科目」のうち最低修得単位数を超えて修得した科目や「教職に関する科目」のうち指定科目から修得した科目の単位数を合計する。最低修得単位数は上記(ア)と(イ)を合わせて 48 単位以上を履修する。

また、卒業が認められるためには必修科目の単位修得だけでなく、学生納付金の納付も必要であり、学則第 28 条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士（保健体育）の学位が授与される。

<児童教育学科>

児童教育学科における卒業要件は、東京女子体育短期大学・学則第 27 条において「児童教育学科にあつては、2 年以上在学し第 20 条所定の授業科目を履修し、69 単位以上を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。」と規定されている。

学則第 20 条においては、「必修科目、選択科目を含め、教科に関する科目、専門以外の科目及び教職に関する科目の単位数を合わせて 69 単位以上を履修するものとする。」と規定されているが、実際には進路に合わせて学習するための授業科目を組み合わせた3つの授業ユニットがあることから、ここでは授業ユニットの履修モデル単位数を示すことにする。

① 幼・保ユニット

幼児教育に関する授業科目を中心に履修するユニットである。

幼稚園教員資格が取得できる。また、幼稚園教員になった時に役立つ保育士試験の関

連授業科目も履修する。最低修得単位数は69単位であるが、試験を受けて保育士資格を目指す学生は、1年後期から2年前期にかけて保育士関連8科目を履修して、8月に実施される国家試験に備えることになる。

② こどもユニット

幼児から児童教育の幅広い授業科目を履修するユニットである。幼稚園と小学校の両方の教員資格が取得できる。最低修得単位数は69単位の他に、小学校・幼稚園の教員免許状取得のために更に18単位の修得が必要となるので87単位の修得を目指すことになる。

③ 児童スポーツユニット

児童教育及び体育・スポーツ・健康教育関係の授業科目を履修するユニットである。小学校教員免許状を取得し体育の得意な小学校の教員、ジュニアスポーツ指導員資格を目指す学生及び小学校教員資格取得のうえ本学学部に編入学を目指す学生を対象とする。

最低修得単位数は69単位であるが、将来、中・高等学校保健体育の教員免許状取得を目指して編入学し、2年間で大学卒業が可能とするためには、1年次から計画的に履修して83単位の修得を目指すことになる。

保健体育学科と同様に児童教育学科においても、卒業が認められるためには必修科目の単位修得だけではなく、学生納付金の納付も必要であり、学則第28条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士（児童教育）の学位が授与される。

2.成績評価の基準

東京女子体育短期大学・学則第23条（単位の授与）においては、「一つの授業科目を履修した者に対しては、原則として試験を実施したうえ、諸条件を考慮し、総合的な判断に基づいて、単位を授与する。」とし、同条第2項では、「試験の成績評価は、秀・優・良・可・不可と表記し、可以上を合格とする。」と規定している。

3.資格取得の要件

本学はジュニアスポーツ指導員資格の養成校の認定を受けており、児童教育学科においては小学校・幼稚園の免許状の取得の他に、保健体育学科の授業科目を履修する「他学科履修制度」を活用することによって、ジュニアスポーツ指導員の資格試験を受験し、資格取得することができる。

しかしながら、保育士資格に関しては、本学は厚生労働省から保育士養成校には指定されていないので、卒業と同時に保育士資格を取得することはできない。そのため、社団法人・全国保育士養成協議会が実施する資格試験を受験し、筆記試験・実技試験に合格して保育士資格を取得していくことになる。保育士試験は科目合格制の試験で、一度合格した科目は、翌年度と翌々年度の試験が免除される。そして、卒業して幼稚園教員免許状を取得すると、筆記試験2科目（「発達心理学」、「教育原理」）及び実技試験が免除され、受験する科目は筆記試験8科目だけになる。

児童教育学科では、保育士資格取得を目指す学生のために、1年生の後期から2年生の前期にかけて、関連する科目を開設し、さらに国家試験のための受験対策講座を開講して

いる。

4.学位授与の方針の表明

卒業の要件を学生に理解させるために、毎年度「履修の手引き」を作成して学生に配付している。そして、1年生に対しては、入学直後のフレッシュウィークにおいて90分2コマを使って説明している。さらに、後期授業開始直前のオリエンテーションにおいて、前期までの成績通知表を渡して周知・徹底させている。また、2年生に対しては、前期授業開始前のフレッシュウィークの中で、1年次の成績通知表を配付し、90分1コマ分を使って説明するとともに、後期授業開始直前のオリエンテーションにおいて、前期までの成績通知表を渡して、最終的な確認をさせている。

これらに加え、前期の履修登録後、及び後期の履修修正登録後に、学生に対しては個別の履修指導を行っている。また、履修登録後において卒業認定に問題が生じる恐れのある2年生には、個別の履修指導も行っている。

(b)課題

学位授与方針の周知活動は十分に行っており特に問題はないが、さらに周知活動の一層の充実を図っていく。

基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。

(a)現状

1.教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）

東京女子体育短期大学・学則第18条において、「教育課程は専門に関する科目（教科に関する科目を含む）、専門以外の科目及び教職に関する科目の各授業科目を、必修科目及び選択科目に分け、各年次に配当して編成するものとする。」と規定し、その第2項において授業科目及びその単位数を別表で添付資料の様に具体的に示している。ただし、本学においては通信による教育課程は設置していない。

保健体育学科は、保健体育に関する専門の学芸を教授研究し、有能な女子体育指導者を養成するとともに健全なよき社会人を育成することを目的としている。

また、今日の社会の変化等に対応し、社会体育の振興と生涯スポーツの普及に伴う社会体育指導者の需要にも対応すると同時に、一般企業にも対応できる人材育成も目指している。そのため、各種スポーツ指導者としての公的資格取得への道を講じ、多様な進路に対応できるようにしている。

保健体育学科の特色は、学校、社会、企業が求める体育・スポーツの幅広い優れた指導者・専門家としての実践力をつけるため、進路に合った選択ができるよう選択教科を多く開設するなどカリキュラムの充実を図る方向で教育課程を編成している。

児童教育学科は、幼児・児童に関する専門的な学芸を教授研究し、幼稚園及び小学校の有能な指導者を養成するとともに、健全な社会人を育成することを目的としている。教員養成を主たる目的とし、「動きづくり」、「音づくり」、「ものづくり」など実践力をもつ指導者の養成を目指している。さらに具体的に学校教育・社会教育・家庭教育を含む生涯教育を背負って立つことのできる、健全な信頼される女子教育者の育成を目指している。

児童教育学科の特色は、体育短期大学の特性を生かした専門的な体育教育や、音づくり、

ものづくりについて学び、幼稚園・小学校の指導者として実力をつけるとともに、海外英語・文化講座では、2月中旬から9日間オーストラリアの家庭でホームステイをしながら、ネイティブスピーカーによる英会話の授業に参加させている。シドニーの南（約85km）に位置するウーロンゴン大学内の語学学校で授業は行われるが、教室での授業のほかに、アウトドア活動等を行い教室の授業とは一味違った生きた英語を体験させている。

また、オーストラリアの幼稚園または小学校の子どもたちに折り紙など日本文化を教えたりすることを通じて、幼稚園・小学校における幼児・児童教育の違いを身をもって体験できるようにするなど、カリキュラムの充実を図る方向で教育課程を編成している。

平成20年度からは、3つの授業ユニットを設置し、進路希望に即した履修指導を行い、体育大学の充実した施設条件を生かしたスポーツ指導資格取得を含めた広範囲な分野の自己実現が図れるように教育課程上工夫されている。

また、毎年2月上旬、児童教育学科の卒業学年によって音楽研究発表会（創作オペレッタ）を行っている。この創作オペレッタとは、歌、ダンス、芝居等の要素を取り入れた、いわばミュージカルで、制作（脚本、演出、作曲、衣装、小道具、照明プラン、プログラム制作）から上演までのすべてをクラス全員の力で仕上げ、児童教育学科での学びの集大成といえるものである。

2.成績評価の厳格な適用

実際の成績評価においては、「授業科目の履修等に関する内規」第15条（成績評価基準）に基づき100点法で採点しており、90点以上を「秀」、80点以上「優」、70点以上を「良」、60点以上を「可」、59点以下を「不可」としている。

ただし、同内規第10条により定期試験の際、病気、負傷、採用試験、親族の不幸、公式試合等のやむを得ない事情により受験不能であった者に対しては、学生の事情を考慮して願い出により追試験を受けることができようになっている。この場合、追試験の評価は、公免の場合は取得点数の90%以下に換算し、公免以外は80%以下に換算される。

また、定期試験が不可の者に対しては、同内規第12条により学生の事情を考慮して再試験の機会が与えられる。その際の評価は、80%以下に換算される。

3.シラバスの記載項目

編成された教育課程に基づいて、保健体育学科及び児童教育学科においては各科目のシラバスが作成され、授業内容や授業運営計画が具体的に学生に示される。これらのシラバスにおいては、授業の到達目標及びテーマ、授業の概要、成績評価の方法、教科書・参考書、事前予習、授業計画、その他の項目が明示され、各年度に冊子として学生全員に配付されるとともに、ホームページ上でも公開されている。

4.教員の資格・業績を基にした教員配置

保健体育学科、及び児童教育学科における平成24年度の専任教員の職名、学位、担当科目は、以下の表のようになっており、修士号をもたない教員が若干多いものの、いずれの学科においても教育課程は、教員の専門性を基にした配置となっている。

【保健体育学科】

職名	学位	担当科目
----	----	------

教授	学士	新体操
教授	修士	水泳(含海浜実習)、水泳Ⅱ、スキーⅡ
教授	学士	ダンスⅠ
講師	修士	体力トレーニング論及び実習Ⅰ・Ⅱ
講師	修士	陸上競技Ⅰ
講師	学士	球技Ⅱ(ソフトボール)
特任教員	学士	道德教育の研究、思想と人間観
専門特任教員	学士	教職と教師、教職実践演習

【児童教育学科】

職名	学位	担当科目
教授	博士	教職と教師、保育内容指導法(人間関係・健康・身体表現・言葉)、保育実習理論、教育課程論、幼児理解、教職実践演習(幼稚園)
教授	学士	造形演習Ⅰ、図工科教材研究、図画工作、教職実践演習(小学校)
教授	学士	体育ⅡB
教授	学士	体育ⅠB(器械運動)、幼児体育ⅠB(器具を使った運動遊び)
准教授	博士	教育心理学、児童心理学、教職実践演習(小学校)
准教授	学士	教育方法Ⅰ(含情報機器及び教材の活用)、情報処理
准教授	修士	理科、自然と生命、理科教材研究、教職実践演習(小学校)
准教授	修士	音楽(器楽/伴奏)、保育内容指導法(音楽表現)
准教授	修士	保育内容指導法(造形表現)、図工科教材研究、造形演習Ⅱ
講師	学士	算数科教材研究、算数
講師	修士	音楽科教材研究、音楽(器楽/伴奏)、教職実践演習(幼稚園)
専門特任教員	学士	歴史と人間、生徒指導論(含進路指導)

5.教育課程の定期的な見直し

教育課程の定期的な見直しについては、児童教育学科においては教育課程編成の際に「教育職員免許法及び同法施行規則において幼稚園教諭二種免許状取得に必要な科目」をコア・カリキュラムとして編成している。したがって、上記の法律や省令の改正があった場合、それに沿った教育課程の修正を遺漏なく行っている。

(b)課題

教育課程編成・実施の方針に関する課題としては、きめ細かい指導を目指して少人数のクラス編成を行っている科目もあるが、施設等の課題もあり、今後の在り方を検討していく。

基準Ⅱ-A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している。

(a)現状

1. 入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

入学者受け入れについては、東京女子体育短期大学・学則第 11 条に基づき設置されている入試委員会規程により、入試委員会が「原案」を策定・検討し、教授会に諮り決定している。アドミッション・ポリシーとして学習成果に対応した本学の求める学生像として、それぞれの学科では以下の通り明示している。

<保健体育学科>

- (1) 体育・スポーツに課題意識をもち、教師や指導者を目指し、あるいは幅広く、より高い体育・スポーツの技能の習得を目指す人
- (2) 短期大学での学習を生かし、さらに大学への編入学等によってより高い知識や技能の習得を目指す人
- (3) 短期大学での学習や取得した資格を生かし、生涯体育・スポーツのリーダーとして、広く社会での自己実現を目指す人

<児童教育学科>

- (1) 幼児や児童の教育に関心をもち、意欲的に教師を目指す人
- (2) 幼児や児童の教育に関心をもち、体育、スポーツ、音楽、美術などの能力を生かして個性を伸ばし、豊かな人間性を目指す人
- (3) 短期大学での学習を発展させ、東京女子体育大学への編入学によって体育・スポーツのより高い知識や技能の習得を目指す人

2. 入学前の学習成果の把握・評価の明示

アドミッション・ポリシーの趣旨は、大学要覧、学生募集要項、ホームページ等に明示するとともに、オープンキャンパス、進学説明会での相談、高校訪問等々で説明・周知している。

具体的には、年 6 回開催しているオープンキャンパスでは、ビデオと教員による学園紹介、クラブ活動体験・紹介、体験授業、入試等の各種相談を行う際に、本学の求める学生像について具体的に説明している。

また、進学説明会では、教職員のほかに在学生も会場に赴き、志願者及び保護者等に対し説明するとともに、高校訪問では、募集要項等のほかに AO (Admissions Office) 型入試のパフレット等の本学の刊行物を持参し、説明を行っている。

ホームページでは、「学園の紹介」の中で「建学の精神」を掲げ、その他に、授業紹介、クラブ活動状況、就職状況、公開講座、財務状況等々を載せ、本学の理念を周知徹底している。

この他、年 2 回発行の「TOJOTAI HEADLINE」や「TWCPE News Letter」、また年度版「TWCPE HANDBOOK」にも「建学の精神」を記載し、全国の高校に配付し、周知を図っている。

学園内でも、入学後に学生が建学の精神に触れることが出来るよう、藤村総合教育センター内に開設された「創立 110 周年記念 藤村学園資料室」においては、本学の成り立ち、藤村トヨの業績を常設展示し、さらには藤村トヨの銅像、前理事長の揮毫による藤村トヨの教え「腰伸ばせ即腹の力」を、建学百周年を機に石碑として建立し、周知を図っている。

3. 入学者選抜の方法

本学における入学者の選抜は、アドミッション・ポリシーに対応した方法を採用してい

る。つまり、①自分で自分を推薦し、高校3年間・大学入学後の学習・活動や将来の進路について面談・面接を受ける「AO型入学選考」、②出身高等学校長等の推薦を受ける「推薦入学選考」、③学力がためされる「一般入学選考」、以上の三種類である。

AO型入学選考においては、本学の建学の精神や教育目標、本学学生の実態、他の入試との整合性を考慮しつつ、書類審査(エントリーシート・調査書)及び面談(面接)により、高等学校における学習や各種活動、及び本学における学習目標や学習計画等の項目について総合的に評価している。これらに加え、AO型入学選考においては帰国子女・留学生の特別選抜が実施されており、書類審査(エントリーシート・調査書)及び面談(面接)により総合的に選考している。

推薦入学選考においては、出身高等学校長等の推薦のある者について、書類審査(推薦書・調査書)、面接、小論文等を課して、総合的に評価している。推薦入学選考には、公募推薦、指定校推薦、スポーツ推薦、卒業生子女等特別選抜の4種類がある。

保健体育学科の公募推薦には、A・B2種類の方式があり、A方式では、書類審査、面接、小論文(600字)、基礎技能としての実技テスト(下記表において、4領域の中から2領域を選択し、さらにそれぞれの領域から1課題を選択の合計2領域2課題を選択)、及び運動競技歴点により、総合的に選考している。また、B方式では、書類審査、面接、小論文(800字)、基礎技能としての実技テスト(下記表において、4領域の中から1領域を選択し、その中の1課題を選択)により、総合的に選考している。そして、児童教育学科の公募推薦の場合は、書類審査、面接、小論文(600字)により、総合的に選考している。

指定校推薦については、本学が指定する高等学校における3年間の学業成績、人物、その他について、出身高等学校長等から特別に推薦された生徒に対し、書類審査と面接を行って選考している。因みに学業成績の基準は、高等学校第3学年1学期までのもので、保健体育学科が評定平均値3.0以上、児童教育学科は評定平均値が2.7以上となっている。

スポーツ推薦は、本学運動部部長が推薦した者に対して、出願書類(運動競技歴書を含む)の審査と、面接により選考している。

保健体育学科公募推薦における実技テスト一覧

領域	課題	内容
第1領域	1. 走る	<p><晴天時(陸上競技)></p> <p>●50m走 ・スタンディングスタート ・タイムは計測しません</p> <p><雨天時(体育館)></p> <p>●40～50m 走：スタンディングスタート、タイムは計測しません</p>
第2領域	1. パスをする	<p>バスケットボールかバレーボールどちらかを選択</p> <p>●バスケットボール：チェストパスとショルダーパス</p> <p>●バレーボール：ゆるいボールをセッターにパス</p>
	2. 投げる (ボール)	<p>ハンドボールかソフトボールどちらかを選択</p> <p>●ハンドボール：10m間及び18m間(20m以内)のスローイング</p> <p>●ソフトボール</p> <p><晴天時(ソフトボール場)> ●キャッチボールと遠投</p>

		<雨天時（体育館）>●キャッチボール
第3領域	1. 回転する	●マット運動 倒立系と前転・後転系の技を2つくらい組み合わせる
	2. 手具を操作する	●ボール ボールを使って跳んだり、回転したり、柔らかさを見せたりしながらリズムカルに1分程度動く
	3. 踊る	●自分の得意なダンスを1分～1分30秒（1分30秒以内）で踊る 音楽の使用は自由
第4領域	1. 泳ぐ	●25m泳 ・クロール・平泳ぎどちらかを選択 ・水中からスタート ・タイムは計測しません

一般入学選考において保健体育学科では、A・B2つの方式で実施し、試験成績と書類審査により、総合的に選考している。A方式では、書類審査、国語総合、英語Ⅰ・英語Ⅱ、実技テスト（下記表において、4領域の中から2領域を選択し、さらにそれぞれの領域から1種目を選択の合計2領域2種目を選択）、運動競技歴点により選考している。また、B方式においては、書類審査、国語総合、英語Ⅰ・英語Ⅱ、小論文（600字）、実技テスト（下記表において、4領域の中から1領域を選択し、その中の1種目を選択）により選考している。

これらに加え、一般入学選考においては社会人・帰国子女特別選抜が実施されており、保健体育学科では、書類審査、国語総合または英語Ⅰ・英語Ⅱのどちらか1教科、実技テスト（下記表において、4領域の中から1領域を選択し、その中の1種目を選択）、小論文（600字）と面接により、総合的に選考している。また、児童教育学科では、書類審査、国語総合または英語Ⅰ・英語Ⅱのどちらか1教科と面接により総合的に選考している。

保健体育学科一般入学選考実技テスト一覧

領域	種目	内容
第1領域	1. 陸上競技	<晴天時（陸上競技場）> ●100m走：・スタンディングスタート ・タイムは計測しません
		<雨天時（体育館）> ●40～50m走：スタンディングスタート、タイムは計測しません
第2領域	1. バスケットボール	●サークルドリブルからドリブルシュート
	2. バレーボール	●ネットを挟んでトス&パス（ネットの高さ2.15m）
	3. ハンドボール	●10m間及び18m間（20m以内）のスローイング
	4. ソフトボール	<晴天時（ソフトボール場）>●キャッチボールと遠投 <雨天時（体育館）>●キャッチボール
第3領域	1. 器械運動	●マット運動：回転系の技（前転、後転、倒立回転など）の中から自由に3つ以上の技を組み合わせる。
	2. 新体操	●ボール：ボールを使ってジャンプ・バランスの要素を入れて、1分程度動く。
	3. ダンス	●自分の得意なダンスを1分30秒～2分（2分以内）で踊る：音楽の使用は自由
第4領域	1. 水泳	●50m泳：

		<ul style="list-style-type: none"> ・クロール、平泳ぎ、背泳ぎ、バタフライの中から1泳法を選択 ・水中からスタート、25mでターン ・タイムを計測して参考とします
--	--	---

(b)課題

体育短期大学の特性を生かした入試選考の在り方をさらに検討していく。

基準Ⅱ-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。**(a)現状**

本学においては、平成17年度から学習成果の査定（アセスメント）、授業改善の成果を一層確実なものにするため、及び学生から改善に向けての意見を聴取することを目的として、全教員・全科目で授業評価の調査を実施しており、実施後の集計は業者に外部委託している。

調査の実施に際して、バイアスを排除するため授業担当者は、調査には立ち会わないことになっている。実施に際しては、係の学生が調査対象授業時の前に事務担当者から調査用紙を受け取り、授業が終了し担当教員が退室した後に、学生にアンケート用紙を配付・回収し、最終的に事務担当者に届けることになっている。

授業アンケートによる授業評価に加え、全授業担当者が最初の授業において学生にシラバスを配付しており、全ての授業実施後は「シラバスに基づく授業展開実施報告書」を各授業担当者が提出して、学生による授業評価アンケートの結果を受けての授業改善方を報告している。

(b)課題

学習成果の査定（アセスメント）に関する課題としては、学生の授業アンケートによる授業評価は、他大学もそうであるが回数を重ねると、とかくマンネリ化し調査そのものの妥当性や信頼性が低下してくることから、授業アンケートの設問や実施方法を常に検討していく。

本学においては、アンケートの設問項目、集計方法等を平成21年度に見直し、定着してきた。各授業担当者は、前年度の結果との比較もしながら授業改善を行っており、近々に大幅な変更は予定していないが、今後、FD委員会等で検討していく。

基準Ⅱ-A-5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。**(a)現状****1.卒業後評価**

現在、卒業生の進路先からの評価の聴取は行っていないが、卒業生に対するアンケート等の卒業後の評価は女子体育研究所が、『平成23年度卒業生に対する「学生満足度調査」報告書』を刊行している。

この平成23年度卒業生に対する「学生満足度調査」は、平成24年3月19日（卒業式前日）に無記名調査用紙によるアンケート調査として実施された。対象は、大学・体育学部・体育学科316名、短期大学・保健体育学科36名、短期大学・児童教育学科51名の合計403

名であり、短期大学のみでは計 87 名であった（有効回答数）。

調査内容の概要は、各学科・コース、出身地域と居住区分、入試区分、大学全般・授業内容の満足度、教員・施設・設備の満足度、各部署のサービス体制、学生生活全般の満足度、クラブ所属と満足度、人間的な成長についての自己評価などであった。評価方法は自由筆記を除き基本的に、「とても満足、少し満足、どちらでもない、少し不満、とても不満」の 5 段階とし、計 56 項目であり、回答にかかる時間は概ね 20 分程度であった。

例年、卒業時に就職状況を調査し資料としてまとめており、その後 2～3 年程度は転職・退職等を連絡してくれるケースもあるが、追跡調査は実施していないのが現状である。在学生には、就職に関するオリエンテーション等で卒業後の再就職等に関しても、支援している旨、説明している。また、就職対策講座の講師等に卒業生を依頼し、就職後の状況などをヒアリングしている。この他、卒業後も公立の教員採用試験合格者は連絡してくるが、その後の連絡は困難であり、グループ担任教員の協力を得て卒業後の動向を調査している。

毎年、卒業生から求人情報（非常勤・常勤講師、一般企業、体育施設、幼稚園等）の提供があり、例えばキャリア支援課が毎年実施している幼稚園長を招いての幼稚園懇談会では、卒業生の勤務状況等に関して現場からの評価やフィードバックをいただいている。これに加え、同窓会である藤栄会の年次懇親会に理事長、学長、事務局長、その他の理事、部館長等の教授が出席し、情報交換を行っている。また、秋の国民体育大会開催地に理事長、学長、事務局長等が出向き、開催県在住の藤栄会会員と懇親を深め、卒業生の近年の動向を把握するように努めている。

(b)課題

学生の卒業後評価への取り組みに関して、卒業時の「学生満足度調査」を定期的に行って「学生満足度調査報告書」を刊行してはいるが、卒業生の就職先の動向に関しては、質的調査はあるが量的調査を行っていないことは課題である。

[テーマ]

基準Ⅱ-B 学生支援

(a)テーマ全体の自己点検・評価の要約

本学は、入学者から在學生、卒業生、教職員、一体となって個人の課題と向き合える大学であり、今後もそうあるべきであると定期的に確認がされている。学生支援の全体を見た場合には、キャリア支援に関して数年にわたり注力している。本学の学生は、将来の進路について目的意識を持って入学しているので、キャリア支援課では、体験を通じてより明確な目的意識を育てるためのボランティア活動への支援や就職に向かう準備段階としてのプログラムを充実させており、進路選択の基盤づくりから丁寧に指導して、カリキュラムとの整合も十分に図る取り組みを重ねてきた。

近年拡充しているものとして、独自の奨学金制度の発展がある。継続して制度を維持する中で、ニーズに沿った支援が出来るように検討している。

学習支援では、学内の各部課、各専門領域、各研究室を越えて情報共有が可能であり、学生が抱える問題を見いだしやすくなっている。

学生の課外活動では、クラブ活動がその多くを占めている。クラブ活動を通じた教育研究が盛んであり、様々な交流も育まれるところから、一部では積極的な社会的活動も展開されている。在学生にとって、人間的に成長することが出来るプログラムがあり、そのバリエーションも豊かである。

(b)自己点検・評価に基づく改善計画

現在、学生支援の基盤に大きな改善を要する箇所は見当たらない。しかしながら、その細部には常に課題があるので、重要度に応じ適宜具体的な改善策を検討しなければならない。

短期的に見れば、本学は現有の資源を有効活用している。短期大学の中長期的な展望は、法人とその構成員個々の意志に関わり合う問題である。短期大学を今後どのように考え組織的に発展させるのか、これが現在の課題である。検討の最中にあるが、過去の成果との比較だけではなく、現況の自己点検を経て教育・研究において新たな価値を創出していく。

[区分]

基準Ⅱ・B-1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。

(a)現状

教員は、評価にあたって、筆記試験、レポート、課題提出、実技試験等、学科の学習目標に照らし適時・適切に行っている。単位の認定については、本学の基準及び各科目のシラバスに示した評価の方法に従って適切に行われている。また、評価結果の活用については、全ての科目で行われている学生による授業評価を踏まえた「シラバスに基づく授業展開実施報告書」及び「授業評価報告」を教員が作成し、その後のシラバスの作成や授業計画・実施に生かすとともに、学内で閲覧出来る状態を整え公開している。

授業・教育方法の改善等について、全学的に取り組んでいる状況である。各教員を単位とするティーチングポートフォリオの作成、教務委員会での現状の把握と個別事例に対応する組織的な検討、教授会における問題点の周知・協議を行っており、その責務を通じた情報共有を基礎として、協力・調整を組織的に進めることができている。なお、不定期であるがFD活動も実施されている。

本学2学科は、グループ担任制を整備しており、学生の履修及び卒業にいたる指導を行う体制を整えている。また、Webサイトや電子メールなど環境整備も整っており、学生の履修状況や学習状況も適切に把握する体制が整っている。本学では、学内でのクラブ活動に限らず課外活動が盛んに行われており、そうした機会においても積極的な交流が図られて、密接な指導体制が実現している。

事務職員は、事務局各部署の職務で、常に学生の学習状況の把握に努めている。教員が果たす役割を支援し、学園生活全般にわたって教員と連携した学習支援を行っている。事務職員は、単位取得のための支援、学習の円滑化、生活相談、就職相談、保護者との対話において、教員とは異なる窓口から学園生活の充実を図りその基盤を支えている。

学生の学習状況の把握のために、教務部・学生部の連携で各授業担当者に「長期欠席学生の調査」を実施し、授業を欠席している学生を把握している。その結果は、グループ担任、ゼミ担当教員と連携して学生個人の実情を把握して指導するための基礎情報に加えている。

学園の施設設備・技術的資源は、現在可能な限り有効活用されている。学習、研究、課外活動、クラブ指導など、空間を余すところなく利用されているのが現状である。敷地や施設設備の規模や機能に限りはあるが、多岐にわたる利活用を教職員・学生の工夫によって生み出している。

教員で組織する図書館運営委員会と図書館の専門職員は、ライブラリー・ツアー、学生選書ツアー、読み聞かせの会、教育実習に役立つ図書・ビデオ活用法など様々な会を催している。特に学園祭と連動した児童教育学科生が実演する絵本、紙芝居の読み聞かせの会「図書館は楽しい 子どもと一緒に」は毎年100名以上の一般の参加者があり、地域・社会への貢献もできている。また年2回発行の図書館広報紙「リーヴル」は、学生により図書館が効果的に読書機会を得られるように書評を中心に広報に努めている。教員で組織する地域交流センター運営委員会と地域交流センターの専門職員は、学生の地域貢献を支援し、その利便性を追求している。マルチメディアホール、メディアホール、ピアノレッスン室、トレーニングルーム、運動生理学実験室、各体育施設で、教職員が授業時間以外に学習を支援し、資源の活用は十分に行われていると考える。

学内のパソコンは、授業・研究・業務に使用目的が限られている。また、教職員に配当される機器数を制限して管理しており、使用範囲は限られている。授業・研究についてはその限りではない。特に、マルチメディアホールでは、パソコンで授業をしており受講者数に合わせて機器が整備されている。各教室には、学内LANが設置されており授業等で活用している。しかし、学生による学内LANへの接続は認めておらず、教職員のアクセス権限を利用した学習・研究への活用に限られているのが現状である。またウェブサイトを利用した掲示板の電子化が整備されており、受講者への利便性に配慮している。

(b)課題

学習成果の獲得に向けた資源の活用において、現状に説明した通りに既存の資源を有効に生かす取り組みが全学的に行われている。その中で、教育研究施設・キャンパスアメニティにおいては、課題とする部分もある。各専門領域からの改善申請は絶え無い状況であり、新たな教育資源の獲得に関して整備・計画の検討を継続していく。

基準Ⅱ-B-2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。

(a)現状

1.学習方法や科目選択のガイダンス

毎年度入学式直後に全学生を対象にフレッシュウィーク期間を設け、学年ごとの履修指導の時間を取り、履修計画や各自時間割の作り方、履修登録の方法など詳細な説明を行っている。また、それ以外に資格取得、図書館の利用案内等もある。後期にも単位修得状況等を確認する時間（オリエンテーションの実施）を設け、卒業単位の確実な修得に向けて指導している。

フレッシュウィーク後、1週間を授業ガイダンスとして開講し、授業計画等を詳細に記述したシラバスについて授業担当教職員が具体的な説明を行い、選択する授業を決定するための支援期間を設けている。

新入生には、グループ担任が個人面談を行い、大学での授業に取り組む姿勢・マナーや基礎的な学習技法をアドバイスし、大学生としての自覚と学習意欲の向上を図っている。

新入生に対して、フレッシュマンセミナーを1年次の半ばに実施している。保健体育学科では水泳Ⅰ（含海浜実習）を7月に、児童教育学科では野外活動（含水泳）を8月に、それぞれ必修教科として位置付けているが、その初日にフレッシュマンセミナーを実施している。学長及びグループ担任の参加の下で学長講話やグループ討議などを行っている。それに続く宿泊の授業と合わせて、その趣旨を一層深めるよう工夫している。

2.学習支援のための印刷物

印刷物は、入学年度毎に学生便覧を発行し、全入学者に配付して学園生活全般に関して丁寧に説明している。オリエンテーションなどを通じて周知しており、内容を確認する機会は十分に整備されている。さらに、本学は少人数のグループ担任制をとっており、入学直後に個人面談でガイダンスの補足を行うとともに、学習方法や進路相談を行うための基礎を作り出している。

ウェブサイトでは、電子掲示板（アクセス制限有）、授業時間割表、シラバス、行事予定表、履修の手引き、各種届け出様式（PDF 配信）を設置して、積極的な活用を受講者へ促している。

3.補習授業

行事予定の中で、補講日・補講期間として、前期後期に機会を設けている。補習に関しては、授業担当教員が適宜行なっているところである。補習は、講義科目に限らず、実技科目、演習科目、集中授業などでも、意欲ある学生に対して個別に指導を行い単位取得に向けて手厚い支援を行っている。

4.学習上の悩み等の相談体制

学習上の悩みについては、教職員の学習支援の中で把握し、適宜グループ担任またはゼミ担任がその指導にあたる体制が定着している。授業担当者とグループ担任の情報共有も、学習支援制度に沿って円滑に行われており、特に問題は感じられない。学習内容に関しては、授業担当者が適切な指導助言を行う立場であり、難しい場合にはグループ担任や事務職員も支援にあたるという実情がある。また、教員間での情報交換も円滑であり、受講者の事情によっては他の教員が支援にあたることもある。

学生の授業への取り組み状況把握のために、教務部・学生部の連携で各授業担当者に「長期欠席学生の調査」を依頼し、授業を欠席している学生を把握している。その結果は、グループ担任、ゼミ担当教員に連絡して該当学生の事情を把握し指導を行っている。

また、本学教員が担当する学生相談、臨床心理士が担当するメンタル相談を行っており、学習上の悩みなどを含めてカウンセリングを実施している。

5.学習上の配慮や学習支援体制

授業によってその配慮の方法や進度の開き方が異なるため、対応する配慮や支援に関して全学的な体制は整備してはいない。進度の早い学生は、授業内で異なる観点を見出し学習するものであって、進度が極めて遅い学生に対する配慮が求められている。本学の場合、進度が早い学生の比率が大半ではないので、こうした配慮について授業担当者に委ねられていると考える。

また、特に配慮が必要な授業（語学・音楽など）においては、進度別にクラスを編成するなどの対応を行っている。

6.留学生の受け入れ

留学生の受け入れは可能であるが、現在、短期大学に留学生は在籍していない。また、留学生の派遣は行っていない。

他国の大学への学生派遣などは、単位互換など必要な条件が未検討のままである。海外英語・文化講座という渡航を伴う集中授業が開講されており、渡航する現地の教育機関・教育施設との交流が実現している。

(b)課題

学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援に関して、特に差し迫った課題はないが、未検討の部分については、今後、検討を進めていく。

基準Ⅱ-B-3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。

(a)現状

1.教職員の組織（学生指導、厚生補導等）

学生生活支援体制は、学生部長の下に教員組織の学生委員会と事務組織の学生課を設置し、学生生活全般について教員と事務職員が協力して適切に運営している。

2.学生活動への支援体制

学生が参画する学園行事の主だったものとして、フレッシュウィークに行う新入生歓迎会と学園祭がある。この行事を企画運営しているのが、東京女子体育大学・東京女子体育短期大学学友会である。この学生組織は規約も整備されており、学則とともに学生便覧に掲載されている。学友会は、この他にも年数回の総会の実施、自転車マナーアップキャンペーンなど地域等（立川警察署交通課）と連携した活動も運営し、学生の主体的活動を推進している。この学生組織を支援するのは、教員組織の学生委員会と事務組織の学生課となっており、学生部長を中心として実質的な指導体制を作っている。

クラブ活動はこの学友会で組織されており、組織役員の派遣、その他分担も定められている。クラブ活動の支援については、学友会・各クラブと学生部が緊密な連携を取り、支援体制を整え効果が上がるよう努めている。

クラブは、専任教員が部長を務め教育指導全般を行い、技術指導は、専門として位置づけられている強化種目については専任教員が、また、それ以外のクラブについては学外指導者を委嘱し、技能向上に努めている。特に、学外指導者の中から、優れた指導力を発揮し成果を上げている指導者については、審査のうえ特別学外指導者として認定し、クラブの指導体制の強化を図っている。

本学のクラブ活動加入状況は、平成24年度総クラブ数46、クラブ加入者85名、加入率34.0%になっている。クラブの競技成績などの活動状況は、学園内掲示板やホームページに掲載するとともに、保護者向けの後援会発行の学園便りに各クラブの活動状況を掲載し周知している。

クラブへの経済的支援としては、その活動実績を審査し、藤村学園からクラブ活動補助費を支給している。また、後援会、学友会（学生自治組織）からも補助費が支給されている。平成24年度からは、指定クラブ、準指定クラブ、育成指定クラブを認定し、その支援を強化している。

3.キャンパスアメニティ

構内では、売店、食堂を中心としたアメニティスペースの設定を行っており、その他の教室及び体育施設はその配慮からは除外している。その他では、新築した4号館には若干のアメニティスペースを確保した。食堂は、1階と2階がありそれぞれ利用できる。

ガイダンス期間は過密な状態となるが、年間を通じてみると概ね大きな混乱はみられない。近年、学生の学食離れの傾向もあり、持参した食事をアメニティスペースで楽しむ学生が多い。

4.学生寮の運営

本学には学生寮として「ふじ寮」があり、希望学生を受け入れている。収容人数は300名で、寮の管理は、本学教員の2名が寮監となり学生生活全般を把握しながら、事務職員である寮生指導員2名が寮に常駐しその管理運営に当たっている。また、寮生の中から寮長以下役員を選出し、指導の中で自治活動を行うとともに、自衛消防組織を整備し、避難・消火等の防災訓練を実施している。更に、寮生の相互交流を図るため、新入生歓迎会や七夕祭、クリスマス会等のイベントも行っている。

5.通学への便宜

通学のために、最寄り駅からの通学路の指定と、駐輪場を敷地内に確保している。

通学路は、近隣住民の協力を仰ぐものであり、住宅地に隣接する本学にとって常に課題となるものである。学生の通学マナーに対する市民からのご意見も多く、学生委員会所属の教員が早朝の時間を中心として通学路に立ちマナー指導にあたっている。

自転車を利用する学生が多く、2階建ての駐輪場を整備している。自動車、二輪車での通学は認めておらず、学内に学生が自由に駐車できるスペースはない。特別な理由がある場合に、申請をすれば駐車することもできる。

6.奨学金等の学生への支援制度

学生への経済的支援としては、日本学生支援機構の奨学金及び本学独自のものとしては藤村学園育英奨学金がある。

日本学生支援機構の奨学金は、平成24年度（10月1日現在）の支援機構奨学金貸与状況は大学が683名（1種130名、2種553名）、短大が89名（1種13名、2種76名）であった。毎年度はじめに、奨学生申請希望者全員にオリエンテーションと個別の面談を実施して、奨学生の自覚と学習への動機付けを指導している。

藤村学園育英奨学金は、スポーツ・勉学・その他の文化的分野において将来性のある優れた資質をもつ学生で、経済的支援を必要とする学生を対象とし、奨学生選考委員会で奨学生候補者を選出し、理事会で奨学生を決定する。平成24年度藤村学園育英奨学生の状況は、45名（大学42名、保体1名、児教2名）で、支給総額は1,220万円（予算額1,800万円）であった。

また、これらの経済的支援とは別に、本学独自の制度として、スポーツ奨学金制度がある。このスポーツ奨学金は、競技系スポーツクラブの部員で優れた成果をあげ、かつ学業、人物ともに優秀な学生を奨学生選考委員会で選出、奨学生候補者を決め理事会で決定し、年度末に表彰のうえ奨学金を給付している。平成24年度のスポーツ奨学生は50名（級別A25万円：9名、級別B20万円：10名、級別C15万円：31名）で、支給総額は890万円（予算額1,000万円）であった。（大学47名、保体2名、児教1名）

7.健康管理、カウンセリングの体制

本学健康管理センターでは、医事相談・リハビリ支援・カウンセリングなどを、医師・理学療法士・臨床心理士・看護師を配置して、学生が利用できる状況を整備している。

専任の教職員を配置（一部非常勤）しており、学生の健康管理を行う体制が整っている。また、カウンセリングについては、複数の窓口を設けて配慮している。

学内にはAEDを7台設置し、その使用に関する講習会も開催している。また、女子大学の配慮として、女性医師による診察・相談ができる体制も設けている。

8. 学生の意見や要望の聴取

学生の意見や要望については、全教職員が個別に聴取に努めている状況にある。授業、窓口業務、各種ガイダンス、研究、課外活動、学外実習を通じて行う指導において、ヒアリングが重要であることに共通理解が保たれている。

学内（3箇所）及び学生寮（1箇所）に設置されている学生相談箱（意見箱）は、学生部が管理を行い匿名で投書ができる体制を整えている。この箱は随時確認され、定期的その内容が学内会議に開示される。その内容によっては、各種委員会での検討を踏まえ改善が図られる組織体制がある。

9. 留学生の学習（日本語教育等）及び生活の支援体制

留学生に対する組織的で特別な支援体制は整備していない。

10. 社会人学生の学習支援体制

組織的で特別な支援体制は整備していない。

11. 障がい者への支援体制

一部の施設でバリアフリー化した設備が整備されているが、全施設で整っている状況ではない。

聴覚障がいを抱えた入学者には、希望に沿ってノートテーカーを配置する体制が整っている。その一部は本学学生が奉仕している。なお、その他の障がいを抱えた入学者の実績はない。

12. 履修生の長期受け入れ体制

卒業後、科目等履修生を受け入れている状況がある。この場合、長期で継続する事例がある。

13. 学生の社会的活動の評価

ボランティア理論とボランティア実習という科目において、学生の社会的活動を評価し単位化している。各1単位として扱い、卒業単位として認めている。本学地域交流センター長が、特に必要と認めた場合に限り授業が予定されている日時であっても、特別欠課届けを発行し学生の社会的貢献を推進することがある。

(b) 課題

スポーツ系クラブに限らず、文化系・芸術系クラブ活動の内容をさらに検討し、学生生活の充実のためにも、加入率を高めていく。

基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。

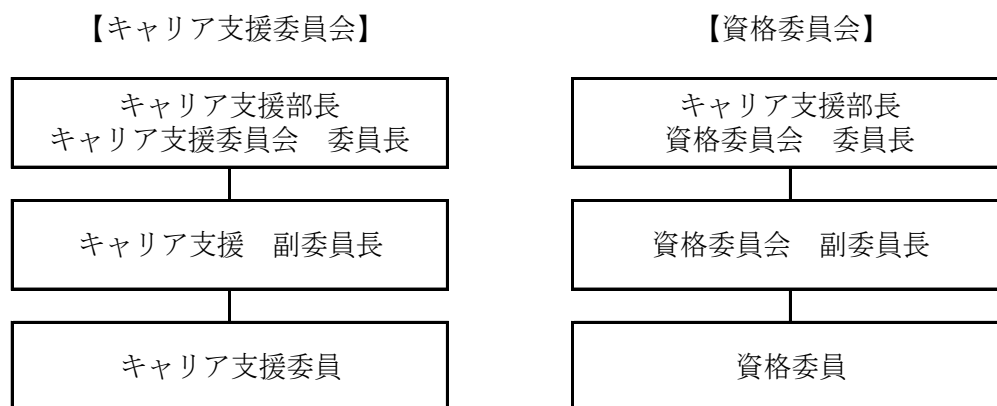
(a) 現状

1. 教職員の組織

計画的に学生の就職支援及び資格取得支援を行うためにキャリア支援部長の下に教職

員で構成するキャリア支援委員会と資格委員会を組織し、キャリア支援課と資料閲覧コーナーで構成するキャリア支援センターを運営している。

平成23・24年度 キャリア支援部の組織



2. キャリア支援課等を整備した就職支援

キャリア支援課では、キャリアカウンセラーを配置し、学生の相談に応じている。企業や学校からのニーズと学生の希望とのマッチングを行うため企業説明会等を設けて企業の情報を学生に伝え、学生のニーズを企業に伝えることで双方の橋渡しを行っている。

キャリア支援課の資料閲覧コーナーは、本学に寄せられる求人と就職の実績をまとめ、常に閲覧出来る状態に整備されている。専任職員も待機しており、詳細な内容を説明・指導することができる。

本学の学生は、将来の進路について目的意識を持って入学しているので、キャリア支援課では、体験を通じてより明確な目的意識を育てるためのボランティアへの支援や就職に向かう準備段階としてのプログラム(履歴書の書き方、エントリーシートの書き方、会社訪問・面接のマナー講座等)を充実させ、支援を行っている。また短期大学では、夏季休業中に実習などが多く期間の確保が難しいため、インターンシップは実施(単位化)していない。しかし、インターンシップ希望者に対しては、「自己開拓型」のインターンシップを支援している。受け入れ企業は、体育施設・一般企業・保育園等である。

3. 資格取得、就職支援対策などの支援

キャリア支援課では、フレッシュウィークに出席する1年生から2年生に、年間を通じて就職に関するオリエンテーションの案内を行なっている。このオリエンテーションを通じて、自身の進路にどう向き合うのか、就職に対する考え方をしっかりと確立させ、キャリア支援課が実施する特別講座や就職試験対策、資格取得支援プログラムなどへの参加を促している。これらの支援プログラムは、学年を問わず受講できるようになっており、学生が積極的にキャリアアップを実現していける環境になっている。

学生の就職への希望は明確な場合もあるが、迷っている場合も多い。就職のための具体例となるガイダンスを適宜行うことで、将来の自分をより身近に感じ取ることができるようにしている。

平成23年度 就職オリエンテーション等の予定

平成23年度の短期大学就職オリエンテーションは、下記日程での開催を予定しています。

◎全員出席・全員提出 ○希望者

月	日	曜日			主 内 容	場 所	時 間
4	4~8	月~金	保1	児1	◎「本学の就職指導の概要・働く意義」 ◎進路志望調査	フレッシュウィークの 日程による	
			保2	児2	◎「いよいよ就職活動スタート！」 ○教員採用試験、公務員試験公開模擬試験申込 ◎『就職に関する基本調書』の提出について ○就職用写真撮影		
		別掲			○教員採用試験公開模擬試験①	キャリア支援課	
		別掲			○公務員全国公開模擬試験①	キャリア支援課	
		別掲	保2	児2	◎『就職に関する基本調書』〈進学希望者も含め全員必提出〉	キャリア支援課	
			保2	児2	○一般企業・体育施設関係就職希望者のためのガイダンス（Uターン就職を含む）	311	12:20~12:40
			保2	児2	○公立学校教員採用試験・公務員採用試験出願者のためのガイダンス	311	12:20~12:40
5		別掲			○教員採用試験公開模擬試験②	キャリア支援課	
	11	水	保2	児2	◎「教育実習期間中の就職活動」採用試験対応の具体的注意等 ○公立学校教員採用試験直前対策講座の実施について	311	12:20~12:40
	12	木	保2	児2	○私立学校就職希望者のためのガイダンス	311	12:20~12:40
6		別掲			○公務員全国公開模擬試験③	キャリア支援課	
		別掲			○公務員全国公開模擬試験④	キャリア支援課	
	23	木	保1	児1	◎『就職対策基礎講座』9月開講について ○『資格取得講座（秘書検定2級）』について	311	12:20~12:40
7		別掲			○公務員全国公開模擬試験⑤	キャリア支援課	
	4~9	月~土	保2	児2	○『教員採用試験直前対策講座』（第一次試験対策）	別掲	
	12	火		児2	○私立幼稚園教員希望者のためのガイダンス	311	12:20~12:40
8		別掲			○『教員採用試験直前対策講座』（第二次試験対策）	別掲	
9			保1	児1	○『就職対策基礎講座』		
	29~30	木~金	保2	児2	◎慌てず遅れず着実に！「内定への対応」・「新たな進路の選択」等 ◎公立学校教員臨時任用等希望者のためのガイダンス	授業ガイダンスの 日程による	
			保1	児1	◎より良い就職を目指す自主学習『Let's study』について ◎「なりたい！」実現を目指す自己改善努力		
	別掲				○『資格取得講座（秘書検定2級）』	キャリア支援課	
11	8	火	保1	児1	◎「就職活動のスタートラインに立って①」応募と履歴書の作成等 ◎『SPI常識テスト』対策について ○教員採用試験、公務員試験公開模擬試験申込	311	12:20~12:40
12			保1	児1	○公立学校（小・中・高）教員採用試験合格体験発表会・幼稚園教員合格体験発表会		
		別掲			○『日赤救急法（救急法・水上安全法）講習会』2月開講の申込について	別掲	
1	12	木	保1	児1	◎「就職活動のスタートラインに立って②」『就職対策講座』・『学内会社説明会』について		
2		別掲			○『日赤救急法普通科講習会・日赤水上安全法救助員養成講習会』	別掲	
	13~24	月~金	保1	児1	○『就職対策講座』・『学内会社説明会』	別掲	
3	19	土	保2	児2	◎「社会人として巣立つに当たって」 ◎『進路調査票』・『就職活動実態調査』の提出について	卒業生 オリエンテーション内	

●別掲…掲示等でお知らせ致します。

●内容、開催日時、場所の変更は掲示でお知らせ致します。

平成24年度 就職・資格オリエンテーション等の予定

平成24年度の就職・資格オリエンテーションは、下記日程での開催を予定しています。□

◎全員出席・全員提出 ○希望者

月	日	曜日	対象学年	主な内容	場所	時間
4	4~9	木~月	保1 児1	◎「本学の就職指導の概要・働く意義」 ◎進路志望調査 ◎資格取得	フレッシュウィーク の日程による	
			保2 児2	◎「いよいよ就職活動スタート！」 ○教員採用試験、公務員試験公開模擬試験申込 ◎『就職に関する基本調書』の提出について ○就職用写真撮影 ◎資格取得		
	別掲	模擬試験申込者	○教員採用試験公開模擬試験① ○公務員全国公開模擬試験①	キャリア支援課		
	別掲	保2 児2	◎『就職に関する基本調書』<進学希望者も含め全員必提出>	キャリア支援課		
	11	水	保2 児2	○一般企業・体育施設関係就職希望者のためのガイダンス（Uターン就職を含む）	311	12:20~12:40
	12	木	保2 児2	○公立学校教員採用試験・公務員採用試験出願者のためのガイダンス	311	12:20~12:40
	18	水	保2	○社会体育施設実習生外講師講話	311	14:45~16:15
	別掲	模擬試験申込者	○教員採用試験公開模擬試験② ○公務員全国公開模擬試験②	キャリア支援課		
5	9~10	水~木	保2 児2	◎「教育実習期間中の就職活動」採用試験対応の具体的な注意等 ○公立学校教員採用試験直前対策講座の実施について ○私立学校就職希望者のためのガイダンス	311	12:20~12:40
6	別掲	模擬試験申込者	○公務員全国公開模擬試験③ ○公務員全国公開模擬試験④	キャリア支援課		
	20~22	水~金	保1 児1	◎『就職対策基礎講座』9月開講について ○資格取得講座（秘書検定2級）について	311	12:20~12:40
	25~30	月~土	保2 児2	○『教員採用試験直前対策講座』（第一次試験対策）	別掲	
7	別掲	模擬試験申込者	○公務員全国公開模擬試験⑤	キャリア支援課		
	別掲	保2 受講希望者	○健康運動実践指導者受験対策講座について	別掲		
	11	水	児2	○私立幼稚園教員希望者のためのガイダンス	311	12:20~12:40
	20	金	保2 児2	○夏季休業中の就職活動について	311	12:20~12:40
	別掲	受講申込者	○『保育士試験直前対策講座』	別掲		
8	別掲	第一次試験合格者	○『教員採用試験直前対策講座』（第二次試験対策）	別掲		
9	24~26	月~水	保1 児1	○『就職対策基礎講座』	別掲	
	27~28	木~金	保2 児2	◎慌てず遅れず着実に！「内定への対応」・「新たな進路の選択」等 ◎公立学校教員臨時任用等希望者のためのガイダンス	各課 オリエンテーション の日程による	
			保1 児1	◎より良い就職を目指す自主学習『Let's study』について ◎「なりたい！」実現を目指す自己改善努力		
別掲	保2 受講申込者	○『健康運動実践指導者受験対策講座』	別掲			
10	別掲	受講申込者	○『資格取得講座（秘書検定2級）』	別掲		
11	9	金	保1 児1	◎「就職活動のスタートラインに立って①」応募と履歴書の作成等 ◎『SPI常設テスト』対策について ○教員採用試験、公務員試験公開模擬試験申込	311	12:20~12:40
	14	水	保1	○社会体育施設実習生報告会・履修オリエンテーション	311	14:45~16:15
12	5~7	水~金	保1 児1	○一般企業・体育施設合格体験発表会	311	16:25~17:55
			保1 児1	○公立学校（小・中・高）教員採用試験合格体験発表会	311	16:25~17:55
	別掲	受講申込者	○日本体育協会資格の申請について（共通科目、ジュニアスポーツ指導員等）	キャリア支援課		
	別掲	受講申込者	○日本障害者スポーツ協会資格の申請について（初級障害者スポーツ指導員）	キャリア支援課		
	別掲	全学年	○『日赤救急法（救急法・水上安全法）講習会』2月開講の申込について	別掲		
1	17	木	保1 児1	◎「就職活動のスタートラインに立って②」『就職対策講座（学内会社説明会）』について	311	12:20~12:40
2	別掲	受講申込者	○『日赤救急法講習会』・『日赤水上安全法講習会』	別掲		
	18~28	月~木	保1 児1	○『就職対策講座（学内会社説明会）』	別掲	
3	19	火	保2 児2	◎「社会人として巣立つに当たって」 ◎『進路調査票』・『就職活動実態調査』の提出について	卒業生 オリエンテーション の日程による	

●別掲…掲示等でお知らせ致します。

●内容、開催日時、場所の変更は掲示でお知らせ致します。

4.卒業時の就職状況の分析・検討結果の就職支援

卒業後の就職状況は、各年度とも資料として作成し公開している。また、学外向けにも広報物（ウェブサイト含む）を通して公開されている。これらの資料は、各年度の貴重な資料となり、キャリア支援委員会とキャリア支援課のみならず、全学的（学生募集等）にも活用されている。

5.進学、留学に対する支援

進学（本学編入・他大学編入・専門学校）に対する支援は、閲覧できるよう資料を提供するとともに、希望内容に応じて適宜支援を行っている。また、留学に対する支援は、具体的な相談があった場合は、就学状況を踏まえて情報提供し、クラス担任教員・キャリア支援課職員が相談に対応できるよう配備されている。

(b)課題

きめ細やかな進路支援をするためには十分な職員の配置が望ましい。

基準Ⅱ-B-5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。

(a)現状

1.学生募集要項への明示

アドミッション・ポリシーの趣旨は、学生募集要項、ホームページ等に明示するとともに、オープンキャンパス、進学説明会での相談、教員・広報専門員による高校訪問等々で説明・周知している。具体的には、年6回開催しているオープンキャンパスでは、イメージビデオと教員による学園紹介、クラブ活動体験・紹介、体験授業、入試等の各種相談を行う際に本学の求める学生像について説明している。また、進学説明会では、教職員のほかに在生も会場に赴き、志願者及び保護者等に対し説明している。ホームページでは、「学園の紹介」の中で「建学の精神」を掲げ、その他に授業の紹介、クラブ活動状況、就職状況、公開講座、財務状況等々を載せ、本学の理念を周知徹底している。学園内でも、入学後に学生が建学の精神に触れることが出来るよう、藤村総合教育センターに本学の成り立ち、藤村トヨの業績を常設展示している。平成24年には、本学創立110周年を記念した特設ページを開設し、本学の歴史や理念を写真や記事にまとめ公開することとなった。

2.受験の問い合わせ対応及び広報・入試事務体制

企画構想部長の下に、教員で構成する入試委員会と広報委員会が組織され、企画構想部入試広報課がその事務及び受験の問い合わせなどへ対応する体制が整備されている。

3.多様な選抜を公正かつ正確に実施

入学要件・出願資格は、学校教育法第56条第1項に基づいて定められている。入学試験の種別は、Ⅰ期AO型入試、推薦入試、Ⅱ期AO型入試、一般入試及びⅢ期AO型入試の5回を実施している。出願資格は以下によるが、特別選抜として社会人、帰国子女、留学生及び卒業生子女等について実施している。

<出願資格>

出願資格は各学科共通で、下記各項目のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校卒業または平成25年3月修了見込みの女子
- (2) 通常の課程による12年の学校教育修了または平成25年3月修了見込みの女子
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により高等学校

を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者のうち次の各項目の一に該当する女子及び平成 25 年 3 月 31 日までにこれに該当する見込みの女子

- 1) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣が指定した者
- 2) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 3) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者及び平成 25 年 3 月 31 日までに修了見込みの者
- 4) 文部科学大臣が指定した者
- 5) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧課程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）及び平成 25 年 3 月 31 日までに合格見込みの者で、平成 25 年 4 月 1 日までに 18 歳に達する者
- 6) その他本学において、個別の出願資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で 18 歳に達した者

＊ なお、本資格による受験は、一般入学選考のみに限るものとし、選考前に出願資格審査を行う。

4.入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活の情報提供

本学は、制度化した就学前教育の体制を組織的に整えてはいない。AO 型入試・推薦入試入学手続き者に対しては、公募推薦入学選考及び一般入学選考で出題した小論文・英語・国語の問題と解答用紙を送付して、学習を課している。小論文は、12 月から 1 月にかけて、英語・国語に関しては 2 月から 3 月にかけて実施している。なお、解答に対して教員が添削指導を行うことはない。

入学手続き者に提供する情報としては、シラバス・カリキュラム・履修登録に向けた資料を送付するとともに、入学後の実技授業に備えた体力づくりを促す資料を同封している。これらは、企画構想部入試広報課が行っている。

5.入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーションの実施

入学者向けのオリエンテーションとして、入学式の翌日から全学生対象に 1 週間程度「フレッシュウィーク」を設け、学業への取り組みの基本的態度の習得や健全な学生生活を送るためのオリエンテーションを実施している。学習・生活支援体制としての「フレッシュウィーク」で、学生生活に関する主なオリエンテーション内容は以下のとおりである。

《学習のためのオリエンテーション》

- ①オリエンテーションの目的について
- ②各資料の配付と説明(クラス編成表、履修の手引き、シラバス、時間割表、行事予定表、履修科目届 2 部)
- ③授業について
- ④教育課程の特色について
- ⑤学生証の取り扱い
- ⑥臨時休講について
- ⑦定期試験について

⑧成績通知表について

⑨担任制度について

《学生生活のためのオリエンテーション》

①建学の精神

②新入生歓迎会(学友会が企画運営)

③一人暮らしの女性の生活の安全を保障するために、学外からの専門家による講話の実施。

④新入生全員に対して、学生生活のマナー指導、自転車等の交通ルールの遵守、奨学金の手続き等の指導。

⑤キャリア支援課の役割と「なりたい」の実現に向けて

⑥地域交流センターの役割とボランティア活動について

⑦健康管理センターの役割と健康管理について

⑧図書館の概要と利用について

⑨体力測定について(体育学部在学生在が運営)

⑩グループ単位でのオリエンテーション(グループ担任による)

など

(b)課題

アドミッション・ポリシーの明示については、改善すべき課題がある。ホームページでは、PDFによる閲覧形態となっており、閲覧までのプロセスも手数のかかる状態となっている。大学要覧においては、アドミッション・ポリシーに基づき編集してはいるものの、その全文を掲載してはいない。

◇ 基準Ⅱについての特記事項

(1)以上の基準以外に教育課程と学生支援について努力している事項。

該当なし。

(2)特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現(達成)できない事項。

該当なし。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】**(a)基準Ⅲの自己点検・評価の要約**

本学の教員組織は、短期大学設置基準及び教職課程認定基準を満たす 20 名の専任教員で組織しており、基準を充足している。また、専任教員はそれぞれ、著書、論文の発表・学会活動・学内個人研究及び共同研究等の研究活動を、本学の教育課程編成・実施の方針に基づいて進めており、平成 23 年 4 月からはそれらの研究成果を本学ホームページで公開している。

また、研究成果を年 1 回、研究フォーラムとして開催し発表している。

物的資源としては、東京女子体育短期大学は、併設の東京女子体育大学と同じ校地にあり、校地・校舎とも大学と共有している。収容定員に基づく比率によって、それぞれを按分しても校地面積及び校舎面積のいずれも短期大学設置基準を上回っている。運動場用地は 24,204 m²で、体育実技施設としては、6 つの体育館に加え、武道場、温水プール、第 4 種公認陸上競技場、テニスコート 4 面、ソフトボールグラウンドなどの施設が整備されており、授業、クラブ活動等に有効に活用されている。

講義室、演習室、実験・実習室及び授業用の機器・備品については、教育課程編成・実施の方針に基づいて十分に整備してある。また、東京女子体育大学と共有の図書館があり、蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等も十分である。学生が利用できる授業に関する参考図書、その他学生用の一般図書等については、専門書を重点的に収集するとともに、一般教養等の図書、雑誌、AV 資料等も多く収集している。

施設・設備や物品については、学校法人藤村学園経理規程、学校法人藤村学園固定資産及び物品管理規程、学校法人藤村学園固定資産及び物品調達規程に基づき適切に維持管理している。

技術的資源をはじめとするその他の教育資源は、学科の教育課程編成・実施の方針に基づき、整備・充実に努めている。学生に対してはスタディールームを常時開放し、インターネットなど使用できる環境を整えている。また、全ての教室に AV 機器を設置しており、大多数の教員が AV 機器やコンピュータ機器等を活用して効果的な授業を行っている。

財的資源については、学生数の減少により収入が減少する一方で、支出については増加しており、支出超過の状態が続いている。帰属収支でみると、平成 19 年度までは帰属収支差額がプラスで推移していたが、平成 20 年度にはマイナスに転じ、平成 21 年度以降は、学納金収入のみでは教職員の人件費をまかなえない状況となっている。

大学と短期大学の経営は学校法人全体で行っていることから、短期大学の赤字分を大学の黒字分と過去の累積黒字分で補填する形となっているが、現時点では、教育研究経費など必要経費については十分に措置しており、財政的な問題は生じていない。

(b)基準Ⅲの自己点検・評価に基づく行動計画

学生の学習成果を向上・充実させるため、研究活動の活性化及び科学研究費助成事業（「科研費」事業）・外部研究費等の獲得に努める。また、研究成果を発表する機会を奨励していく。

障がい者対応（バリアフリー化）については、各校舎等の状況を点検し、改善する。

平成 25 年度から Web 履修管理等の機能を備えた新総合学務系システムを導入し、学生及び教職員に対して一層の利便性を図る。

平成25年度には2号館3,4階改修工事に合わせてエレベーターの設置や出入口にスロープの設置を実施する。

本学の保健体育学科は中学校教諭二種免許状（保健体育）を取得することが可能であるが、二種免許状だけでは教職に就くことが困難な現実もあり受験者数は減少している。一方、児童教育学科の受験者数は横ばいか増加傾向にある。体育短期大学における児童教育学科の魅力は「体育が得意な幼稚園教諭・小学校教諭になることができる」ことであり、それは幼稚園・小学校の教育現場においても求められることである。

そこで、今後、従来の保健体育学科と児童教育学科の統合も視野に入れて経営計画を策定する。

[テーマ]

基準Ⅲ-A 人的資源

(a)テーマ全体の自己点検・評価の要約

本学の教員組織は、短期大学設置基準及び教職課程認定基準を満たす20名の専任教員で組織しており、基準を充足している。また、専任教員はそれぞれ、著書、論文の発表・学会活動・学内個人研究及び共同研究等の研究活動を、本学の教育課程編成・実施の方針に基づいて進めている。平成23年4月からはそれらの研究成果を本学ホームページで公開し、その中で専任教員が有する学位、所属学会、主な研究業績等を示しており、全ての専任教員の職位が短期大学設置基準の規定に合致していることが明らかである。

従って本学の専任教員の職位は真正な学位であり、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等は短期大学設置基準の規定を充足している。

本学の紀要・所報は、毎年1回発行しており、紀要は、第1号から現在に至るまで本学のホームページ（国立情報学研究所のネットワーク(CiNii)とリンク）で公開している。所報は、第1号から現在に至るまで本学ホームページ女子体育研究所サイトにおいて公開している。また、年1回、研究フォーラムを開催し、研究成果を発表している。

科学研究費助成事業（「科研費」事業）・外部研究費等の獲得は、平成22年度以降、0件である。それ以外の研究費の使用は、学内のものである。専任教員の研究活動に関する規程は整備されている。

(b)自己点検・評価に基づく改善計画

学生の学習成果を向上・充実させるため、研究活動の活性化及び科学研究費助成事業（「科研費」事業）・外部研究費等を獲得するよう改善する。また、研究成果を発表する機会を奨励していく。

[区分]

基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。

(a)現状

1.教員組織

短期大学設置基準及び教職課程認定基準を満たす専任教員で組織している。

2.短期大学設置基準に定める教員数

短期大学設置基準の20名に対し、20名の専任教員を配置している。

3.専任教員の職位

本学は、平成23年4月から本学ホームページにおいて教育研究活動等の情報の公開を行っている。その中で専任教員が有する学位、所属学会、主な研究業績等を示しており、全ての専任教員の職位が短期大学設置基準の規定に合致していることが明らかである。従って本学の専任教員の職位は真正な学位であり、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等は短期大学設置基準の規定を充足している。

4.専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）の配置

教育課程編成・実施に必要な専任教員と非常勤教員を配置している。

○専任教員数と非常勤職員数（平成24年5月1日現在）（単位：人）

学科名	専 任				非常勤 教 員
	教 授	准教授	講 師	計	
保健体育学科	5	0	3	8	41
児童教育学科	5	5	2	12	33
計	10	5	5	20	74

5.補助教員の配置

事務職員と位置付けているが体育実技等の研究室に教務補佐員を配置している。

6.教員の採用、昇任について

東京女子体育短期大学教育職員資格審査規程に基づき、採用、昇任を行っている。

○東京女子体育短期大学教育職員資格審査基準

（教 授）

短期大学設置基準第7章第23条を基準として次の各項のいずれかに該当する者。

- 7年以上の准教授の経験があり、専門分野における教育・研究上の特に優れた業績〔准教授（助教授を含む。）の資格を得た後のものとする。〕が、次のいずれかの号に該当する者。

- （1）学術論文又はこれに相当する著書…………… 1以上
- （2）（1）に相当する共同研究又は共著あるいは編著…………… 2以上
- （3）専門の学術書の翻訳…………… 2以上
- （4）学会発表又は紀要発表…………… 7以上
- （5）芸術及び体育の分野においては（1）～（4）に相当する研究発表又は教育実績を考慮することができる。

- 前項1の経歴条件について

- （1）短期大学以外の経歴を考慮することができる。
- （2）研究業績または教育業績が特に優れ顕著である場合はこの限りではない。

- 前項1の業績について

いずれの号にも該当しないが、各号の業績を総合的に判断して適格と認められる者。

(准教授)

短期大学設置基準第7章第24条を基準として次の各号のいずれかに該当する者。

- 1 5年以上の短期大学講師の経験があり、専門分野における教育・研究上の優れた業績（講師の資格を得た後のものとする。）が、次のいずれかの号に該当する者。
 - (1) 学術論文又はこれに相当する著書…………… 1以上
 - (2) (1)に相当する共同研究又は共著あるいは編著…………… 2以上
 - (3) 専門の学術書の翻訳…………… 2以上
 - (4) 学会発表又は紀要発表…………… 5以上
 - (5) 芸術及び体育の分野においては(1)～(4)に相当する研究発表又は教育実績を考慮することができる。
- 2 前項1の経歴条件について
 - (1) 短期大学以外の経歴を考慮することができる。
 - (2) 研究業績または教育業績が特に優れ顕著である場合はこの限りではない。
- 3 前項1の業績について
いずれの号にも該当しないが、各号の業績を総合的に判断して適格と認められる者。

(講師)

短期大学設置基準第7章第25条を基準として次の各号のいずれかに該当する者。

- 1 博士及び博士課程単位修得者、2年以上短期大学助教の経験を有する修士又は5年以上短期大学助教の経験を有する学士で、専門分野における教育・研究上の業績（助教の場合は、助教の資格を得た後のものとする。）があり、次のいずれかの号に該当する者。
ただし、経歴条件については、短期大学以外の経歴を考慮することができる。
 - (1) 学術論文又はこれに相当する著書…………… 1以上
 - (2) (1)に相当する共同研究又は共著あるいは編著…………… 1以上
 - (3) 専門の学術書の翻訳…………… 1以上
 - (4) 学会発表又は紀要発表…………… 3以上
 - (5) 芸術及び体育の分野においては(1)～(4)に相当する研究発表又は教育実績を考慮することができる。
- 2 前項1のいずれの号にも該当しないが、各号の業績を総合的に判断して適格と認められる者。

(助教)

短期大学設置基準第7章第25条の2を基準として次の各号のいずれかに該当する者。

- 1 修士の学位を有する者。
- 2 学士の称号を有し、専門分野における学識・技能に秀でていと認められる者。

審査は次の資料によって行うものとする。

- (1) 新卒業者については、成績証明（修士の場合は大学及び大学院の両者）及び学士論文、修士論文又はそれに相当する研究成果の写し。
- (2) 過年度卒業者については前（1）及び卒業後の業績書。

（非常勤講師）

短期大学設置基準第7章第25条を基準として次の各号のいずれかに該当する者。

- 1 専門分野における学力・技能に秀でていと認められる者。
- 2 教育又は研究に相当の実績をもつと認められる者。

(b)課題

本学は教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備しており、特に課題はない。

基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。

(a)現状

1.専任教員の研究活動の成果

※「平成23年度自己点検評価及び点検報告書」平成24年10月10日 自己点検評価運営委員会に提案する内容から抜粋

- ①著書・論文の総数は、いずれも教員数の40%以上の割合である。
- ②学会活動（発表数）の総数は、教員数の60%以上の割合である。
- ③文化的作品の製作数・発表数の総数は、教員数の40%以上の割合である。
- ④個人研究費の総申請数は、教員数の90%以上の割合である。
- ⑤共同研究費の稼働数は、4件以上である。

注）百分率（%）の数字は、件数を教員数で除したもの

2.研究活動状況の公開について

大学（短期大学、大学院を含む。）は、次の教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。こと。（第172条の2第1項関係。以下、省略）の発表を機に、大学としていち早く対応してきた。研究活動の状況公開については、他大学に比べても遜色はない。

「学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の改正（平成22年6月15日交付、平成23年4月1日施行）」

①大学のホームページ

平成23年4月から研究者情報公開システム（研究業績プロ）を本格稼働して現在に至る。所属教員全員をホームページ上、「一般教育、芸術、体育理論、体育実技、教職の専門分野」に分類して公開している。

②ReaD&Researchmap での一括公開

平成24年5月から実施している。

③紀要各号の「研究活動報告」

各教員の当該年の研究活動を公開している。

3. 科学研究費補助金、外部研究費等の獲得

① 科研費（科学研究費補助金・学術研究助成基金助成金）

- ・平成 23 年度 応募 3 件 採択 0 件
- ・平成 24 年度 応募 5 件 採択 0 件

② 外部研究費等

- ・平成 23 年度 応募 1 件 採択 0 件
- ・平成 24 年度 応募 0 件 採択 0 件

4. 研究活動に関する規程

- ① 「東京女子体育短期大学 研究倫理規程」 制定 平成 21 年 4 月 1 日
改正 平成 23 年 4 月 1 日
- ② 「東京女子体育短期大学 研究倫理審査委員会規程」
制定 平成 21 年 4 月 1 日
改正 平成 24 年 4 月 1 日
- ③ 「学校法人藤村学園における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程」
制定 平成 19 年 11 月 1 日
改正 平成 23 年 4 月 1 日
- ④ 「東京女子体育大学・東京女子体育短期大学紀要投稿規程」
制定 平成 57 年 4 月 1 日
改正 平成 23 年 4 月 1 日
- ⑤ 「東京女子体育大学 女子体育研究所規程」
制定 平成 7 年 7 月 1 日
改正 平成 23 年 4 月 1 日

5. 研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）

- ① 毎年 1 回、「東京女子体育大学・東京女子体育短期大学研究フォーラム」を開催する
- ② 毎年 1 回、「東京女子体育大学・東京女子体育短期大学紀要」を発行
- ③ 毎年 1 回、「東京女子体育大学 女子体育研究所所報」を発行

6. 研究室等を整備

平成 24 年度に 4 号館の改築を行い、専任教員の一人一室の研究室を整備した。

7. 研究、研修等を行う時間を確保

週 2 日研究日を設けている。

8. 留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程

（海外研修）

下記により、教員の海外研修を支援する体制を整えている。

就業規則第 5 条（勤務態様の特例）「研究、研修、出張その他、必要があると認めるときは、就業の場所以外において勤務させることがある。2. 前項の場合の勤務は、第 3 条所定の勤務時間を勤務したものとみなす。」に基づき、海外研修に関する内規を規定している。

勤務に関する取扱いは、(1) 研修を認められた出張期間中は休職としない。(2) 出張期間中は、理事会の承認を得て、代講者を定めるものとする。(3) 原則として、年度内 1 名とする。(4) 給与は、基本給及び家族手当及び期末手当を支給する。ただし、研修員が期

間を延長した場合は、基本給、家族手当のみを支給する。(5) 研修員は義務として、研修終了後、速やかに報告書を提出する。(6) 研修終了後は、2年以上本学に勤務する。(7) 他の機関から費用を支給される予定の場合は、支給予定額の限度まで貸付を申し出ることができる。

(海外派遣、国際会議出席等)

就業規則第5条による研究、研修、出張又は教育職員の職務専念義務の免除に関する内規に則り処理している。出張に伴い、旅費規程及び外国旅費内規を整備している。

9.FD 活動に関する規程

FD 活動を推進する組織として、戦略構想委員会に FD 推進委員会を設置している。委員長に女子体育研究所長を充てている。

なお、平成 25 年度からは組織改正による委員会組織再編成により、法人委員会に FD 委員会を設置し、常任理事を委員長とした。FD 委員会規程に FD 活動内容等を規定している。

10.FD 活動

FD 推進委員会委員長を中心として、活動をしている。委員会の所管事項は、FD の企画及び実施に関すること。FD に関する情報の収集とその提供に関すること。FD に関する研修会の企画・実施に関すること。その他 FD 推進に関することである。

平成 24 年度には外部講師を招いて研修会を行った。また、女子体育研究所と共同で平成 23 年度卒業生に対する満足度調査を行った。この内容については、本学研究フォーラム（平成 25 年 1 月）及び女子体育研究所所報 7 号（平成 25 年 3 月発行）で発表・公表した。平成 25 年度も外部講師による研修会の予算を措置している。

なお、平成 25 年度からは FD 委員会を中心として、活動する。委員会の所管事項は、FD の企画及び実施に関すること。授業評価に関すること。教育及び研究の改善に関すること。教員研修の企画、運営に関すること。その他 FD 推進に関することである。

11.学習成果を向上させるための短期大学の関係部署と連携

学習成果を向上させるため関係部署と連携を図っており、一例として児童教育学科のオペレッタ発表会において、音楽研究室（保育内容指導法・音楽表現）とダンス研究室（表現運動）の連携をしている。

(b)課題

1.専任教員の研究活動の成果

研究活動の実態は、教員によって差があるので、すべての教員が充実することが望まれる。

2.科学研究費補助金、外部研究費等の獲得

応募件数は増加しているが、採択件数は皆無である。今後、採択されるための書類作成法などについて組織的な取り組みが望まれる。

3.研究活動に関する規程

研究所を設置する規程を含め、研究活動を支援する規程は整っている。今後、さらに教員の研究をきめ細かく支援するなどの必要性が出た場合には、規程の整備等をするなど迅速に対応する。

4.研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）

学外においても、各学術雑誌等に投稿するなど、研究成果を発表する機会を奨励している。今後、さらに多くの教員に対し発表の機会を確保していきたい。

5.FD 活動

FD 推進委員会を中心に授業評価（学生アンケート）結果の活用等による授業の改善充実策を図っていく。

基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。

(a)現状

1.事務組織の責任体制

学校法人藤村学園事務組織規程を定め、各組織の分掌事務を明確にしている。

2.専任事務職員の専門的な職能

日常業務に支障のない能力を有している。

職務に関する研修会等に参加し、能力向上に努めている。

3.事務関係諸規程

庶務、人事、財務、施設管理に関する規程を整備している。以下例示する。

文書取扱規程、人事に関する規程、経理規程、固定資産及び物品管理規程、施設使用規程

4.事務室、情報機器、備品等

日常業務に支障のない程度の整備はされている。パソコンは事務職員一人1台配備されている。

5.防災対策、情報セキュリティ対策

(防災対策)

学長を委員長とする危機管理委員会を設置し、組織的に対応している。

非常時対策としては、非常食の備蓄、避難袋の設置等を行っている。

年1～2回避難訓練を実施している。（平成23年11月、平成24年7月、平成24年10月）

(情報セキュリティ対策)

「学内の情報関連ルール」を構築し、教職員へ周知した。（平成25年3月）

6.SD 活動

明文化したSD活動に関する規程は制定していないが、研修会等への派遣により、職員の能力向上策を講じている。研修会等に参加した職員は、報告書を作成し、関係部課で供覧し、成果を職場に還元している。

7.業務の見直しや事務処理の改善

日常業務の中で各所課等において、対応している。

平成24年度に法人系システム及び学務系システムを再構築し、組織的に事務の効率化を図った。

8.学習成果を向上させるための関係部署と連携

関係部署と連携しながら業務遂行に努めている。

例：学生が競技活動で海外遠征する場合の支援を学生部学生課と事務局総務課が連携して行う。

月一度、定例課長会を開催し、情報の共有化を図っている。

(b)課題

1.SD 活動に関する規程

規程整備を図る必要がある。

2.SD 活動

研修等の成果は、書面での報告にとどまっており、成果発表等は実施していないので、組織的な対応としては十分とは言えない。

3.業務の見直しや事務処理の改善

日常業務の見直しや事務改善は、各部署に委ねているので、部署間の温度差はあると認識している。

基準Ⅲ-A-4 人事管理が適切に行われている。

(a)現状

1.就業に関する諸規程の整備

学校法人藤村学園就業規則を定めている。

就業規則第 12 条に基づき、以下のとおり、必要な事項を定めている。

人事に関する規程、教育職員の勤務時間規程、服務規程、年次有給休暇に関する内規、教育職員の職務専念義務の免除に関する内規、退職規程、育児休業規程、介護休業規程、安全衛生管理規程、母性健康管理措置規程、事務職員及び労務職員の週休二日制に関する内規、非常勤職員の就業に関する規程、給与規程、旅費規程

2.就業に関する諸規程の周知

運営規約集に掲載し、部館所長及び各所課に配付し周知している。(平成 23 年 6 月更新)

教職員が閲覧できるよう総務課に運営規約集を備えている。

新規採用者には、年度当初に配付し、説明している。

3.諸規程に基づく適正な就業管理

諸規程に基づいて適正に管理している。

(b)課題

1.就業に関する諸規程の周知

事務職員への周知は、各所課に配付している規約集で支障はないが、教育職員への周知方法を検討する必要がある。

[テーマ]

基準Ⅲ-B 物的資源

(a)テーマ全体の自己点検・評価の要約

東京女子体育短期大学は、併設の東京女子体育大学と同じ校地にある。校地面積は 47,657 m²、校舎面積は 33,832 m²で、東京女子体育大学と共有している。収容定員に基づく比率によって、それぞれを按分すると校地面積 9,531 m²(20%)、校舎面積 6,766 m²(20%)となり、いずれも短期大学設置基準を上回っている。運動場用地は 24,204 m²で、第 4 種公認陸上競技場、テニスコート 4 面、ソフトボールグラウンドの施設が整備されており、授業、クラブ活動等に有効に活用されている。

障がい者への配慮として、10号館、4号館ではスロープ、エレベーター、だれでもトイレを設置するなど整備に努めている。

講義室、演習室、実験・実習室及び授業用の機器・備品については、教育課程編成・実施の方針に基づいて十分に整備してある。また、東京女子体育大学と共有の適切な面積の図書館があり、蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等も十分である。購入図書等選定システム及び図書等廃棄システムは確立しており、学生が利用できる授業に関する参考図書、その他学生用の一般図書等については、専門書を重点的に収集するとともに、一般教養等の図書、雑誌、AV資料等も多く収集している。また朝日新聞記事などのデータベースの構築、そこにアクセスするための図書館ホームページの整備、パソコン等の情報機器も整備されている。

体育実技施設としては6つの体育館に加え、武道場、温水プール、トレーニングルーム、陸上競技場、ソフトボールグラウンド、テニスコート4面を有している。

施設・設備や物品については、学校法人藤村学園経理規程、学校法人藤村学園固定資産及び物品管理規程、学校法人藤村学園固定資産及び物品調達規程に基づき適切に維持管理している。

火災・地震等の対策に当たっては、学校法人藤村学園危機管理委員会規程に基づき、学生、教職員並びに近隣住民等の安全確保に努めており、避難訓練を年数回実施している。

防犯対策は委託により正門等に警備員を配置し、外部の来校者に入構許可書を貸与するなど不審者の侵入防止に努めると共に、各門やロッカールームの出入口等には防犯カメラを設置し常時監視を行っている。

コンピュータに関しては、サーバーのセキュリティ対策の強化のほか「学内の情報関連ルール」に基づき、適切な管理に努めている。

地球環境保全対策については、平成23年度に4号館屋上に太陽光発電装置を設置するなど省エネルギーに努めており、夏季及び冬季の室温は、冷房28℃、暖房20℃に調整している。また7月から9月までの間、エコ隊を編成し、学内を巡回して照明の点灯状況や冷房温度設定を点検、省エネルギーを図っている。

(b)自己点検・評価に基づく改善計画

障がい者対応（バリアフリー化）については、各校舎等の状況を点検し、改善する。

2号館は、平成23年度にエレベーター設置やスロープの設置等の計画をしていたが、東日本大震災の影響により工事を延期してきた。平成25年度に工事を実施してバリアフリー化を図る。

[区分]

基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。

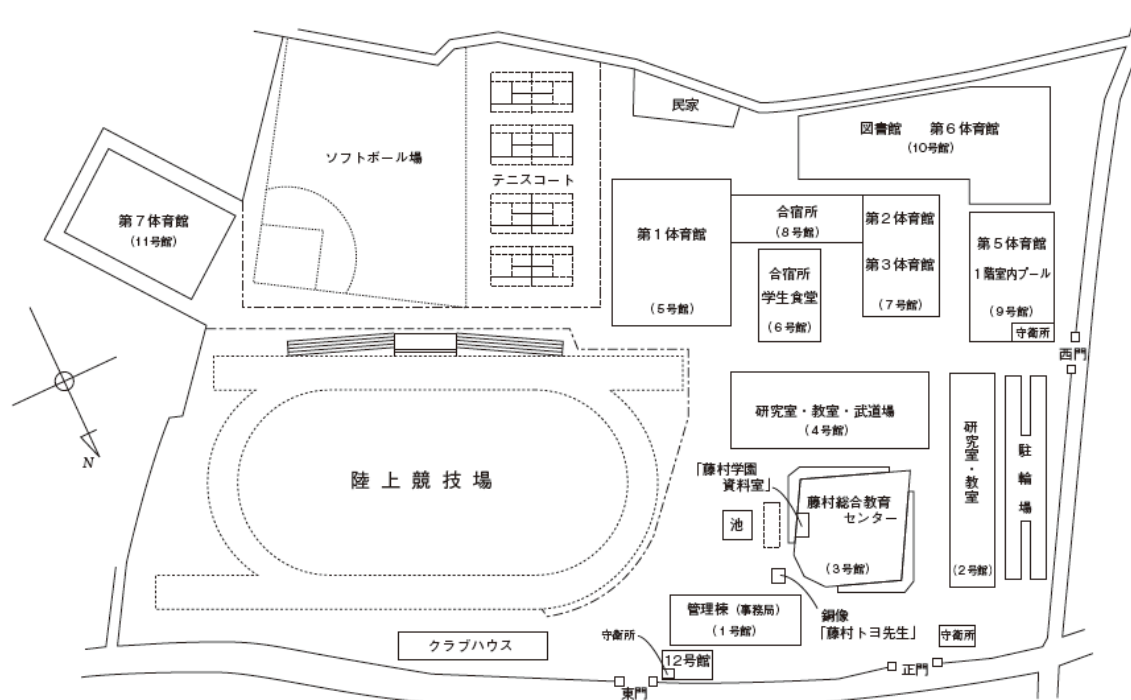
(a)現状

学校法人藤村学園の校地面積は47,657㎡を有し、東京女子体育短期大学と東京女子体育大学とが共有している。本学園校地面積を収容定員に基づく比率によって按分すると、大学は38,126㎡(80%)、短期大学は9,531㎡(20%)となり、大学設置基準面積(12,800㎡)、短期大学設置基準面積(3,200㎡)を十分に充足している。

運動場用地は 24,204 m²で、日本陸上競技連盟第4種公認陸上競技場（一周 300m）、テニスコート4面、ソフトボールグラウンドの施設が整備されており、授業、クラブ活動等に有効に活用されている。

校舎面積は 33,832 m²を有し、東京女子体育短期大学と東京女子体育大学とが共有して使用しており、校舎は常に整備し、快適な環境である。本学校舎面積を収容定員に基づく比率によって按分すると、大学は 27,066 m²（80%）、短期大学は 6,766 m²（20%）となり、大学設置基準面積（8,660 m²）及び短期大学設置基準校地面積（1,600 m²）を十分に充足している。

○キャンパス内施設案内図



障がい者への対応については、10号館及び4号館に、車椅子に対応したスロープ、エレベーター、トイレを設置するなど整備に努めており、平成25年度には2号館にも同様な設備を設置する。

講義室、演習室、実験・実習室及び授業用の機器・備品については、教育課程編成・実施の方針に基づいて十分に整備してある。特に音楽教育のためのピアノ練習室は34室を有するとともに、ピアノ台数は63台を有している。また、全ての教室にプロジェクターを設置している。

図書館は平成16年3月に竣工し、規模は延床面積2,277 m²、閲覧席254席、収納可能冊数244,000冊で、東京女子体育大学と共有しており、蔵書検索機6台、パソコン25台、AV機器14台を設置している。

蔵書数、学術雑誌数、AV資料数については、平成24年度末の蔵書数は約184,332冊である。特に体育関係の古い文献等貴重なものが多数ある。蔵書はジャンル別に見ると教育関係44,899冊、体育関係41,580冊、その他97,853冊である。学生が利用できる授業に関する参考図書、その他学生用の一般図書等については、専門書を重点的に収集するとともに

に、一般教養等の図書、雑誌、AV資料等も多く収集している。また、各大学間の学術情報ネットワークへ積極的に加入し、相互協力に対応している。また近年データベースに容易にアクセスできるよう図書館のホームページの改善に努めている。

購入図書等選定システムは確立されており、毎年度教員や学生から幅広く図書の推薦を受け、図書館運営委員会で選定している。

資料の探し方

1～2階の書架は自由に閲覧できます。雑誌・記事のバックナンバー、古銭・貴重本などが所蔵されている地下書庫を利用する場合は、カウンターにてご確認ください。

なお、情報提供、情報検索の援助・案内を行っています。カウンターにてお問い合わせください。

資料検索(OPAC)で探す!

資料検索(OPAC)の専用端末で、本館書庫内にある蔵書を検索できます。

①まず、「配架場所」を確認します。資料はいくつかの場所に分散して並んでいます。

②次の「請求記号」をみると、数字とアルファベットが出てきます。これをメモして「配架場所」に行きます。

例 007-B

③開架の再架読ラベルに、この数字とアルファベットが書いてあります。

インターネットで探す!

各種データベースや国内外図書館や他大学の書庫にアクセスするなど、外部の資料を検索することができます。

※端末利用は、大学3年生以上卒業前までご利用できます。

フロア案内

利用上の注意

1. 学生証及び身分証明書は必ず携帯してください。
2. 図書費は、みなさんの大切な財産です。切欠の、書き込み、汚損などしないようにしてください。
3. 館内での飲食及び携帯電話による通話はできません。
4. 所持品は各自の責任において注意し、常に携帯してください。
5. 館内で閲覧した図書は、使用後の位置に戻してください。

参考図書 邦文人名、邦文のテーマ、文庫、雑誌など。種別、題名、著者、刊行年などの検索。貸出不可。

新聞・雑誌 主要4紙ほかスポーツ、文字紙が利用可能。雑誌は発行数のタイトル別あり。貸出不可。

一般図書 大学のカリキュラムに選んだ分野の図書及び参考書。貸出可。

指定図書 大学の授業科目に掲載されている教科書参考書。貸出不可。

縮小紙芝居 児童教育の資料として、約3000冊の縮小・縮小紙芝居。貸出可。

体育館は、本学の特性から6つの体育館、武道場、温水プール、トレーニングルーム、陸上競技場、ソフトボールグラウンド、テニスコート4面を有しており、授業、クラブ活動等に有効に活用されている。

(b)課題

障がい者対応（バリアフリー化）については、校舎の改修工事に合わせてスロープの設置やエレベーターの設置等を実施しているが、現時点ではまだ十分ではない。

基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。

(a)現状

学校法人藤村学園経理規程、学校法人藤村学園固定資産及び物品管理規程、学校法人藤村学園固定資産及び物品調達規程に基づいて施設・設備や物品の管理に努めている。

火災・地震対策については、学校法人藤村学園危機管理委員会規程に基づき、学生、教職員並びに近隣住民等の安全確保に努めている。また、火災・地震対策のため消防設備専門業者による施設設備の定期点検と修繕、所轄消防署の指導に基づいて適切に整備・管理し、対処している。

防犯対策は、所轄警察署に依頼して学生への防犯講話、事例紹介を行い学生の防犯意識を高め、注意を喚起している。施設の防犯対策については、委託により正門などに警備員を配置し、外部の来校者に入構許可書を貸与するなど不審者の侵入防止に努めている。また、各門やロッカールームには防犯カメラを設置し常時監視している。

火災・地震を想定した避難訓練は、所轄消防署の協力のもと、全学生、教職員を対象に年数回実施している。また、本学が国立市の一時避難場所として指定されていることから

近隣住民も避難訓練に参加していただいている。

コンピュータに関しては、サーバーのセキュリティ対策の強化のほか「学内の情報関連ルール」に基づき、適切な管理に努めている。

地球環境保全対策については、平成 23 年度に 4 号館屋上に太陽光発電装置を設置すると共に、昼休み等に照明やパソコンの電源をこまめに切るなど省エネルギーに努めている。また、特別な場合を除き、夏季及び冬季の室温は、冷房 28℃、暖房 20℃に調整しているが、更に夏期においては、教職員によるエコ隊を編成して学内を毎日 2 度巡回点検し照明器具の適切な点灯や空調の温度設定確認を行うなど、省エネルギーに努めるとともに学内関係者の意識の高揚を図っている。

(b)課題

施設設備の維持管理の課題としては、地球環境にやさしいエコキャンパスの観点から、照明の LED 化やガラス窓への日射調整フィルムの貼付等も推進することが必要である。

現状は、施設改修時に改善を図っているが、今後は推進を加速するなどの検討が必要である。

[テーマ]

基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

(a)テーマ全体の自己点検・評価の要約

技術的資源をはじめとするその他の教育資源は、学科の教育課程編成・実施の方針に基づき、整備・充実に努めている。学生に対してはスタディールームを常時開放し、インターネットなど使用できる環境を整えている。また、情報支援室を設置し、情報技術の向上に関するアドバイスや援助を行うとともに、利用端末のトラブル等も対応している。全ての教室に AV 機器を設置しており、大多数の教員が AV 機器やコンピュータ機器等を活用して効果的な授業を行っている。学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うマルチメディア教室を設置しており、十分に活用している。

(b)自己点検・評価に基づく改善計画

平成 25 年度から Web 履修管理等の機能を備えた新総合学務系システムを導入し、学生及び教職員に対して一層の利便性を図る。

[区分]

基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。

(a)現状

学科の教育課程編成・実施の方針に基づき、「情報機器の操作」「教育方法（含む情報機器及び教材の活用）」の 2 科目を開講し、情報技術を十分に修得できる。学生に対してはスタディールームを常時開放し、インターネットなど使用できる環境を整えている。また、情報支援室を設置し、情報技術の向上に関するアドバイスや援助を行うとともに、利用端末のトラブル等にも対応している。学生への情報提供システムについては、平成 22 年度から Web ポータルシステムを稼働し、授業の休補講、教室変更等の情報を携帯電話やパソコンから得られる。

教職員が学科の教育課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるように、学内のパソコン及び学内 LAN の整備を行っている。

全ての教室に AV 機器を設置しており、大多数の教員が AV 機器やコンピュータ機器等を活用して効果的な授業を行っている。全教職員を対象とした情報機器等の取扱い講習会は行っていないが、機器のトラブル対応等については情報支援室の職員が対応している。

学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う教室として、マルチメディア教室を設置している。

(b)課題

現行の教学系システムを Web 履修管理等の機能を備えたシステムに改善し、学生及び教職員の一層の利便性を図る。

[テーマ]

基準Ⅲ-D 財的資源

(a)テーマ全体の自己点検・評価の要約

大学全入時代を迎え、社会全体では短期大学への進学希望者は大幅に減少し、短期大学は厳しい環境にあるといわれている。本学も学生数の減少により収入が減少する一方で、支出については大幅な削減は困難であり、支出超過の状態が続いている。帰属収支でみると、平成 19 年度までは帰属収支差額がプラスで推移していたが、平成 20 年度にはマイナスに転じ、平成 21 年度以降は、学納金収入のみでは教職員の人件費をまかなえない状況となっている。

しかし、大学と短期大学の経営は学校法人全体で行っていることから、短期大学の赤字は大学の黒字と過去の累積黒字により補填している。現時点では、教育研究経費など必要経費については十分に措置しているといえる。

今後、短期大学の安定的運営のためには、学生定員を確保することが求められている。

(b)自己点検・評価に基づく改善計画

数年続いた短期大学の志願者数の減少と入学定員割れは、平成 24 年度に展開した学生募集活動の強化策によって、歯止めとなった。今後も継続して取り組むこととする。

今後、校舎・体育館等施設設備を充実し、カリキュラム改正などの教育改善計画を策定して入学者の確保を図る。

[区分]

基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。

(a)現状

1.収支の状況

短期大学の財務については、毎年度の決算において、資金収支内訳表及び消費収支内訳表を作成し、状況を把握している。また、法人全体、大学、短期大学の財務分析資料を作成し、収支の状況を確認している。

短期大学の状況をみると、平成 19 年度までは帰属収支差額がプラスで推移していたが、平成 20 年度以降は学生数減によりマイナスに転じ、その後マイナスの幅が拡大している。更に、平成 21 年度以降は学納金収入で教職員の人件費をまかなえない状況が続いている。

学生数の減少により収入が年々減少する一方で、支出については経常的支出の横ばいと臨時的支出の増により、支出超過の状況が続いている。

短期大学の収支の状況を年度別にみると、平成 21 年度は、学納金収入の減、4 号館の老朽改築に伴う仮設校舎の土地・建物賃借料、運搬費の増等により支出超過となった。平成 22 年度は学納金収入の減、ユーロ債の減損処理による資産処分差額の増、校舎改築関係経費の増により大幅な支出超過となった。平成 23 年度は学納金収入の減、仮設校舎取壊費の増により支出超過となった。平成 24 年度は 110 周年記念事業や学務系・法人系システムの更新などの臨時的支出により引き続き支出超過となった。

2. 貸借対照表の状況

本学校法人の財務について日本私立学校振興・共済事業団の「私学の経営分析と経営改善計画（平成 24 年 3 月改訂版）」に示された貸借対照表関係比率を用いて分析する。

まず、積立率（運用資産÷要積立額）については、100%以上を安定的に維持している。（20 年度 155.0%、21 年度 161.0%、22 年度 152.6%、23 年度 153.8%、24 年度 148.6%）

また、流動比率についても、200%以上を安定的に維持している。（平成 20 年度 316.0%、平成 21 年度 373.5%、平成 22 年度 457.6%、平成 23 年度 335.7%、平成 24 年度 251.8%）

特定資産については、退職給与引当金、第 3 号基本金及び減価償却累計額について、要積立額の 100%を保有している。

3. 資産運用について

資産運用については、「学校法人藤村学園資金運用に関する規程」及び「学校法人藤村学園資金運用に関する規程施行細則」に基づき、流動性・安全性・収益性を考慮して運用している。平成 22 年度にユーロ債の減損処理を行ったが、平成 24 年度は健全な状態になっている。

4. 支出について

短期大学の教育研究経費は帰属収入の 20%程度を超えており、平成 22 年度は 43.7%、平成 23 年度は 40.4%、平成 24 年度は 28.3%となっている。

次に、教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）については、研究室・教室棟 2 棟、体育館 7 館、温水プール、図書館、講堂（藤村総合教育センター）の他、公認の陸上競技場、ソフトボールコート、テニスコートを所有し、体育用器具、ピアノ・AV教育用設備、情報教育用設備等の備品とともに適時改修又は更新し、良好な状態で管理している。

また、図書資料（ビデオ・DVD/CD-ROM含む）については、年間約 1 千万円の予算を計上し、附属図書館資料収集方針内規に基づき、図書館運営委員による選定会議を経て整備している。

5. 短期大学の定員充足率について

平成 19 年度までは定員を充足していたが、平成 20 年度以降は収容定員を大きく下回っている。しかし、平成 24 年度に学生募集活動を積極的に展開したことなどにより志願者が増え、平成 25 年度は入学定員 160 名に対し入学予定者 164 名となった。

【短大の定員充足率】

(単位：人)

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
収容定員	500	500	430	360	360	340
在学生数	512	427	319	247	250	248
率	102.4%	85.4%	74.2%	68.6%	69.4%	72.9%

(b)課題

短期大学への入学志願者が減少してきたため、募集定員の見直しを行い、児童教育学科については平成 21 年度から 150 名を 80 名に、保健体育学科については平成 24 年度から 100 名を 80 名に、募集定員をそれぞれ引き下げた。

短期大学が単独で収支を均衡させるためには、500 名の学生を確保する必要がある。平成 19 年度までは収容定員の 500 名を越す学生数であったが、平成 20 年度以降急激に減少し、平成 24 年度は 248 名となった。

しかし、平成 24 年度にホームページのリニューアル、オープンキャンパスの充実など学生募集活動の強化に取り組んだ結果、平成 25 年度の入学予定者は保健体育学科、児童教育学科ともに入学定員を上回ることができた。

基準Ⅲ-D-2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

(a)現状

短期大学の志願者が減少していくことにより、児童教育学科は平成 21 年度募集から定員を 80 名に下げ、保健体育学科は平成 24 年度募集から定員を 80 名に下げた。

このことにより、学生数が減少し、短期大学の収支は支出超過になっている。

(b)課題

1.短期大学の将来像、強み・弱み

大学全入時代を迎え、社会全体では短期大学への進学希望者は大幅に減少し、短期大学は厳しい環境にある。本学の保健体育学科は中学校教諭二種免許状（保健体育）を取得することが可能であるが、二種免許状だけでは教職に就くことが困難な現実がある。体育短期大学における児童教育学科の魅力は「体育が得意な幼稚園教諭・小学校教諭になることができる」ことであり、それは幼稚園・小学校の教育現場においても求められることである。

このことを基本としつつ、本学への社会的ニーズを把握し、平成 24 年度から展開している学生募集活動を強化していくこととする。

2.経営実態、財政状況に基づく経営計画

短期大学の収支均衡を図るためには、収容定員の学生数を確保しなければならない。

平成 25 年度に入学定員を確保することができたことを踏まえて、校舎・体育館等施設設備の充実、カリキュラム改正など教育改善計画の実施、学生募集の強化などの諸施策を推進し、経営改善に取り組むこととする。

◇ 基準Ⅲについての特記事項

(1)以上の基準以外に教育資源と財的資源について努力している事項。

該当なし。

(2)特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

該当なし。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

(a)基準Ⅳの自己点検・評価の要約

理事長は、理事会を通じて本学の業務執行に対してリーダーシップを発揮し本学の経営及び運営に尽力している。また、理事長は本学の卒業生であり、永年にわたり本学教員として勤め、建学の精神及び教育理念・目的を十分理解しており、短期大学の学長でもあることから教授会との連携も十分に図られている。

理事会は、理事長のリーダーシップのもと、私立学校法、学校教育法、短期大学設置基準等、関係諸法令を遵守し、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。

さらに、法人の経営及び管理運営を円滑に進めるために、平成24年4月に常任理事会を設置し、毎月3回程度会議を開催している。常任理事会では、理事会の審議事項等、議題の整理及び理事会からの委任事項の執行を行っている。

理事長は、寄附行為第22条に基づき、予算、事業計画、寄附行為の変更等重要事項の決定にあたっては、あらかじめ評議員会の意見聴取を行っている。

平成22年4月に就任した現学長は、前述したとおり理事長を兼務しており、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けてリーダーシップを発揮している。

本学の教育研究活動全般についての諸事項の決定は、東京女子体育短期大学教授会規程に基づく教授会に諮り議決を得る。学長は議長となり、原則として毎月第一水曜日を定例教授会としており、臨時教授会の開催も併せて年間行事予定表にも組み込まれている。

監事は、業務及び財産の状況について監査を行い、監査報告書を作成して、理事会及び評議員会に提出しており寄附行為の規定に基づいて適切に業務を遂行している。

評議員会は、寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長からの予算及び事業計画の諮問、決算報告及び事業報告の諮問など、理事長及び理事会の諮問にこたえており、理事会の諮問機関として適切に機能している。

事業計画及び予算については、中長期財務計画に基づき、毎年9月に翌年度の予算編成方針を決定し、この方針に沿って事業計画及び予算申請を行うよう学内の各部署に通知する。提出された事業計画及び予算申請書については、11月～12月の経理責任者によるヒアリング、1月の常任理事及び教務部長を委員とする予算会議の査定を経て、2月に予算原案を取りまとめ、3月上旬に評議員会の意見を聞いた上で、3月中旬の理事会で審議・決定している。

予算の執行及び財産の管理については、各部署において、予算執行の控え簿等により管理するほか、経理課において会計システムを活用し日常の出納業務を管理している。

また、資産及び資金の管理は、経理規程、固定資産及び物品管理規程、資金運用に関する規程に基づき適正に記録・管理している。

計算書類については、学校法人会計基準に基づき資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表等を作成し、経営状況及び財政状況を法令に基づき、ホームページ等を用いて情報公開している。

(b)基準Ⅳの自己点検・評価に基づく行動計画

理事長及び学長のリーダーシップとガバナンスに関する改善事項及び行動計画は特にない。

[テーマ]

基準IV-A 理事長のリーダーシップ

(a)テーマ全体の自己点検・評価の要約

理事長は、理事会を通じて本学の業務執行に対してリーダーシップを発揮し本学の経営及び運営に尽力している。理事長は本学の卒業生であり、永年にわたり本学教員として勤め、建学の精神及び教育理念・目的を十分理解しており、学園の発展に寄与できる者である。

理事会は、理事長のリーダーシップのもと、私立学校法、学校教育法、短期大学設置基準を遵守し、法改正等に対しても適切に対応を図っている。特に理事長が短期大学の学長であることから学則変更等の教学面においても教授会との連携を十分に図っている。

理事会は、寄附行為第 17 条に則り、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。同条に則り、理事会を理事長が招集し、議長を務めている。

寄附行為第 45 条に基づき、法人の経営及び管理運営を円滑に進めるために、平成 24 年 4 月に常任理事会を設置し、毎月 3 回程度会議を開催している。常任理事会では、理事会の審議事項等、議題の整理及び理事会からの委任事項の執行を行っている。

理事長は、寄附行為第 22 条に基づき、予算、事業計画、寄附行為の変更等重要事項の決定にあたっては、あらかじめ評議員会の意見聴取を行っている。

(b)自己点検・評価に基づく改善計画

理事長のリーダーシップに関する改善計画は特にない。

[区分]

基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。

(a)現状

1.学校法人運営全般におけるリーダーシップ

理事長は、寄附行為第 6 条に基づき選任している。

理事長は、平成 23 年 5 月 30 日の理事会において全員一致で選任された。

理事長は本学の卒業生であり、永年にわたり本学教員として勤め、平成 22 年 4 月に学長に就任した。

理事長は学長として、平成 24 年度の入学式の式辞の中でも、本学の建学の精神及び本学の実質的な創立者である藤村トヨの教えについて具体的に触れており、建学の精神及び教育理念・目的を十分理解しており、学園の発展に寄与できる者である。

理事会は、理事長のリーダーシップのもと、私立学校法、学校教育法、短期大学設置基準を遵守し、法改正等に対しても適切に対応を図っている。特に理事長が短期大学の学長であることから学則変更等の教学面においても教授会との連携を十分に図っている。

2.寄附行為規定に基づく理事会及び学校法人の意思決定機関の運営

理事会は、寄附行為第 17 条に則り、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。同条に則り、理事会を理事長が招集し、議長を務めている。

寄附行為第 45 条に基づき、法人の経営及び管理運営を円滑に進めるために、平成 24 年 4 月に常任理事会を設置し、毎月 3 回程度会議を開催している。常任理事会では、理事会

の審議事項等、議題の整理及び理事会からの委任事項の執行を行っている。

○理事会（11回開催）【定例理事会（毎月一回程度開催）】

第1回	平成24年 4月11日（水）	10時00分から	本学園理事会議室
第2回	平成24年 5月16日（水）	14時00分から	本学園理事会議室
第3回	平成24年 6月13日（水）	13時00分から	本学園理事会議室
第4回	平成24年 7月11日（水）	13時00分から	本学園理事会議室
第5回	平成24年 9月19日（水）	13時00分から	本学園理事会議室
第6回	平成24年10月10日（水）	13時00分から	本学園理事会議室
第7回	平成24年11月14日（水）	13時00分から	本学園理事会議室
第8回	平成24年12月12日（水）	15時30分から	本学園理事会議室
第9回	平成25年 1月23日（水）	13時00分から	本学園理事会議室
第10回	平成25年 2月20日（水）	13時00分から	本学園理事会議室
第11回	平成25年 3月 6日（水）	10時00分から	本学園理事会議室

【臨時理事会（1回開催）】

第1回	平成24年 8月1日（水）	12時00分から	本学園大会議室
-----	---------------	----------	---------

審議状況

[平成24年度第1回]

日 時 平成24年4月11日（水）10時00分～12時23分

- 審議事項 第1号議案 大学指定クラブに関する件
 第2号議案 常任理事会規程制定の件
 第3号議案 常任理事選任の件
 第4号議案 名誉教授称号授与規程制定の件
 第5号議案 藤村学園職員表彰規程制定の件
 第6号議案 藤村学園職員表彰の件

[平成24年度第2回]

日 時 平成24年5月16日（水）14時00分～15時05分

- 審議事項 第1号議案 平成23年度事業報告及び決算の件
 第2号議案 常任理事会規程策定の件
 第3号議案 スポーツ推薦入学者特別奨学生規程の一部改正の件
 第4号議案 名誉教授推薦の件

[平成24年度第3回]

日 時 平成24年6月13日（水）13時00分～15時05分

- 審議事項 第1号議案 改組改編に伴う学生定員の件

[平成24年度第4回]

日 時 平成24年7月11日（水）13時00分～14時32分

- 審議事項 第1号議案 大学指定クラブへの助成の件
 第2号議案 東日本大震災で被災した入学志願者の入学検定料免除の件

第3号議案 平成24年度監査契約の件

[平成24年度臨時第1回]

日 時 平成24年8月1日（水）12時00分～12時42分

審議事項 第1号議案 平成24年度監査契約の件

[平成24年度第5回]

日 時 平成24年9月19日（水）13時00分～14時16分

審議事項 第1号議案 平成24年度 予算編成方針（案）の件

第2号議案 東日本大震災被災入学生（平成25年度）の授業料等減免の件

第3号議案 後期非常勤講師採用の件

第4号議案 平成25年度 専任教員採用の件

[平成24年度第6回]

日 時 平成24年10月10日（水）13時00分～14時14分

審議事項 第1号議案 改組改編に係る手続きの件

第2号議案 教授会規程改定案の件

[平成24年度第7回]

日 時 平成24年11月14日（水）13時00分～14時32分

審議事項 第1号議案 中長期財務計画（案）の件

第2号議案 学生寮設置規程の一部改正の件

第3号議案 改組改編における文部科学省の状況と本学対応の件

[平成24年度第8回]

日 時 平成24年12月12日（水）15時30分～16時42分

審議事項 第1号議案 平成24年度 補正予算の件

第2号議案 学校法人藤村学園経理規程の一部改正の件

第3号議案 第2号館基本金の組み入れの件

第4号議案 学校法人藤村学園事務組織規程の一部改正の件

第5号議案 部館所長の選任の件

[平成24年度第9回]

日 時 平成25年1月23日（水）13時00分～14時27分

審議事項 第1号議案 改組改編の件

第2号議案 委員会組織見直しの件

第3号議案 平成25年度専任教員採用の件

第4号議案 平成25年度教育職員昇任の件

[平成24年度第10回]

日 時 平成25年2月20日（水）13時00分～15時01分

審議事項 第1号議案 平成25年度事業計画（案）及び予算（案）の事前審査の件

第2号議案 平成25年度教育職員・事務職員人事の件

第3号議案 監事候補者の選出の件

第4号議案 学校法人藤村学園経理規程の一部改正の件

第5号議案 平成25年度東日本大震災に係る在学生の授業料減免の件

第6号議案 平成25・26年度委員会委員の構成（案）の件

[平成24年度第11回]

日時 平成25年3月6日(水) 10時00分～10時43分

審議事項 第1号議案 平成25年度事業計画及び予算の件

第2号議案 平成25年度理事の職務分担の件

第3号議案 平成25年度大学指定クラブ決定の件

理事長は、寄附行為第22条に基づき、予算、事業計画、寄附行為の変更等重要事項の決定にあたっては、あらかじめ評議員会の意見聴取を行っている。

毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経て決算及び事業の実績(財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書)を評議員会に報告し、その意見を求めている。(寄附行為第16条3号)

(平成23年度分) 監査実施 平成24年5月10日

理事会報告 平成24年5月16日

評議員会報告 平成24年5月23日

私立学校法第47条の規定による財務情報については、本学ホームページに掲載し公開している。

事務組織規程をはじめ学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

例：藤村学園事務組織規程の一部改正 平成24年12月12日理事会決定

理事長は、理事会、監事及び評議員会と連携を図り、本学の経営及び運営に努めている。

3.理事の構成

現在の理事選任にあたり、平成23年3月23日の理事会で「学識経験者理事の選任について(内規)」を決定した。この規程の第3条に選考基準を定め、「本学の建学の精神及び教育目標を理解し、かつ大学運営に熱心な者であることを要する。」とした。その基準に合致した者を理事候補者選考委員会において選考し、理事会に推薦した。

現理事は、平成23年5月18日の理事会において慎重な審議の結果、全員一致で選任されたものである。

理事の選任については、私立学校法第38条の規定に則り、寄附行為第7条で規定している。

学校教育法第9条を準用し、寄附行為第12条に役員解任について規定している。

(b)課題

法人の経営及び管理運営を円滑に進めるために、平成24年4月に常任理事会を設置し、理事会の審議事項等、議題の整理及び理事会からの委任事項の迅速な執行を行っており、学校法人の管理運営体制に関する課題は特にない。

[テーマ]

基準IV-B 学長のリーダーシップ

(a)テーマ全体の自己点検・評価の要約

平成22年4月に就任した現学長は本学の卒業生であり、永年にわたり本学教員として勤めた実績がある。学長は理事長を兼務し、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

本学の教育研究活動全般についての諸事項の決定は、東京女子体育短期大学教授会規程

に基づく教授会に諮り議決を得る。学長は議長となり、原則として毎月第一水曜日を定例教授会としており、臨時教授会の開催も併せて年間行事予定表にも組み込まれている。

教授会の円滑な運営のため、教務委員会、学生委員会、キャリア支援委員会その他の委員会を置き、規程を定め運営している。

(b)自己点検・評価に基づく改善計画

学長が理事長を兼務しているため、それぞれの役割の明確化に課題があったが、25年度に改善する。

また、教員の評価を適正に行うために、学長のリーダーシップに基づいて教員とのコミュニケーションを活性化し、FD研修を充実させていく。

[区分]

基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。

(a)現状

1.短期大学の運営全般におけるリーダーシップ

平成22年4月に就任した現学長は本学の卒業生であり、永年にわたり本学教員として勤めた実績がある。学長は理事長を兼務し、基準IV-A-1で述べた通り建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

学長として、平成24年度の入学式の式辞の中でも、本学の建学の精神及び本学の実質的な創業者である藤村トヨの教えについて具体的に触れており、建学の精神及び教育理念・目的を十分理解しており、本学の発展に寄与できるものである。

本学の教育研究活動全般についての諸事項の決定は、東京女子体育短期大学教授会規程に基づく教授会に諮り議決を得る。学長は議長となり、原則として毎月第一水曜日を定例教授会としており、臨時教授会の開催も併せて年間行事予定表にも組み込まれている。

教授会の議事録は総務課が作成し整備してある。

学長は学長選考規程及び同施行細則に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

2.教授会の開催及び運営

教授会は、東京女子体育短期大学教授会規程に基づき、審議機関として適切に運営されている。

同規程第2条に東京女子体育大学教授会と合同で教授会を招集することができる旨、規定されている。

教授会記録を作成し、議長及び署名人が署名捺印している。

教授会の円滑な運営のため、教務委員会、学生委員会、キャリア支援委員会その他の委員会を置き、規程を定め運営している。

○ 教授会【定例教授会（原則として毎月第一水曜日 11回開催）】

第1回	平成24年 4月 2日 (月)	15時30分から	本学園大会議室
第2回	平成24年 5月 9日 (水)	15時30分から	本学園大会議室
第3回	平成24年 6月 6日 (水)	15時30分から	本学園大会議室

第4回	平成24年 7月 4日 (水)	15時30分から	本学園大会議室
第5回	平成24年 9月12日 (水)	15時30分から	本学園大会議室
第6回	平成24年10月 3日 (水)	15時30分から	本学園大会議室
第7回	平成24年11月 7日 (水)	15時30分から	本学園大会議室
第8回	平成24年12月 5日 (水)	15時30分から	本学園大会議室
第9回	平成25年 1月16日 (水)	15時30分から	本学園大会議室
第10回	平成25年 2月 6日 (水)	15時30分から	本学園大会議室
第11回	平成25年 3月 6日 (水)	15時30分から	本学園大会議室

【臨時教授会 (9回開催)】

第1回	平成24年 7月25日 (水)	15時00分から	本学園大会議室
第2回	平成24年 9月26日 (水)	15時30分から	本学園大会議室
第3回	平成24年10月12日 (金)	16時30分から	本学園大会議室
第4回	平成24年10月29日 (月)	16時30分から	本学園大会議室
第5回	平成24年11月26日 (月)	16時30分から	本学園大会議室
第6回	平成24年12月19日 (水)	15時30分から	本学園大会議室
第7回	平成25年 1月11日 (金)	16時30分から	本学園大会議室
第8回	平成25年 2月22日 (金)	15時30分から	本学園大会議室
第9回	平成25年 3月13日 (水)	15時30分から	本学園大会議室

(b)課題

教授会等の短期大学の教学運営体制に関する課題は特にないが、今後、学科間のより一層の積極的な意見交換をしていくことが望まれる。

[テーマ]

基準IV-C ガバナンス

(a)テーマ全体の自己点検・評価の要約

監事は、業務及び財産の状況について監査を行い、監査報告書を作成して、理事会及び評議員会に提出しており寄附行為の規定に基づいて適切に業務を遂行している。

評議員会は、寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長からの予算及び事業計画の諮問、決算報告及び事業報告の諮問など、理事長及び理事会の諮問にこたえており、理事会の諮問機関として適切に運営している。

事業計画及び予算については、中長期財務計画に基づき、毎年9月に翌年度の予算編成方針を決定し、この方針に沿って事業計画及び予算申請を行うよう学内の各部署に通知する。提出された事業計画及び予算申請書については、11月～12月の経理責任者によるヒアリング、1月の常任理事及び教務部長を委員とする予算会議の査定を経て、2月に予算原案を取りまとめ、3月上旬に評議員会の意見を聞いた上で、3月中旬の理事会で審議・決定している。

予算の執行及び財産の管理については、各部署において、予算執行の控え簿等により管

理するほか、経理課において会計システムを活用し日常の出納業務を管理している。

また、資産及び資金の管理は、経理規程、固定資産及び物品管理規程、資金運用に関する規程に基づき適正に記録・管理している。

計算書類については、学校法人会計基準に基づき資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表等を作成し、経営状況及び財政状況を法令に基づき、ホームページ等を用いて情報公開している。

(b)自己点検・評価に基づく改善計画

監事及び評議員会は、私立学校法及び本学寄附行為の規定に基づき適切に機能している。また、予算、財務関係書類については、法令に基づき適正に作成されており、ガバナンスに関する改善計画は特にない。

[区分]

基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。

(a)現状

監事は評議員会の同意を得て理事会において選出した学外の者2名（定数2）がその任に当たっており、理事会、評議員会に陪席している。監事は、業務及び財産の状況について監査を行い、監査報告書を作成して、理事会及び評議員会に提出しており寄附行為の規定に基づいて適切に業務を遂行している。

1.学校法人の業務及び財産の状況の監査

寄附行為第16条3号に則り、業務及び財産の状況について監査を実施している。

（平成23年度分）平成24年5月10日実施

（平成24年度事業進捗状況等）平成24年11月13日・14日実施

2.理事会における学校法人の業務又は財産の状況の意見

寄附行為第16条3号に則り、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べている。

平成24年度4月から11月までの理事会へ監事は2名とも全て出席している。

3.監査報告書の作成及び理事会・評議員会への提出

寄附行為第16条3号に則り、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

（平成23年度分） 理事会 平成24年5月16日

評議員会 平成24年5月23日

(b)課題

監事は、私立学校法及び本学寄附行為の規定に基づき適切に業務を行っており、監事の業務に関する課題は特にない。

基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。

(a)現状

1.評議員会の組織

評議員会は、寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長からの予算及び事業計画の諮問、

決算報告及び事業報告の諮問など、原則として理事長及び理事会の諮問にこたえており、理事会の諮問機関として適切に運営している。

寄附行為第 20 条により評議員の定数を 19 名と規定しており、同第 6 条で規定する理事定数 9 名の 2 倍を超える数となっている。

平成 24 年 11 月現在、評議員会は、19 名の評議員をもって、組織している。

2. 評議員会の運営

私立学校法第 42 条の規定に従い、寄附行為第 22 条で評議員会の諮問事項を定めている。

○ 寄附行為抜粋

(諮問事項)

第 22 条 次に掲げる事項については理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- 一. 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- 二. 事業計画
- 三. 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄
- 四. 寄附行為の変更
- 五. 目的たる事業の成功の不能に因る解散
- 六. 合併
- 七. 収益事業に関する重要事項
- 八. 寄付金品の募集に関する事項
- 九. その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

○ 評議員会（3 回開催）

第 1 回	平成 24 年 5 月 23 日（水）	11 時 00 分から	本学園大会議室
第 2 回	平成 24 年 12 月 5 日（水）	11 時 00 分から	本学園大会議室
第 3 回	平成 25 年 2 月 27 日（水）	11 時 00 分から	本学園大会議室

審議状況

[平成24年度第 1 回]

日 時 平成24年5月23日（水）11時00分～12時25分

議 案 第 1 号議案 平成23年度事業報告及び決算の件

[平成24年度第 2 回]

日 時 平成24年12月5日（水）11時00分～12時07分

議 案 第 1 号議案 平成24年度補正予算の件

[平成24年度第 3 回]

日 時 平成25年2月27日（水）11時00分～12時13分

審議事項 第 1 号議案 平成25年度事業計画（案）及び予算（案）の件
第 2 号議案 監事候補者の同意の件

(b)課題

評議員会は、私立学校法及び本学寄附行為の規定に基づき適切に機能しており、評議員会の運営に関する課題は特にない。

基準IV-C-3 ガバナンスが適切に機能している。

(a)現状

事業計画及び予算については、中長期財務計画に基づき、毎年9月に翌年度の予算編成方針を決定し、この方針に沿って事業計画及び予算申請を行うよう学内の各部署に通知する。提出された事業計画及び予算申請書について、11月～12月の経理責任者によるヒアリング、1月の常任理事及び教務部長を委員とする予算会議の査定を経て、2月に予算原案を取りまとめる。3月上旬に評議員会の意見を聞いた上で、3月中旬の理事会で審議・決定している。

予算の執行及び財産の管理については、理事会決定の翌日に、予算の決定額及び予算執行上の留意点を関係各部署に通知している。各部署において予算執行の控え簿等により管理するほか、経理課において会計システムを活用し、日常の出納業務は仕分伝票により事務局長（経理責任者）の決裁を受けて円滑に実施する他、支払資金月報、現金出納簿、合計残高試算表により、毎月事務局長を経て理事長に報告している。また、資産及び資金の管理は、経理規程、固定資産及び物品管理規程、資金運用に関する規程に基づき適正に記録管理している。

計算書類については、学校法人会計基準に基づき資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表等を作成し、財産目録についても資産及び負債の状況を記載しており、経営状況及び財政状況を適正に表示している。

なお、教育情報、財務情報については、法令に基づき、ホームページ等を用いて積極的に公開している。

(b)課題

予算、財務関係書類については、法令に基づき適切に作成されている。また、予算編成の手順及び予算執行に係る管理体制は適切であり、ガバナンスに関する課題は特にない。今後も適切な管理運営に努めることとする。

◇ 基準IVについての特記事項

(1)以上の基準以外にリーダーシップとガバナンスについて努力している事項。

該当なし。

(2)特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

該当なし。

選択的評価基準

1. 教養教育の取り組みについて

基準(1) 教養教育の目的・目標を定めている。

(a)現状

本学の教養教育は、教育理念である「人間教育に力を入れ、知識・技能のみに偏しない、社会性や深い教養を身に付けた、人間性豊かな、知・徳・体のバランスのとれた人材を育成」することを目的として設定している。

また、本学の教育目標である「社会の様々な場で活躍できる人材の育成を目指す」「体育・スポーツ・芸術を通しての人間の陶冶を目指す」「グローバル時代に対応できる人材の育成を目指す」等を実現するためのものとして位置付けている。

(b)課題

教養教育の目的・目標に関する課題は特にはないが、今後もより一層、本学が目指す教養教育の目的・目標について学内外に周知していく。

基準(2) 教養教育の内容と実施体制が確立している。

(a)現状

教養教育については、「歴史と人間」「思想と人間観」「生命の科学」「環境と自然保護」「自然と生命」等を開講してきた。

平成 21 年度には保健体育学科・児童教育学科に開設されていた「海外英語講座」を、児童教育学科の「幼児教育国際比較Ⅰ」「同Ⅱ」を含める形で「海外英語・文化講座」とし、また、平成 22 年度には保健体育学科にも「英会話（中級）」を設けることで、より語学能力が高められるようにした。また学生・社会のニーズに対応して、平成 22 年度には「障害者スポーツ論」を新設した。

平成 24 年度からは導入教育・キャリア教育として、学びの基礎となる日本語の力を育てる「国語基礎講座」、建学の精神を理解し本学で学ぶ意義を見出す「藤村トヨの教育」、自覚的にキャリアを形成していこうとする意欲を育てる「キャリアデザイン」を導入した。その他では1年次で行われる、保健体育学科では水泳実習、児童教育学科では野外活動実習において、「フレッシュマンセミナー」として学長講話やグループ担任とのグループワークを行うことで、学びの意識を高めている。

短期大学にふさわしい内容とレベルを有しており、単位認定と評価は適切に行われている。また各教養科目とも、専門の教員が授業を行う実施体制をとっている。また、時間割の都合でどうしても同時開講となってしまう場合もあるが、おおむね選択は保障されている。

(b)課題

教養教育の内容と実施体制に関する課題は特にはないが、今後もさらに、学生及び社会のニーズに応えるよう検討を行っていく。

基準(3) 教養教育を行う方法が確立している。

(a)現状

保健体育学科では建学の精神を考慮した「音楽」が必修である以外は、全て選択科目も

しくは選択必修科目であり、児童教育学科においても保育士関連科目も含めて選択幅を広げてある。年度初めにはオリエンテーションを行い、目的に応じてどのように教養科目を選択していけばいいのかについての説明を行っている。

(b)課題

教養教育を行う方法に関する課題は特にはないが、今後も学生にとって分かりやすい授業選択ができるよう工夫していく。

基準(4) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

(a)現状

教養科目全ての授業において、授業アンケートを行うことで教育の効果を評価している。各授業担当者は授業アンケートの評価をみて報告書を作成し、改善点を次年度の授業展開に活用している。

(b)課題

24年度カリキュラムで新設された教養科目を中心に、その成果を検証し、今後の教養科目の在り方について検討を重ねていく。

選択的評価基準

2. 職業教育の取り組みについて

基準(1) 短期大学における職業教育の役割・機能、分担を明確に定めている。

(a)現状

学生の就職実現のため情報の収集、基礎的就職力の育成と養成を行っている。また、幼稚園・体育施設・企業関係者へ採用の積極的な働きかけを行い情報交換・収集するとともに、新たな就職先の可能性も広げている。

教員組織は、キャリア支援委員・資格委員で編成されている。所管審議事項職務としては、①就職指導・相談、②就職情報の収集、③就職に関わる調査、④就職対策講座・講習会、⑤資格取得・講習会・対策講座に関わること等を行っている。また、雇用先開拓の対外活動として、①都道府県教育委員会・私立学校協会等の訪問、②一般企業・体育施設関係の訪問、③一般企業・体育施設・幼稚園の懇談会等に参加し、情報交換・情報収集等を行っている。事務組織は、7名で編成されている。職務としては、①就職指導・相談・斡旋に関する事務、②求人受付、就職先の開拓、③就職情報収集に関する事務、④就職関係の諸証明書類の発行事務、⑤各資格取得講座関係に関する事務、⑥その他・就職に関する事務、⑦その他・資格に関する事務を行っている。

(b)課題

キャリア支援、その一環としてのインターンシップ等に関して、一層の充実を図っていく。

基準(2) 職業教育と後期中等教育との円滑な接続を図っている。

(a)現状

就職情報の提供については、キャリア支援課窓口のほか、「キャリア支援センター」を設置し学生の就職活動を支援する資料の提供や就職相談に対応している。また、キャリア支援センターは、学生の就職活動を支援する資料の提供や就職相談に対応しているだけでなく、専属の職員を配置し、学生個々のエントリーシート・履歴書・自己PR等の添削指導も含め、きめ細かに指導助言を行っている。

(b)課題

- 1.大学一括型のインターンシップ（就業体験）を大学2・3年生対象に実施しているが、短期大学では、夏期休業中に実習などが多いので、期間の確保等が難しいため実施していない現状である。
- 2.一人ひとりのきめ細かい支援を行うためには、キャリアカウンセラー等の常勤が望まれる。

(c)改善計画

- 1.短期大学1年生も対象とした、インターンシップ（就業体験）を実施したいと考える。
- 2.経費削減・費用対効果を考えるのであれば、公の機関からの派遣も一考である。

基準(3) 職業教育の内容と実施体制が確立している。

(a)現状

4月の授業開始より該当学年に適切な情報を提供できるように、年間を通して就職オリ

エンターションを実施している。本学では、就職GUIDE「『なりたい!』の実現を目指して」を作成し、卒業学年に配付している。就職対策講座は、春季休暇を利用して、教員採用試験のための対策講座と公務員採用試験及び一般企業・体育施設関係の採用試験のための対策講座を3コースに分けて開講し、学生への支援プログラムとして実施している。平成17年度から就職対策の早期取り組みのため、夏休み明けの学力保障期間に「就職対策基礎講座」(教員・企業・公務員の3コース)を開講している。よりよい就職を目指す自主学習「Let's study」は、学生が自主的・継続的に学習の習慣を培うことを目的に、専任教員の指導は、ボランティアとしてオフィス・アワーの一環としても実施している。平成24年度から、短期大学1年生の後期に職業教育の授業「キャリアデザイン」を導入し、早い時期に学生の基礎的就業力を養成できるよう配慮している。

キャリアアップのための特別講座として、日本赤十字社の日赤救急法講習会を昭和56年度から実施し、高い合格率をあげている。また、日赤水上安全法講習会も平成13年度から実施し学生の資格取得のための特別講座としている。原則として卒業学年を中心に実施し、高い合格率をあげている。他に、秘書検定講座も実施し、平成25年度からは日本語検定講座も開講する予定である。これらは、他学年でも希望者は受講できるよう配慮している。

(b)課題

各種資格取得の合格率をより上げるように講座を行う時期等を工夫する。幼保一体化の社会的要請に応える学生を育成するとともに、児童教育学科の学生等の就職への機会の拡充を図る必要がある。

(c)改善計画

学生の国語力や文章力の基礎を充実させるために、平成23年度までフレッシュウイークで基礎学習技法講座、平成24年度からは授業として国語基礎講座(必修)を行っている。さらに職業教育の充実を図るため、平成25年度から日本語検定講座を導入している。

幼保一体化に向けては、平成25年度から保育士試験の試験科目名称の変更に伴い講座名を変更する。

基準(4) 学び直し(リカレント)の場としての門戸を開いている。

(a)現状

平成17年度入試(17年度入学生)から社会人特別選抜を実施し、平成20年度保健体育学科に1名入学している。近年、科目履修を希望する本学卒業生が多く、平成20年度20名・平成21年度19名・平成22年度24名・平成23年度21名・平成24年度21名と毎年度約20名の科目履修生を受け入れている。特別な学習支援及び体制は整備していないが、グループ担任等が個別の対応(キャリアガイダンスの充実・基礎能力向上)をしている。また、具体的な相談があった場合は、就学状況を踏まえて情報提供し、担任教員・キャリア支援職員(専属の職員)が相談に対応している。

(b)課題

科目履修生受け入れの為の支援整備が必要である。

(c)改善計画

専門性を身に付けるために、リカレント教育の門戸を開いているが、受け入れ後の就職・資格取得の為の支援整備をする。

基準(5) 職業教育を担う教員の資質（実務経験）向上に努めている。

(a)現状

平成24年度から「キャリアデザイン」の授業を導入している。職業教育の専門者ではなく、クラス担任が「キャリアデザイン」の授業を担当しているため、授業準備等を通して職業教育に対する資質向上が促されている。また、各実習の巡回指導などの機会に現場責任者等と情報・交換収集し、職業教育の資質・向上に努めている。

(b)課題

キャリアデザイン担当教員の指導温度差をなくすための取り組みが必要である。

(c)改善計画

平成24年度「キャリアデザイン」担当教員から、アンケート調査・ヒアリング等を行い、その測定・評価の結果を基に、今後の改善計画を検討し、指導の平均化を図る。

基準(6) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

(a)現状

平成24年度後期から「キャリアデザイン」の授業が実施されたので、全授業終了次第、効果の測定・評価を行う予定である。

(b)課題

「キャリアデザイン」が必修授業の為、認定日数に達しなかった学生の対応やそれを担当する教員の検討が必要である。実施された授業内容・展開を基に、テキストなどの見直しを再度行う必要がある。

(c)改善計画

「キャリアデザイン」を実施した卒業学年から、職業教育の効果をアンケート調査・ヒアリング等で確認し、その測定・評価の結果を基に、今後の改善計画を検討する。

選択的評価基準

3. 地域貢献の取り組みについて

基準(1) 地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業の開放等を実施している。

(a)現状

本学では、地域交流センターが設置（平成14年）される以前の平成7年より、『東京女子体育大学・東京女子体育短期大学 公開講座』（無料講座）を実施（当初は女子体育研究所が所管）している。本公開講座の実施は今年で19年目を迎える。本学の公開講座講師は、主に専任教員（大学所属教員も含む）が担当している。講座実施に当たり、当日は地域交流センター運営委員と職員がサポートし、現役学生もアシスタントとして加わっている。公開講座の目的は、「教育・文化・スポーツ等に関する地域社会からの協力要請に対し、本学の研究・教育の成果を積極的に社会還元する。また本学の施設・設備を開放し、地域に開かれた大学として社会貢献の機能を果たしていくこと」であり、公開講座を企画・運営する本学地域交流センターは、本学における地域交流・社会的活動の促進を積極的に且つ円滑に実施できるよう支援している。（次頁「平成24年度公開講座等実施結果」参照）

地域交流センターではこれまで、総合的な地域スポーツの拠点を目指して、公開講座における講座内容の拡充を主眼に取り組んできた。幼児から成人にいたる幅広い利用者に対応した企画を立案し、本学のもう一つの特色でもある「音づくり」「ものづくり」をテーマとした講座も織り交ぜ、多様な受講者のニーズに応えられる内容を準備してきた。近年では開講講座数も年間20講座以上を数えている。講座内容の多様化については、次頁の「平成24年度公開講座等実施結果（24講座）」にも明らかである。例えば、幼児・児童対象の講座は、本学の専門領域である「はじめての新体操」「器械運動」「陸上競技」のほか、児童教育学科の特色を生かした「歌遊びリズム遊び」「幼児教室」「おもしろ科学実験教室」などの講座もおき、内容に広がりを持たせている。逆に、中学・高校生対象の講座においては、競技種目を配置し、競技力の向上や専門性を深めることができる講座を多く揃えた。特に高校生講座は平成22年度より、専門講座を重点的に増設している。この講座には近郊のみならず、種目によっては遠方より多くの高校生参加者を得ており、現在も人気の講座として、種目を変えて開講している。平成24年度公開講座の「ラクロス」「卓球」「チアリーディング」「ハンドボール」「バレーボール」「バスケットボール」「ソフトボール」「ダンス」がそれに該当する講座である。また、成人講座においては、参加者のニーズに応えるプログラムとして、健康と運動に関する講座を設け（平成24年度は4講座）ここにも本学の専門性を大いに発揮している。更に共通講座の「カヌー教室」「カレンダーづくり」では、地域の児童から成人まで、幅広い年齢層の参加が得られている。

以上のように、地域交流センター統括・推進による本学の公開講座は、体育・スポーツの特性を生かしながらも多様な講座構成を以って幅広い対象者に提供できるものとなっている。また実施においては、地域交流センターの職員と運営委員によるサポート体制がとられ、更に学生アシスタントの補助によって安全に行われている。また毎回受講者にアンケート調査を行い、各講座の省察を行っている。そしてそれを次年度の公開講座計画の検討に反映している。このような実施体制によって、参加者数も徐々に伸びてきている（平成20年度707名・平成21年度687名・平成22年度565名・平成23年度739名・平成24年度703名）。過去5年間の実施をみると、年度平均22講座・平均受講者約680名を得て、

現在に至っている。

平成24年度東京女子体育大学・東京女子体育短期大学公開講座等実施結果									
種別	講座名	開講予定日	時間	対象者	担当講師	講座内容	募集人数	受講人数	
幼児講座	歌遊びリズム遊び	10月28日(日)	10:00～12:00	親子(幼児・小学校低学年)子どものみの参加も可	三好優美子 准教授 山本 学 講師	生伴奏のピアノに合わせて、歌ったり踊ったり、音楽遊びを楽しみましょう。楽器を使ってリズムで遊ぼう。	20名	40名	
	幼児教室(全2回) 「子どもの感じる心を育てよう」	5月12日(土)	13:30～15:00	幼児とその親	佐藤喜代 教授	子どもの感じる心を育てる総合保育(1日幼稚園)を行います。運動遊び、歌、絵本、折り紙、小麦粉粘土、など、様々な遊びを楽しめます。2回参加も可能です。	30名	38名	
		11月10日(土)	13:30～15:00				30名	23名	
小学生講座	はじめての新体操	5月19日(土)	13:00～14:30	幼・小学生 初心者	秋山エリカ 教授 三好優美子 准教授	生伴奏のピアノに合わせて、ボールやリボンで遊びましょう。	30名	72名	
	器械運動 (初心者コース)	7月30日(月)	10:00～12:00	小学生 低学年 初心者	塩野克己 教授 金子 一秀 教授	器械体操に興味をもつ初心者の人、とび箱やマットが苦手な人、みんな楽しくチャレンジしましょう。	30名	32名	
		7月31日(火)	10:00～12:00	小学生 上級者	山田 まゆみ 教授 渡辺 博之 教授	器械体操が得意な人、もっと上達したい人集まれ～、いろいろな技に挑戦しましょう。	30名	25名	
	おもしろ科学実験室 (全2回)	8月23日(木)	10:00～12:00	小学生 (中・高学年)	圓谷秀雄 准教授	「エネルギーを使って動かしてみよう」自然科学の面白さは、自分でやってみてはじめて味わうことができます。2日続けて参加できます。	20名	19名	
		8月24日(金)	10:00～12:00				20名	23名	
	高校生講座	陸上競技	8月25日(土)	16:00～17:30	小学生	浅見美弥子 教授 田中真奈美 本学OG	からだを上手につかう、速く走る、高く跳ぶ、速くに投げるなど、身体能力、運動能力を高めます。	30名	63名
		バドミントン	7月14日(土)	14:00～16:00	高校生(女子)	加藤 明 教授 平井克英 非常勤講師	バドミントン部の学生と一緒に練習し、技術を向上させたり、ラリーを楽しみます。	40名	46名
	高校生講座	チアリーディング	9月9日(日)	14:00～16:00	中・高校生(女子) 初心者	戸田 芳雄 教授 植草輝美 チアリーディング部コーチ	チアリーディングに憧れている人、やってみたいと思っている人、一緒にやってみませんか。	30名	中止
ソフトボール		12月23日(日)	10:00～13:00	高校生(女子)	佐藤理恵 講師 細田きみ子 ソフトボール部監督	佐藤理恵選手のデモンストラクションを交えながら基本技術を身につけます。	50名	68名	
バレーボール		平成25年 1月12日(土)	13:00～16:00	高校生(女子)	今丸好一郎 准教授	技術を磨き、戦略を練り、チーム力向上を目指します。後半は練習試合をします。	50名	41名	
卓球		平成25年 1月20日(日)	9:30～12:30	高校生(女子)	川村公一 公認上級コーチ	卓球部の学生と一緒に基本技術の練習をし技術を考え試合を楽しみます。	20名	14名	
ハンドボール		平成25年 1月27日(日)	13:00～16:00	高校生(女子)	八尾泰寛 講師	ハンドボールの基礎的技術を学び、試合のための戦術を考えます。	50名	9名	
ラクロス		平成25年 1月27日(日)	10:00～12:00	高校生(女子)	圓谷秀雄 准教授 ラクロス部	まだまだマイナーなスポーツですが、魅力たっぷりのラクロスに触れてみませんか♪	30名	12名	
バスケットボール		平成25年 1月27日(日)	13:00～16:00	高校生(女子)	玉置正彦 准教授	バスケットボールの基礎的技術を学び、試合のための戦術を考えます。	50名	50名	
ダンス		平成25年 3月10日(日)	10:00～16:00	高校生以上 (男女)	和田春恵 教授 平田利矢子 准教授	ダンスを楽しみましょう!! 踊って爽快! ストリートダンスパフォーマンス…、様々なダンスが盛りだくさんです。	70名	39名	
成人講座		「生活体力を測定しよう」	5月19日(土)	14:00～16:00	成人	山田浩二郎 教授	日常生活動作に関する身体の動き(生活体力)について学び、その後、生活体力を測定します。	30名	22名
		「エアロビクスダンス」	6月2日(土)	14:00～16:00	成人	中本 哲 教授 長谷川洋子 教授	メタボリック・シンドロームと運動について学び、老若男女、同じ空間でエアロビクスダンスを楽しみます。	30名	22名
	「ペットボトル体操」	7月7日(土)	14:00～16:00	成人	浅見美弥子 教授 鳥賀陽信 講師	筋力トレーニングの必要性を学び、身近なペットボトルを使って肥満・転倒・老化をストップ。	30名	16名	
	「ウォーキング・クリニック」	11月17日(土)	14:30～16:30	成人	櫻田淳也 准教授	これから始める人、継続している人達の、フォームやペース配分をチェックしながらウォーキング。	30名	22名	
共通講座	カヌー	9月9日(日)	10:00～15:00	中学生から成人	本田宗洋 教授 東山昌央 講師	カヌーに乗ろう。カヌーでボロゲームをしよう。	50名	19名	
	2013年のカレンダーづくり	12月2日(日)	10:00～15:00	小学生から成人	渡邊 洋 准教授	版画の技法を使って、世界でひとつだけのオリジナルカレンダーを作ります。	30名	28名	
合計								703名	

前述のように、本学の公開講座は現役学生が講座のアシスタントとして実施に関わり、講座のテーマを通じて参加者と様々な交流をしている。これは本学の公開講座ならではのことで、ここでは参加者・学生ともに貴重な体験を共有している。そしてこのことが、継続的な参加者（リピーター）確保の一因ともなっていることを、参加者のアンケート回答より読み取ることができる（「平成24年度アンケート調査の抜粋」参照）。

また以下に平成24年度公開講座における「参加者居住地」を示した（「平成24年度公開講座参加者居住地」参照）が、これによると近隣の参加者が半数近いことが分かる。これは、本学の公開講座が近隣住民の支持を得ているということに併せ、平成9年より立川市教育委員会の共催を得ていること、また国立市教育委員会の後援も同じく平成9年に受けて開催していることが、大きく関与しているものと思われる。

以上、本学公開講座は、本学の個性と特性を生かし、専門高等教育機関として多様な社会貢献を地域に果たしていることを報告することができる。

平成24年度アンケート調査の抜粋

- ・先輩方がとても優しく、全然至らないのに、的確なアドバイスをして下さってすごくうれしかったです。（高校生講座『バドミントン』）
- ・大学生の方々が優しく教えて下さってとてもためになりました。楽しかったです。
（高校生講座『ハンドボール』）
- ・大学生のみなさんと楽しくラクロスができてとてもよかった。
（高校生講座『ラクロス』）
- ・このような自分にとってプラスになる体験ができて良かったです。また、一緒に先輩と練習したいです。（高校生講座『バレーボール』）
- ・地域に根差した公開講座大変ありがとうございます。常に思うことですが講師の先生や学生たちの対応には感謝しております。（成人講座『健康講座ウォーキング』）
- ・たくさんのお姉さんたちと遊んでもらったりお世話していただき、とても楽しいひと時を過ごせました。（幼児講座第1回）

平成24年度公開講座参加者居住地

	立川市	国立市	府中市	八王子市	国分寺市	その他の地域	合計
人数	150名	160名	50名	35名	27名	281名	703名
割合	21.3%	22.8%	7.1%	5.0%	3.8%	40.0%	100%

その他、公開講座の一環として、平成22年4月に地域交流センターでは、本学の専門性を生かした有料定期公開講座として、専門講座『新体操ジュニア定期公開レッスン』及び、通年講座『新体操キッズクラブ』（会員制）を試験的に開講した。これらの講座は、近隣の小学生・中学生・高校生を対象に、スポーツ振興と地域交流の促進を図るとともに、本学学生の指導法の実践学習に資することを目的に開設された有料・定期講座である。またこれらは、総合型地域スポーツクラブの基盤を生み出す土壌として、複数種目を備える

会員登録制クラブの開設を見据えたものでもある。今後の可能性を探りつつ会員の増減やニーズに対応しながら実施を継続している講座である。

平成 23 年度には両講座とも名称を変更し『新体操ジュニア定期公開レッスン』⇒『定期公開レッスン』、『新体操キッズクラブ』（会員制）⇒『ジュニア・ユースクラブ（新体操）』とした、また『定期公開レッスン』は、受講者の希望から 4 種類の講座「新体操」・「キッズ Hip Hop」・「キッズサッカー」・「ドローイングワークショップ」を新設した。また『ジュニア・ユースクラブ（新体操）』も、年齢層と技能レベルに応じてクラス別（9 クラスに分類、その後 11 クラスになる）講座とし、きめ細かな指導ができる体制が整った。これを期に、両講座とも更なる会員増をみることとなり、現在では 100 名を超える会員を擁する定期講座に成長している（別紙添付資料 1：『定期公開レッスン』『ジュニア・ユースクラブ（新体操）』平成 24・25 年の概要参照）。

特に『ジュニア・ユースクラブ（新体操）』は会員増を伴いながら安定的な運営が継続できており、平成 24 年度には成果発表会を本学藤村総合教育センターで開催（平成 25 年 3 月 3 日/出演者 110 名）し、多くの観客を動員して好評を博している。（別紙添付資料 2：「ジュニア・ユース新体操クラブ第二回ミニ発表会プログラム」参照）

また、正規授業の開放に関連した取り組みとして、地域交流センターでは、中学生の大学訪問や大学見学における、授業参加や見学の希望に随時応えている。最近の対応事例を別紙に示す（別紙添付資料 3：「平成 24・25 年度中学生の大学訪問等受入れについて」）。

これまでも上記事例のうち、修学旅行の一環で本学の授業参観（平成 24 年）やトップアスリートとの交流会を行うケース（平成 25 年）があった。その他、予約のない突然の訪問に関しても来訪者の希望に沿った対応を行い、件数は少ないが中学生との貴重な交流の機会を大切に考え、取り組んでいる。また、高校生・一般の大学訪問や授業体験は入試広報課が窓口となっている。

(b)課題

本学の地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業の開放等の実施における課題については以下の 4 点が挙げられる。

まず、短期大学の児童教育学科連携の「幼児講座」について、更なる講座内容の充実に関する課題が挙げられる。本学の専門領域である体育・スポーツ領域の講座は、本学の特色が打ち出された専門的な講座として定着しているが、「幼児講座」については体育短期大学としての在り方を視野に、新しい講座の検討が必要である。

もう一点は、各講座における新規参加者の確保についての課題である。全講座において毎回、参加者に内容や運営についてのアンケート調査を行っているが、それによると各講座ともリピーターが多く、参加者の安定的な確保はできているが、新規参加者の受け入れや開拓について、検討の必要性があると考えられる。

次に、毎回受け入れ予定人数を大幅に上回る講座についても課題として検討する必要がある。

また現在実施されていない、本学における生涯学習授業の可能性についても検討課題として挙げられる。

(c)改善計画

前項の課題で、幼児対象の講座における内容の検討について、本学短期大学・児童教育学科の研究室が、以下のような改善計画を提案している。

本学短期大学・児童教育学科・保育総論研究室は、「こどもスポーツ研究会」開設の承認を得て、国立市教育委員会主催の「平成 24 年度東京都スポーツ推進委員広域地区研修会」に本学教授を派遣し、第 8 回スポーツ推進委員及び障がい者スポーツ担当者対象に「こどもとスポーツ」に関する基調講演を行っている。更に、地域交流センターの協力及び国立市教育委員会の後援で、近隣の保育園・幼稚園・小学校の指導者の参加を促す実技・実践研修会を実施している。これらは地域の保・幼・小の施設教育機関に向けての実技研修会であり、本学の特色を打ち出せる改善計画でもある。

また、平成 25・26 年度本学の共同研究である「こどもスポーツに関する基盤構築のための研究開発」は、特色ある短大の創造をねらい、こどもスポーツの在り方を追求していく研究で、具体的には 0 歳児から就学前の乳幼児対象に行動観察記録調査を開始し、子どもが楽しめる運動能力開発及び体力測定調査に関する研究開発を目指している。何れ、この研究成果を本学の公開講座にも反映し、より良い新しい講座が提案できる。またこの共同研究計画事業は、学内研究者・地域交流センター・国立市教育委員会生涯学習課との協働によるもので、実技実践研修会とこどもスポーツに関するシンポジウムも企画している。これは公開講座に留まらず、本学児童教育学科が体育推進教育機関として、広く地域に貢献できる改善企画である。

この企画の基盤には、体育短期大学・児童教育学科として、「幼児期運動指針」（文部科学省）・「子どもをげんきにする運動・スポーツの適正実施のための基本指針」（日本学術会議）に鑑み、子どもとスポーツに関する講座企画において、子どもの体力向上に貢献できる講座改善計画を検討するという取り組みがある。

次に、公開講座の新規参加者の確保についての課題には、本学公開講座に対する賛助・後援機関の新規参入が参加者確保に直結した対策であると考え。今後は地域交流センターが、積極的に新機関に対して協賛・後援要請を働きかけ、賛同を得ることが必要であり、速やかに実施に移したい。

また平成 24 年度の公開講座実施結果から、受け入れ予定人数を大幅に越える希望者がある講座について検討する必要があるが、この対象となる講座は、「器械運動」（小学生対象）である。種目の特性から、大人数の受け入れは事故や怪我につながる可能性も考えられ、受講者の定員増は避けたい。従って、地域交流センターとしては、講座回数を増やすことを担当研究室と検討していくことで改善を図りたいと考える。

最後に、現在実施されていない、本学における生涯学習授業の可能性について、これに関しては地域交流センター独自の課題というよりも、全学的な取り組みとして、本学のあり方と将来像に沿って、各課・部署との連携で進めていきたい。

基準(2) 地域社会の行政、商工業、教育機関及び文化団体等と交流活動を行っている。

(a)現状

地域交流センターではこれまで、国立市の行政・教育機関からの要請に対して本学学生を派遣しており、現在最も対応件数の多い取り組みである。具体的には、国立市の生涯学

習課からの要請で、市主催のスポーツイベントやスポーツ講座におけるサポート要員および、国立市教育委員会学校指導課の、市内小・中学校における「ティーチング・アシスタント」の要請に対する参加活動である。これらの参加活動は平成9年より継続している。これらは本学学生の特性が生かされる活動であり、教育実習を控えた学生の貴重な学習の機会ともなっている。以下に平成24年度の国立市の行政・教育機関への参加活動事例を示す（平成24年度行政・教育機関への参加活動事例（国立市）参照）。

平成24年度行政・教育機関への参加活動事例（国立市）（単位：人）

主催	依頼内容	実施回数	活動者数	クラブ	大学	保体	児教	科目履修
国立市 教育委員会 生涯学習課	小学生水のサバイバル教室 運営補助員	2日	10	0	7	2	0	1
	国立市放課後子ども教室 学び・遊び指導員	114日	56	0	40	4	0	12
	国立市「キッズフットサル 教室」指導補助員	6日	7	0	7	0	0	0
	集まれくにつ子！ スポーツ子どもの日 運営補助	1日	30	29	1	0	0	0
	ファミリー・タグラグビー 教室運営補助	1日	6	4	2	0	0	0
国立市 子ども家庭 支援センター	ボランティア	6日	14	0	0	0	14	0
国立市公民館	障害者青年教室 ボランティアスタッフ	12日	1	0	1	0	0	0
国立市 教育委員会 教育指導課	ティーチングアシスタント	40日	1	0	0	0	0	1
国立第二中学校	バスケットボール部 指導補助	64日	2	0	1	1	0	0
国立市 第六小学校	子どもと家庭の支援員	112日	1	0	0	0	0	1
くにたち 市民総合 体育館	第22回ファミリー フェスティバル補助スタッフ	1日	10	0	3	7	0	0
	第23回ダンスコレクション 運営スタッフ	2日	6	6	0	0	0	0
合計	12件	361日	144	39	62	14	14	15

また近隣地域の商工会等からの要請に関して、地域交流センターでは恒例化した取り組みを行っている。その他、不定期な活動要請に対しても、随時適切な活動者やクラブ活動部員を可能な限り派遣している。

恒例化した取り組みとは、近隣の商工会・自治会（錦町商工会・羽衣町自治会）からの依頼で、毎年8月（2件とも）に行われる、夏祭りのイベントへの参加要請である。これは約30年前より断続的に続いている古い活動であり、本学のダンス部や新体操競技部・ストリートダンスクラブ・チアリーディング部などが要請に応じ、演技披露によって、地域の夏祭りに花を添える役目を果たしている。平成24年度はストリートダンスクラブがダンス発表の実演を行った。この2件の地域（錦町商工会・羽衣町自治会）は大学に隣接しており、この地区には多くの本学学生が居住し、最寄り駅から大学までの通学路のある地域でもある。このようなごく近隣の商工会や自治会から長年に亘り活動要請があるのは、地域と大学との関係が良好であることを意味している。地域交流センターとしてはこの地域に根付いた活動と良好な関係を今後も継続させていきたいと考えている。

(b) 課題

ここにおける活動の課題は、各活動要請に対してクラブ活動単位で参加する 경우가多く、結果的に学生独自の参加活動が少ないことが挙げられる。もともと学生のクラブ活動加入率が低いため、クラブ活動の活動件数が多くても、実際に活動をしている学生は少ないので、クラブ活動への加入率を高めることも課題となる。

(c) 改善計画

ここにおける問題の改善は、活動要請に対する学生の派遣を増やすことであるが、地域交流センターとしては、多種多様な活動要請の中から、本学の短大学生に相応しいもの、地域社会と短大学生にとって有意義な活動となるものを優先的に学生に紹介できる体制をつくっていくことが重要であると考えている。つまり、活動内容の詳細を吟味し、学生への情報提供の際には、活動の意味も含めて知らせることが必要であり、また情報提供の方法も見直し、なるべく学生の目に触れること、具体的には、掲示場所を地域交流センター以外にも設けることや、掲示物は学生の目に止まる工夫のあるものを作成するなど、改良の余地があるものに対しては細かな対処から行っていくことが改善の第一歩であると考えている。また、学生のポータルサイトや大学ホームページの地域交流センターの掲示板にトピックとして、詳しい情報をアップすることも有効であり、それらをすべて動員して情報提供の強化を図ることで改善を図りたい。

基準(3) 教員及び学生がボランティア活動等を通じて地域に貢献している。

(a) 現状

地域交流センターでは、日頃から学生にボランティア活動への関心と積極的な参加活動を促し、奨励をしている。平成24年度には、選択科目として「ボランティア理論」（1単位）・「ボランティア実習」（1単位）が単位取得科目として確立した（それまで「社会奉仕体験活動」という科目名であった）。これに先立ち、地域交流センターでは、学生の単位取得とボランティア実習の促進を図るために集中講座を開講している（毎年4月・5月の土曜日・日曜日）。本年度で11回目を迎える講座である。以下に平成24年度ボランティア講座実施結果を示す（「平成24年度ボランティア講座実施結果」参照）。

平成 24 年度ボランティア講座 実施結果

(単位:人)

テーマ	開講日・時間 ※…理論 ▲…実習	場所	内 容	担当講師	大学				計	保体		児教		計
					1年	2年	3年	4年		1年	2年	1年	2年	
ボ ラ ン テ ィ ア 概 論	オリエンテーショ ン	学年別	フレッシュウィークに出席する	地域交流センター 運営委員	374	111	59	17	561	49	2	47	38	136
	※1校時	4301	「ボランティアとは」 (歴史・理念・組織・法制度 等)	古川 和人 本学教授	67	5	1	2	75	3	0	4	0	7
	4/7 (土) ※2校時	4301	「ボランティア社会と学生」 (活動の内容・国際協力・ 環境問題等)		67	4	1	2	74	3	0	2	0	5
障 害 者 福 祉 論	▲1校時	多摩 障 害 者 ス ポ ー ツ セ ン タ ー	「視覚障害者・聴覚障害者の スポーツ」	高山 浩久	20	5	1	2	28	1	0	1	0	2
	▲2校時		「肢体不自由者・知的障害者の スポーツ」	東京都障害者 スポーツ協会	20	5	1	2	28	1	0	1	0	2
	※3校時		「障害者スポーツ概論」	柳橋 千恵	22	4	1	2	29	1	0	1	0	2
	※4校時		「障害者スポーツとスポーツ ボランティア」	多摩障害者 スポーツセンター	22	4	1	2	29	1	0	1	0	2
障 害 者 福 祉 論	※3校時	4301	「聴覚障害学生への理解と 情報保障」 「ノートテークの基本、ルールとマ ナー」	田中 啓行 関東聴覚障害 学生サポート センター	22	3	0	1	26	1	0	1	0	2
	▲4校時		「ノートテークの実践・演習」1・2		18	3	0	1	22	1	0	1	0	2
	▲5校時				18	3	0	1	22	1	0	1	0	2
児 童 福 祉 論	※3校時	4301	「児童福祉の理論と実践」	石原 まゆみ 都立 あきる野学園	27	4	1	1	33	0	0	1	0	1
	▲4校時		「方法実践・演習」		23	2	1	1	27	0	0	1	0	1
高 齢 者 福 祉 論	※3校時	4301	「高齢者福祉の理論と実践」	橋本 正明 至誠ホーム長	26	3	0	2	31	1	0	1	0	2
	▲4校時	4301 屋外	「介護法実践・演習」	佐藤 徹郎 至誠ホーム	23	3	0	2	28	1	0	1	0	2
出席人数 (オリエンテーションを除く)					375	48	8	21	452	15	0	17	0	32

ボランティア講座受講による平成 24 年度の単位取得者は「ボランティア理論」25 名（うち短大生 2 名）「ボランティア実習」3 名（うち短大生 0 名）であった。

また、実際にボランティア活動に参加する学生は、予め地域交流センターで「ボランテ

「ボランティア活動登録」をすることになっている。この登録によって、学生は、地域交流センターより安全で実りあるボランティア活動となるよう支援を受けることができる。またその登録は「ボランティア実習」の単位取得につながる手続きにもなっている。地域交流センターは活動者の把握と支援、また単位取得に向けての指導もこの「ボランティア活動登録」をもとに行っている。

一方、地域交流センターでは各方面からのボランティア活動の要請を以下の8項目に種別し、学生の活動対応に備えている。以下に平成24年度のボランティア活動の種別とその活動実績を示した。

平成24年度 ボランティア活動分野別活動実績

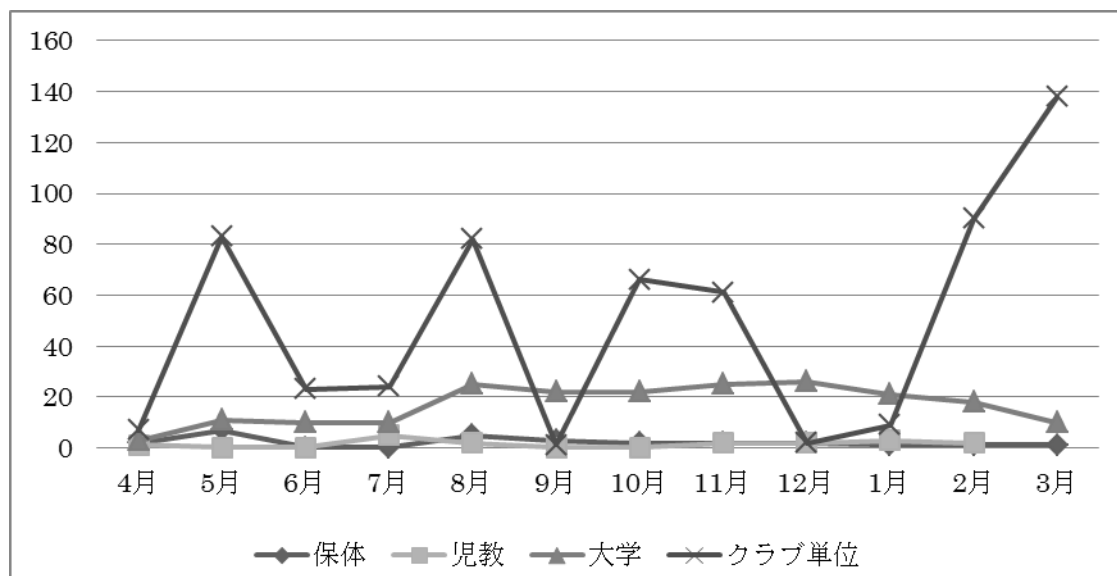
(単位:人)

	ボランティア活動分野	件数	活動人数 (合計)	クラブ	大学	保体	児教	科目履修
①	高齢者福祉	0	0	0	0	0	0	0
②	児童福祉	8	21	0	5	2	14	0
③	障害者福祉	45	266	254	12	0	0	0
④	国際交流	0	0	0	0	0	0	0
⑤	学校教育支援	12	15	0	10	1	1	3
⑥	生涯学習活動支援	32	273	161	79	13	4	16
⑦	環境・災害 ボランティア	1	3	0	0	2	1	0
⑧	その他	5	120	120	0	0	0	0
	合計	103	698	535	106	18	20	19

平成24年度におけるボランティア活動等活動者総数は835名であった。過去の学生ボランティア活動等の活動人数については、平成21年度は1,057名、平成22年度は833名、平成23年度は910名という結果をみている。活動者数の変動は、各年における学生の在籍数との関係があるものと考えられる。また以下に平成24年度のボランティア活動の活動者数を月別・学科別に図示した。

平成 24 年度月別・学科別ボランティア活動図

(単位：人)



これによると、本学学生のボランティア活動は、クラブ活動を通しての参加が積極的に行われていることが分かる。また、保健体育学科と児童教育学科学生における活動が非常に少ないこともわかる（しかし、ここにはクラブ所属の学生についての人数が加算されることから、図示されている数値よりも実際は少し多い人数となる）。

地域交流センターが把握している活動報告に基づいたものが上図であるが、実際には、クラブ活動単位でボランティア活動を行い、地域交流センターに報告をしていない活動も散見されることから、クラブ単位での活動者数は上図を上回っている。ここでも先の基準(2)と同じ傾向を示し、クラブ活動単位によるボランティア活動への参加は、本学の学生ボランティア活動の特色といえるものである。

クラブ活動の何をボランティア活動に生かすかは、各クラブによって様々であるが、現状では、種目の特性をもって活動貢献するもの（例：立川マラソンに陸上競技部が参加活動をする。など）が主な活動となっている。学生のボランティア活動については、どのようなやりがいをもって取り組むかが重要で、活動数の多少が問題ではないと考える。学生は勉学が本分であり、クラブ活動に参加している学生にとっては本当に限られた時間の中でのボランティア活動となる。地域交流センターでは、そのような条件の中で、学生と依頼者双方にとってより良い活動となることを念頭に、学生にボランティア活動の斡旋と支援をしているのが現状である（「平成 24 年度クラブ別ボランティア活動一覧」参照）。

平成24年度クラブ別ボランティア活動一覧

(単位:人)

NO	クラブ名	件数	活動者数
1	剣道部	1	12
2	硬式庭球部	2	12
3	サッカー部	1	21
4	新体操競技部	5	89
5	水泳部	5	55
6	ストリートダンスクラブ	2	76
7	体操競技部	1	8
8	卓球部	9	21
9	チアリーディング部	1	7
10	バスケットボール部	8	58
11	バドミントン部	6	12
12	野球部	1	10
13	陸上競技部	6	154
	合 計	48	535

※大学所属を含む延べ人数

(b)課題

学生のボランティア活動において、クラブ活動単位での参加が多いという現状であるが、地域交流センターでは、その実態の詳細までは把握できていないということが、現状における課題である。それは、地域交流センターを通さない活動、つまり直接クラブに依頼があり、活動を行っている場合があるということである。

同じく、本学教員のボランティア活動に関する正確な活動把握ができていないということも挙げられる。地域交流センターに活動要請があったものに関しては承知しているが、直接教員に依頼がある場合は把握することが不可能である。地域交流センターとしては、学生及び本学教員のボランティア活動の正確な実態を把握したいと考えている。

その他、「ボランティア実習」(4名取得うち短大生0名)の単位取得に至るケースが極めて少ないことも課題である。早急に対処・改善に取り組まなければならないと考える。

また、これは短期大学としての課題ではなく大学全体の課題であるが、「高齢者福祉」への活動参加がないということに対して、原因を知り、検討しなければならないと考える。

(c)改善計画

学生のボランティア活動及び、本学教員のボランティア活動に関する正確な活動実態の把握についての改善策として、地域交流センターが各クラブに対してアンケート調査及び、聞き取り調査を行うことで、まずは細かな実態調査をしていく。また教員に対しても、同じくアンケート調査によって実情の把握をする。またこの調査をきっかけに、今後の活動については報告を促していき、報告・連絡しやすいシステムをつくることも、併せて検討していくことで改善したいと考える。

学生の「ボランティア実習」における単位取得者が少ないことに関して、「ボランティア実習」の単位取得には、ボランティア活動の活動時数が900分以上必要であること、また二種類以上のボランティア活動の経験が条件となっている。学生には、これらの条件を2年間で満たすことがかなり難しいと考えられる。これに対する一つの改善策は、先の学生のボランティア活動の実態調査結果が有効になると思われる。クラブ活動における報告されていないボランティア活動が、単位取得時数に加算される場合が考えられるということである。これは、先のクラブ活動におけるボランティア活動実態調査とリンクする課題として、同時に改善される可能性が期待できる。しかし、依然として学生の活動促進に関しては、クラブ活動の低加入率という現状や、就業年限2年という制限的な条件などの観点から、根本的な改善策の模索を行っていかねばならないと考える。それには、学生の学生生活や意識調査などによって現状把握をおこない、対策を講じる必要があると考える。

最後に、「高齢者福祉」への活動参加促進について、これは短期大学だけの課題ではなく大学全体の課題でもある。「高齢者福祉」に関する活動要請が少ないことも原因の一つとして挙げられるが、本学は「介護等体験」における学生の活動に対して、「高齢者福祉」においては常に好評価を得ている。従って、参加の条件が合い、機会に恵まれれば有意義な活動ができることが推測できる。この事については今後の課題として、原因を明確にしていくことから取り組んでいきたいと考える。

別紙添付資料 1

< 『定期公開レッスン』『ジュニア・ユースクラブ (新体操)』平成 24・25 年の概要 >

『定期公開レッスン』『ジュニア・ユースクラブ (新体操)』平成 24 年の概要

『定期公開レッスン』

1. 「新体操」(年/11回・1回/1000～2000円)(小学生～高校生対象/参加者 802名)
2. 「キッズ Hip Hop」(年/18回・1回/1000円)(小学生対象/参加者 263名)
3. 「キッズサッカー」(年/24回・1回/1000円)(小学生対象/参加者 182名)
4. 「ドローイングワークショップ」(年/11回・1回/1000円)(小学生対象/参加者 66名)

『ジュニア・ユースクラブ(新体操)』(会員制・週/1回・月/4000～5000円)

- | | | |
|--------------|------------|---------|
| 1. 「幼児 A」 | (会員数 20 名) | 毎週土曜日開講 |
| 2. 「幼児 B」 | (会員数 21 名) | 毎週土曜日開講 |
| 3. 「ジュニア A1」 | (会員数 15 名) | 毎週火曜日開講 |
| 4. 「ジュニア A2」 | (会員数 16 名) | 毎週火曜日開講 |
| 5. 「ジュニア B1」 | (会員数 12 名) | 毎週水曜日開講 |
| 6. 「ジュニア B2」 | (会員数 13 名) | 毎週水曜日開講 |
| 7. 「ジュニア C」 | (会員数 14 名) | 毎週金曜日開講 |
| 8. 「ジュニア育成」 | (会員数 26 名) | 毎週月曜日開講 |
| 9. 「経験者」 | (会員数 8 名) | 毎週日曜日開講 |

『定期公開レッスン』『ジュニア・ユースクラブ (新体操)』平成 25 年の概要

『定期公開レッスン』

1. 「新体操」(年/11回・1回/1000～2000円)(小学生～高校生対象)
2. 「キッズサッカー」(年/22回・1回/1000円)(小学生対象)
3. 「ドローイングワークショップ」(年/10回・1回/1000円)(小学生対象)

『ジュニア・ユースクラブ(新体操)』(会員制・週/1回・月/4000～5000円)

- | | | |
|----------------|------------------|---------|
| 1. 「エンジェル」 | (3歳対象 定員 10名) | 毎週土曜日開講 |
| 2. 「キッズ A」 | (幼児対象 定員 15名) | 毎週土曜日開講 |
| 3. 「キッズ B」 | (幼児対象 定員 15名) | 毎週土曜日開講 |
| 4. 「ジュニア A1」 | (小学生対象 定員 15名) | 毎週水曜日開講 |
| 5. 「ジュニア A2」 | (小学生対象 定員 15名) | 毎週水曜日開講 |
| 6. 「ジュニア B1」 | (小学生対象 定員 15名) | 毎週火曜日開講 |
| 7. 「ジュニア B2」 | (小学生対象 定員 15名) | 毎週火曜日開講 |
| 8. 「ジュニア C1」 | (小学生対象 定員 15名) | 毎週金曜日開講 |
| 9. 「ジュニア C2」 | (小学生対象 定員 15名) | 毎週金曜日開講 |
| 10. 「ジュニア ユース」 | (中・高校生対象 定員 15名) | 毎週木曜日開講 |
| 11. 「ジュニア育成」 | (小学生以上対象 定員 30名) | 毎週月曜日開講 |

『ジュニア・ユースクラブ(HIP HOP)』(会員制・週/1回・月/5000円)

(小学生対象 定員 20名) 毎週土曜日開講

別紙添付資料2

「ジュニア・ユース新体操クラブ第二回ミニ発表会プログラム」

ジュニアユース新体操クラブ 第二回ミニ発表会
日時 平成25年3月3日(日) 14:00開演
場所 藤村総合教育センター

~ Program ~

開会式

1. オープニング 「祭」 Jr クラス全員
2. Kid's A クラス 「Ball」
3. Kid's B クラス 「Ball」
4. Jr A2 クラス 「Dance ~キャッツ~」
5. Jr C クラス 「Dance ~ハット~」
6. Jr B2 クラス 「Hoop」
7. Jr A2 クラス 「Dance ~傘~」
8. Jr B1 クラス 「Ball」
9. Jr C クラス 「Hoop」
10. Jr A クラス 「Ball & Rope」
11. 育成クラス Charis 「AGG」
12. Kid's A クラス 「Dance」
13. Kid's B クラス 「Dance」
14. Jr B クラス 「Dance~チーターラブ~」
15. Charis 徒手団体 「ブラックキャット」
16. Charis 徒手団体 「レクイエム」
17. Charis 手具団体 「Rope×5」
18. Charis 個人徒手
19. Charis 個人徒手
20. 模範演技 東京女子体育大学 「団体」
21. 模範演技 東京女子体育大学 「個人」
22. 模範演技 東京女子体育大学 「個人」
23. Charis 基本「星に願いを・・・」

フィナーレ 「fly to your heart♥」 全員
~閉会式~

<出演者 110名>

別紙添付資料3

「平成24・25年度中学生の大学訪問等受入れについて」

1. 豊田市立高岡中学校

- (1) 日 時：平成24年6月6日(水) 13時00分～15時00分
- (2) 来校者：2名 (2学年)
- (3) 内 容：修学旅行 班別研修
- (4) 対 応：授業見学と質問対応
秋山エリカ教授が対応

2. 多摩市立鶴牧中学校

- (1) 日 時：平成24年11月30日(金) 9時30分～13時30分
- (2) 来校者：4名 (2年生)
- (3) 内 容：上級学校訪問 (総合的な学習の時間)
- (4) 対 応：① 質疑応答・校内の見学 対応：センター運営委員・職員
② 授業見学・体験「体づくり運動」 対応：長谷川洋子教授
③ 陸上競技の練習方法についての質問対応
陸上競技研究室の教務補佐員が対応

《平成25年度予定》(平成25年5月24日現在)

1. 安城市立安城西中学校

- (1) 目 的：修学旅行1日目の取り組みとしてトップアスリートを訪問し
交流の時間を持ち生徒達の心に響くような思い出を作りたい。
- (2) 日 時：平成25年6月4日(火) 14時～16時
- (3) 来校者：40名程度(興味のある生徒を40名選抜)
- (4) 内 容：新体操競技部員との交流 1時間程度
演技見学と質疑応答30分程度
写真撮影

2. 豊田市立高岡中学校

- (1) 目 的：修学旅行中に各界で活躍している人に会いお話を聞く
- (2) 日 時：平成25年6月5日(水) 9時00分～15時00分の間
- (3) 来校者：3学年1名
- (4) 内 容：ハンドボール部員にインタビュー